

広島県 薬剤師会誌

2015

隔月発行

1

No.255



年頭挨拶

広島県薬剤師会マスコットキャラクター
“ヤクザイくん”決定！

ヒヤリ・ハットエビデンス情報
広島県モバイルDI室・事例報告⑥



公益社団法人
広島県薬剤師会

公益社団法人 広島県薬剤師会
マスコットキャラクター決定！



ボクの名前は
ヤクザイくん

いろんなところにおじゃまします。
ながよくしてくださいなさいね！

全国の皆さんよりいただいた 268 件のご応募の中から
厳選な審査の結果、決定いたしました！
これからさまざまな場で活躍していきます♪
たくさんのご応募ありがとうございました！

広島県薬剤師会誌目次

No.255

年頭挨拶	2
平成26年度第2回多職種連携推進ワーキングチーム会議	11
広島県緩和支援センター平成26年度緩和ケア薬剤師研修	12
健康情報拠点薬局事業について	12
平成26年度薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議	14
第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会	15
ひろしま医療関連産業クラスター推進会議第3回専門委員会	19
広島県緩和ケア支援センター平成26年度在宅ケアチーム研修	20
第38回福山大学薬学部卒後教育研修会	21
第31回広島県薬事衛生大会／薬祖神大祭／各賞表彰	22
平成26年度ドーピング防止ホットライン担当者研修会	26
薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会（第3回）	27
安田女子大学薬学部OSCE	29
平成26年度（第6回）広島大学薬学部OSCE	30
福利厚生 指定店一覧	31
広島県立美術館「団体割引会員」について	33
県薬だより 県薬より支部長への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定	34
行政だより	41
支部だより	68
諸団体だより	72
研修だより	77
広島県モバイルDI室・事例報告⑥	88
薬事情報センターのページ	91
お薬相談電話事例集No.91	95
安全性情報 No.317・318	97
検査センターだより	98
ひろしま桔梗研修会	99
第3回日本くすりと糖尿病学会学術集会	100
薬剤師の休日	101
薬局紹介⑩	102
書籍等の紹介	103
告知板	104
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

表紙写真 マンリョウ（朱砂根）（サクラソウ科）

マンリョウはヤブコウジ科として分類されてきましたがDNA解析による分類体系(APG III)によってサクラソウ科に分類します。日本ではほとんど薬用とされませんが中国では根を煎じて喉の痛みや腫れに使ってきました。

写真解説：吉本 悟先生（安芸支部）撮影場所：安芸郡府中町



新年のご挨拶

公益社団法人広島県薬剤師会会长 前田泰則

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、会員の諸先生方には本会の様々な事業・研修等への多大なるご支援ご協力に対しまして厚く御礼申し上げます。公益社団法人として1年が経とうとしています。

課題の多い年で有りましたが新年を迎えて尚、課題山積した状態が継続しています。○分業バッシング対応○在宅医療薬剤師支援対応○災害時緊急支援対応等々、医薬分業そのものが問われる課題として、医師会等からの分業バッシングに始まって経済優先の分業と揶揄され、二極分化する経営規模の差がますます拍車をかけて進行しています。その結果、M&Aが顕著に進みつつあります。ポイント制では医療法、薬担になじまないと言い、薬局経営の基本を商業法人化し株式会社化して株式の発行を是としている。株の配当は正当な報酬でありその違法性は問えません。医療法の中で医師はご存知のようにひとり法人が認められています。

思い返せば、日本薬剤師会副会長の2期4年の時から悩み続けていました商業法人（株式会社・有限会社等）と医師等のひとり法人化についてであります。現実的にはすでに商業法人として走り始めて数十年が経過しています。営業権も確立されて今更「薬剤師ひとり法人化」が実現可能とは考えにくいお話です。医師はひとりでも○○会△△病院、と名乗って病院経営が可能です。株式会社も一人でも法人化できますが医療法人のような特典はありません。医療法という一見特殊な形態をとっていますが、公的な事業を推進するためにはこのシステム（法律）は大変有意義な存在感を示します。それは国、県、市町等の行政機関との連携がしっかり取れる仕組みが確立しています。我々薬剤師は医療提供施設であっても医療法の枠内にはいません。薬学教育6年制に期待する事大であります。

さて、現状を憂えてばかりでは後進の将来に何ら寄与しません。日本薬剤師会（連盟も含みます）は薬剤師の「見えるか！見える化！」を推進しています。その一環として、セルフメディケーションと健康情報拠点事業があります。日本医師会は反対されているようですが、政府がこれまでの医薬分業を推進する根拠としていた「薬剤師が薬剤費の抑制に貢献することに期待する」というスタンスからの方向転換は多大なる意味があると思います。薬局薬剤師が薬剤費以外でヘルスケア関連に積極的に貢献して欲しいと発信している事をどのように生かせるか？今年は厳しく問われてきます。

今年は、「薬剤師の見える化」をキーワードに広島県薬剤師会館建設・地域包括ケア事業・在宅医療薬剤師支援事業等を地域薬剤師会と密接な連携のもとに推進していきたいと思います。そのための提案が一つあります。それは、前日本薬剤師会会长の児玉孝氏のご提案もあります。日本薬剤師会はオール薬剤師の会であります。（在任中からの前会長のお考えです）しかし会運営に関しては、日本薬剤師会と別に薬剤師協同組合的な発想が必要ではないか？

特に今後の薬剤師が在宅医療へ参加する為にも「理念」の薬剤師会と「実業」の薬剤師会とは分けるべきではなかろうか？特にM&Aを繰り返す今の薬局経営の現状を見て日本薬剤師会の今後の在り方を苦慮されてのご発言ではないかと思います。都道府県薬剤師会でも在宅医療薬剤師支援に関してのお問い合わせ等がここ最近富に増えてきています。これからは傍観者では済まされないところまで来ているのかと危惧しています。調剤報酬の形態も今後は在宅関連の報酬形態に変化しつつあります。去年から徐々にその兆しが表れて来ています。

また、去年は安佐支部を始め自然災害（土砂災害）による備えが如何に大切かを教えられました。災害時の備えと少子高齢化による在宅医療への備えが今後薬剤師の見える仕事として社会からのニーズに応えられる体制を造って行かなくてはなりません。広島県全体で支えて行ける薬剤師が活躍し易い社会インフラ整備、例えば災害時支援、在宅医療薬剤師支援、薬学系大学・地域薬剤師会連携研修事業に「移動薬局・モバイルファーマシー」の活用。以前から広島県病院薬剤師会との連携で実績のある研修協議会、地域薬剤師会等の実務研修等にもご活用いただきたいと考えます。

公益社団法人と今までの社団法人との明らかな違いは、広島県民、市民に我々薬剤師がハッキリと見える形で事業展開する事です。従って、広島県薬剤師会としましては、会館建設・地域医療包括ケア事業（地域医療再生・多職種協働・二葉の里町づくり）・在宅医療薬剤師支援事業（地域薬剤師会支援センター設置と在宅医療薬剤師支援のための連携事業）それに付随する事業展開のための母体となるべき広島県薬剤師協同組合を発足させたいと思います。現行の公益社団法人では共同仕入れ、収益事業等とは一線を画さなければなりません。各地域薬剤師会へも時間の許す限りご説明させていただきたいと考えています。今後とも、会員先生方のご支援ご協力を宜しくお願ひ申し上げます。



新年ご挨拶

公益社団法人日本薬剤師会会長 山 本 信 夫

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに輝かしい新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。平素より日本薬剤師会の諸事業に格別のご支援とご協力を賜っておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。昨年6月、新執行部が発足いたしましたが、国民・患者のための薬剤師業務の充実・強化と医薬分業制度の定着を目指して会務を進めてまいる所存ですので、あらためましてよろしくお願ひ申し上げます。

さて、少子高齢化が急速に進む中、給付と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革への様々な取り組みがいよいよ本格化します。地域における効率的かつ質の高い医療と介護の提供体制を構築するため、「地域包括ケアシステム」という新しい概念に基づき、地域における医療及び介護を総合的に確保するための方針が示されました。少子高齢化の状況については、高齢者人口が急速に増加する地域がある一方で、人口減少による過疎化が進行する地域がある等、地域によって医療・介護のニーズに大きな違いがあります。皆様には、地域包括ケアシステムの一員として、医師、看護師、介護支援専門員などの多職種と連携・協働して、地域の実情と利用者の視点に立ったニーズに見合った取り組みをお願いいたします。

昨年は、医薬品の販売方法と安全確保の仕組みの整備、医薬品・医療機器等の安全かつ迅速な提供の確保に関わる制度改正が行われました。改正によって、医薬品の品質、有効性、安全性に係る責務が薬剤師等に課せられることとなり、医薬品販売における薬剤師による薬学的知見に基づく指導が法律に明記されました。これは、薬剤師がその職能を發揮するための具体的な行動規範を示したもので、これら法改正の趣旨を十分に認識して、適切な医薬品販売並びに提供体制確立に向けた対応を、より一層徹底していくことが重要と考えています。

また、「日本再興戦略」においては、「セルフメディケーション推進」のため薬局を地域に密着した健康情報の拠点として位置付け、薬局・薬剤師の活用を促進することが盛り込まれ、厚生労働省予算により、平成26年度から全国各地で地域の医師会や医療機関の理解・協力を得ながら事業が進められています。平成27年度についても、同モデル事業の継続と拠点薬局の基準の作成等を行う予算を要求しています。地域に密着した薬局・薬剤師を活用することは、医療・介護の提供体制の確保と地域包括ケアシステムの構築を進めていく上でも重要なことです。地域における「チーム医療」の一員として、地域医師会・医療機関と密接な連携の下で「かかりつけ薬局」としての機能を着実に発揮し、在宅医療への積極的な参画や介護・認知症の初期相談、ジェネリック医薬品の使用促進、危険ドラッグの啓発活動など、薬や健康のことなら何でも気軽に相談できる薬局・薬剤師としての役割を十分発揮していただきたいと考えます。

消費税については、本年10月に予定されていた引き上げが延期されることとなりました。本会としては、社会保障制度改革に影響を及ぼすことのないこと、特に、来年度予定されている診療報酬・調剤報酬の改定に必要な財源の確保と医療・介護に関する基金の継続を要望していきたいと考えます。また、保険調剤に関わる消費税については、仕入れ税額控除が可能となる制度に変更することを引き続き求めてまいります。

皆様におかれましては、地域における医療・介護サービス提供体制の充実に向けて、より効率的かつ効果的な取り組みを推進するとともに、薬剤師として地域住民の健康づくりに一層の役割を果たしていただくことをお願い申し上げます。

末筆ではありますが、皆様のますますのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げますとともに、本会事業に今後も変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年の挨拶といたします。



年頭にあたって

文部科学副大臣・参議院議員 藤井基之

新年明けましておめでとうございます。薬剤師会の会員の皆様には、お健やかに輝かしい新たな年をお迎えになりましたことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年秋の第二次安倍改造内閣において、文部科学副大臣を拝命致しました。これも一重に皆様方のご支援の賜と感謝申し上げます。文部科学省とは薬学教育6年制の実現に向けて熱心に議論したことを思い起こされます。6年制教育はすっかり社会に定着し、実務教育を受けた薬剤師の先生方が病院や薬局で大いなる活躍をしている姿には、先輩薬剤師として頼もしく感じられます。

さて、政府は団塊の世代が75歳を迎える2025年の本格的な超高齢化社会を控え、社会保障の充実と安定化、そのための安定した財源確保と財政の健全化を同時に達成することを目指し、社会保障と税の一体改革を推し進めています。

医療・介護の分野では、昨年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」いわゆる「医療介護総合確保推進法」が成立しました。一昨年の社会保障制度改革国民会議の報告書に示された、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療と介護が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築など、都道府県及び市町村において、「医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(総合確保方針)に基づき、地域の実情も踏まえた計画策定が進められています。

また、薬剤師は、自らの専門性を活かした地域住民とのコミュニケーションにより、多様な健康関連情報を提供し、地域住民、地域社会の健康の維持・増進に寄与することが求められています。薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点の推進や在宅医療に関するモデル事業も本年度からスタートしました。一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談などのセルフメディケーションの推進、地域住民の疾病予防、早期発見など、在宅医療、介護における薬局、薬剤師への期待は益々大きいものとなっています。医薬分業は70%にまで達し、薬局での処方箋調剤の占める割合は高くなっていますが、それぞれの地域において、医療提供者として、その役割を十分に果たし、住民の要請に確りと応えて信頼を得ていくことが、これまでにも増して大切になるものと思われます。

一方、社会保障の充実と安定化に向けて昨年4月に消費税を5%から8%に引き上げ、本年10月には10%に引き上げることをしていましたが、昨年末の経済情勢を踏まえ、一年半先送りすることを決めました。高齢化により社会保障費が確実に伸び続ける状況において、その財源を確保することは不可避ではありますが、社会保障制度の効率的・効果的な運用による費用増加の抑制も必要と思われます。安定した社会保障制度を維持するため、その改革に引き続き努力してまいります。

最後に、本年が皆様にとって、素晴らしい一年となりますことを祈念申し上げ、年頭のご挨拶と致します。本年もよろしくお願ひ致します。



新 年 挨 捵

一般社団法人広島県医師会会长 平 松 恵 一

広島県薬剤師会の皆様方には、すがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素より広島県医師会の諸事業・諸業務にご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

広島県医師会は、昨年の7月に2期目の執行部体制となり、公正、公平、透明性、説明責任、情報開示を柱に活動をして参りました。この3年間でなんとか初期の目標を達成致しました。

新広島県医師会館は二葉の里に平成27年秋に完成の予定です。新会館は地域医療総合支援センターとも称され、文字通り地域医療支援の要として活動して参ります。新広島県薬剤師会館とも隣合わせとのことで、貴会とも密接な連携がされることと期待しています。また、会館内には公益財団法人広島県地域保健医療推進機構の地域医療推進部も入居予定ですので、県医師会を始め貴会におかれましても益々の連携、協力が期待されます。新県医師会館と隣接して広島がん高精度放射線治療センターも現在建築中であります。リニアック3台を備え、広島大学病院、広島市民病院、県立広島病院、広島赤十字・原爆病院の四病院の連携・支援のもとに、永田 靖広島大学病院放射線腫瘍学教授がセンターの所長に就任し、県医師会が運営を委託される予定です。

さて、昨年の消費税増税の延期が社会保障財源にどれだけ影響するのか注目されますが、加えて、地域医療ビジョンの策定も注目されます。協議の場としての「地域医療構想調整会議」にどれだけ現場の声が反映されるか、最終決定は医療審議会にあることですので、構成委員の責任は重大です。

社会情勢では、東日本大震災の復興の遅れ、福島第一原発事故による放射線被害、TPP問題、拙速に成立した秘密保護法、中国における大気汚染拡大や領有権問題、北朝鮮の核開発問題や政治的混乱など多くの難題が眼前にあります。自由民主党政権のアベノミクスによる脱デフレ政策も見守りたいと思います。

また、国民の生命と健康を守る社会保障制度への対応や医療費の適正化施策では、特定健診・特定保健指導や後発医薬品の使用促進など、我々医療者・薬事関係者には多くのことが求められています。我々は貴会との連携のもと、在宅医療や訪問看護を行っていますし、地域医療連携パスではお薬手帳の活用により重複投与や副作用の未然防止にも努めています。

ただ、お薬手帳の普及率についてはまだ課題がみられるようですが、HMネット（ひろしま医療情報ネットワーク）等による情報共有により、更に効率よく様々な課題が解決されてゆくことを期待しています。

今年はひつじ年です。羊は何となくやさしさと柔軟性を感じさせる動物です。我々県医師会も、どんな事にも対応できる柔軟性と変化ができる智恵を身につけ、更に変化を楽しむ姿勢で医師会運営にあたりたいと思います。

最後に、本会としましても、貴会と連携し協力をし、今後も県民の健康増進に寄与して行く所存ですので、本年も一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。



年頭所感

一般社団法人広島県歯科医師会会長 荒川信介

新年あけましておめでとうございます。

広島県薬剤師会会員の皆様を始めご家族皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申しあげます。

昨年8月20日の本県における集中豪雨によって発生した大規模土砂災害は、74人もの多くの犠牲者が出る大惨事となりました。自然災害の恐ろしさや、身近に起こり得る災害への対策の重要性を感じると同時に、犠牲者に対しまして、改めて心から哀悼の意を表する次第であります。

本会からは、ご遺体の身元確認、また地元の歯科医師会の先生方を中心とした避難所における口腔ケアに従事いたしました。今後においても、被災者皆様の一刻も早い完全復旧に向け、引き続き全力を挙げて支援させていただく所存でございます。

一方、本会では二葉の里への新会館建設が今年度からの最大の案件となっております。本会会員のシンボルとして、次世代の会員が利用しやすい施設であることは勿論ながら、超高齢社会を迎えた現在、我が国は医療・介護・福祉の三位一体となった施策が重要とされ、特に、厚生労働省から医療連携の機能強化が提唱され、在宅や認知症、障害者への歯科保健医療サービスを提供する拠点としての口腔保健センターの設置をも含む会館を目指しているところであります。

時を同じくして広島県薬剤師会も隣接地に新会館を建設されると伺っており、現在建築中の広島県医師会とあわせ、今後は三師会が一つの地区に集まることにより、これまで以上に親密な関係を維持できるものと期待しているところです。県民の命と健康を守るために、三師会が連携していくことは大変重要なことであり、その固い絆は広島県の更なる医療向上に繋がるものと確信しています。薬剤師会会員の皆様方には、引き続き絶大なるご協力と暖かいご支援をお願い申しあげます。

結びに、貴会益々のご発展と会員及びご家族皆様方にとりまして、明るい一年となり、希望に満ちた将来が到来することを心から祈念申しあげまして、念頭のご挨拶といたします。



新春のご挨拶

公益社団法人広島県看護協会会長 板 谷 美智子

新年明けましておめでとうございます。

広島県薬剤師会の皆さんには、平成27年の新春を健やかにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

日頃から、広島県看護協会の活動にご支援、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年8月20日、広島県は未曽有の豪雨土砂災害により多くの方が犠牲となられ、いまだ災害復興の途上にあり、被災地の皆さんにこころからのお見舞いを申し上げます。

さて、昨年6月「医療介護総合確保推進法」が成立し、新たな財政支援制度（新たな基金の創設）、病床機能報告制度、地域医療構想（ビジョン）の策定、特定行為に関わる看護師の研修制度、ナースセンターの機能強化（届出制度）等法整備がなされ、団塊の世代が75歳となる2025年に向けて社会保障制度改革が具体的に動き始めました。

これまでどの国も経験したことのない急激な高齢化に対し、限られた医療資源のもとで、どのように国民に安心・安全な医療を提供するのか、また、住み慣れた地域でその人らしく尊厳を保ち生活するために、在宅医療を含めた地域包括ケア体制はどうあるべきか等々、対応すべき課題が山積しています。

今後は、医療介護総合確保推進法の新たな枠組みの中で、広島県計画（新基金計画）も策定され、地域医療介護総合確保基金で事業が進められます。

特に、在宅医療の推進に向けて、二次保健医療圏域ごとに地域医療ビジョンの策定から医療・介護の連携推進、地域包括ケア体制の整備等がハイスピードで進みます。また、これまでの「病院完結型」の医療から「地域完結型」の医療への転換が求められています。私たち医療職には、病院の急性期・亜急性期・回復期へと機能分化のもと、切れ目なく受け皿となる地域につなぐ役割が重要になっており、今まで以上にチーム医療の推進と医療・介護の連携が必要です。このためには、地域の中で保健医療福祉関係団体の顔の見える緊密なネットワークづくりも欠かすことが出来ません。

病院から在宅まで何れの場面においても、薬剤師の皆さんは看護職にとりましてこころ強いパートナーです。

本協会も訪問看護ステーションを運営し、看護職として24時間、いつでも「いのち」終えるとき、そばに寄り添い支える「在宅看取り」を目指して体制を整えています。

今後より一層、広島県薬剤師会の皆さんのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、広島県薬剤師会のご発展と、会員の皆さまのご多幸、ご活躍を祈念申し上げまして新春のご挨拶といたします。



新年ごあいさつ

広島県健康福祉局長 笠 松 淳 也

新年あけましておめでとうございます。

広島県薬剤師会の皆様には、平成27年のすがすがしい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

また、平素から本県の健康福祉行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

加えて、本県では、「がん対策日本一」を目指しているところ、広島県薬剤師会の皆様には、「がん検診サポート薬剤師」になっていただき、県民にがん検診を受けるよう勧奨していただいておりますことに対し、重ねてお礼を申し上げます。

また、昨年8月の広島市における土砂災害では、避難所への薬剤師の派遣など、被災者支援に取り組んでいただきましたことに対し、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、広島県では、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「広島県地域医療介護総合確保基金」を設置し、「医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画」に基づき、各種事業を実施することとしておりますが、その中で薬局、薬剤師には在宅のチーム医療を担う施設、専門家として、調剤を中心とした医薬品、医療・衛生材料等の提供の拠点としての役割が期待されております。

広島県薬剤師会の皆様におかれでは、地域における在宅医療の担い手として、この取組みへ御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。

県といたしましても、県民の皆様の生命と健康を守り、安心を実感できる社会の実現のため、安全性と有効性が確保された優良な医薬品等の安定的な供給や、医薬品の適正使用の推進等の施策に積極的に取り組んで参る所存でございます。

もとより、県民の保健・医療の充実のためには、皆様の御協力が不可欠です。今後とも、一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

新年の門出に当たり、今年一年の広島県薬剤師会の皆様の御多幸と御健勝を心からお祈りいたします。



新年のご挨拶

中国四国厚生局長 熊 本 宣 晴

平成27年の新春を迎え、心からお慶びを申し上げます。

広島県薬剤師会の皆様方には、常日頃から各般にわたりご理解とご協力を賜っており、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、昨年は、広島市を襲ったあの豪雨災害に当たりまして、貴会を始めとする多くの医療関係者の皆様方によりなされました暖かいご支援に対し、深甚なる敬意を表したいと思います。

さて、我が国は、国民皆保険を達成して以来、関係者のご尽力により、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を確立し、世界最高レベルの平均寿命や保健医療水準を達成してまいりました。一方、近年では、急速な少子高齢化の進展、経済の低迷など、医療を取り巻く環境は大きく変化し、医療保険財政も厳しい状況が続いております。こうした中で、国民一人ひとりが、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備していくことが喫緊の課題となっており、この課題に対応していくため、昨年、「医療介護総合確保推進法」が成立しました。国は、この法律に基づき、地域における医療と介護を総合的に確保するため、その意義や基本的な方向などを定める「総合確保方針」を定めるとともに、消費税増収分を活用した基金を都道府県に設置することにしました。今後はこの基金を活用して医療・介護サービス提供体制の総合的・計画的な整備を推進していくことになります。

薬剤師の方々について申し上げますと、地域包括ケアに携わる医療職種の中において、その役割は極めて重要と考えています。薬剤師の方々には、地域包括ケアシステム構築に向けて、主治医などの他の医療職種とも連携しつつ、在宅医療における質の高い薬物療法の提供や、薬剤及び衛生材料の提供体制の整備が求められています。さらに、住民の健康の維持・増進のためのセルフメディケーションの推進、住民にとって身近な医療職種として、医療や介護についての相談窓口になることなど、多岐にわたる役割が期待されているところです。貴会におかれましては、是非これらの役割を存分に発揮して頂きますようお願い致したいと思います。

また、薬物乱用問題に目を転じますと、昨今、危険ドラッグの使用者が交通死亡事故を引き起こしたりするなどの事案が後を絶たず、深刻な社会問題となっています。危険ドラッグの販売者等への徹底した取締りを実施している最中ですが、他の覚醒剤、大麻、向精神薬等に係る薬物乱用問題についても、併せて迅速かつ適確に対応することが必要であることは、改めて申すまでもありません。貴会におかれましては、麻薬・覚醒剤乱用防止運動等の啓発普及活動への一層のご協力を賜りますとともに、麻薬・向精神薬等の適正な流通管理の徹底を引き続き図って頂きますようお願い申し上げます。

終わりに、中国四国厚生局は、地域の皆様にとってより身近な行政機関となるよう一層の努力をしてまいる所存です。貴会及び会員の皆様方におかれましては引き続きご支援とご協力を賜りますようお願いするとともに、広島県薬剤師会の益々のご発展と会員の皆様方のご多幸とご健勝をお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年ごあいさつ

広島県健康福祉局薬務課長 海嶋照美

平成27年の新春を迎え、心からお慶びを申し上げます。

広島県薬剤師会の皆様方には、これまで、医薬分業、医薬品の適正使用及び薬物乱用の防止対策などの推進に格別の御協力と御支援をいただきしております。私ども行政として着実な進展を重ねることができますことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年の薬事法改正で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に法律の題名が変更され、医薬品、医療機器等を安全かつ迅速に提供するための制度の構築がされるとともに、最近、大きな社会問題となっております危険ドラッグの規制強化を図るための改正も併せて行われました。

このように薬事行政を取り巻く環境が大きく変わっていく中で、県といたしましても、こうした変化に適切に対応していくことはもちろんのことですが、こうした取組みに加え、県民の健康・福祉・医療の向上のため、医薬品の適正使用の普及・啓発、医療に必要な血液やワクチンの安定供給、治験等の活性化、ウイルス性肝炎対策事業として、肝炎ウイルスの無料検査の実施、肝炎治療費の助成、肝疾患患者フォローアップシステムの構築等県民が安心して暮らせる環境づくりを目指しているところでございます。

近年、セルフメディケーションの推進役として薬局・薬剤師への時代の要請と役割はますます大きくなっています。どうか皆様方におかれましては、地域に密着した健康情報拠点として、地域住民から頼りにされ、保健医療に貢献できる薬剤師を目指して、今後も御尽力いただきますようお願いします。

終わりに、今後とも皆様方の御支援、御協力をお願いしますとともに、広島県薬剤師会のますますの御発展と会員の皆様のお幸せをお祈り申し上げて、新年のごあいさつとさせていただきます。

平成26年度 第2回 多職種連携推進ワーキングチーム会議



常務理事 有村 健二

日 時：平成26年10月23日（木）18:30～20:30

場 所：広島県健康福祉センター

標記会議が行われたので報告する。

- 議事：(1) 退院調整状況調査の結果と課題について
 (2) パイロット地域の支援について
 (3) その他

委員：広島県薬剤師会・広島県訪問看護ステーション協議会・広島県社会福祉協議会・大竹市地域包括支援センター・広島県医師会・広島県歯科医師会・ケアマネマイスター・広島県地域包括在宅介護支援センター協議会・学識経験者・NPO広島県介護支援専門員協議会・広島県老人保健施設協議会・広島県老人福祉施設連盟・広島県看護協会・行政

- 直前に連絡がある
退院の前日に連絡があり調整に苦労した 他
- 情報提供がない
医師の参加がなく病状把握が難しかった 他
- カンファレンスが行われない
ADLが変わらないのでカンファレンスの必要はないといわれた 他
勿論うまくいった例も多く、薬剤管理が必要で薬剤師の参加があった例も報告されている。が、他職種に比べ、薬剤師や歯科医師への連絡参加要望が少ない。他職種には、最初から薬剤師、歯科医師の参加要請を要望した。

今回は退院調整調査結果について報告があった。広島県は他県に比べ退院調整（退院カンファレンスを含む）が高いがまだまだ多いとはいえない。

うまくいかなかった例として

- 退院時に連絡がない
患者さんから連絡があって退院を知った 他

地域包括ケアシステムの構築においてパイロット地区的指定など、県下で進められているが、「地域ケア会議」「地域診断」は経験もなく、各地苦闘しながら進められている。各地域において協力依頼があるときに備えておく必要を感じた。

薬剤師国家試験問題（平成26年3月1日・2日実施）

問30 プロチゾラムの催眠作用の発現に関わる受容体はどれか。1つ選べ。

- 1 アデノシン受容体
- 2 ヒスタミン H₁受容体
- 3 ムスカリン性アセチルコリン受容体
- 4 ベンゾジアゼピン受容体
- 5 カンナビノイド受容体

正答は 105 ページ

広島県緩和ケア支援センター 平成26年度 緩和ケア薬剤師研修



安芸支部 小林 弘司

日 時：平成26年10月28日（火）・29日（水）

場 所：広島県緩和ケア支援センター

このたび、薬剤師会より機会をいただき緩和ケア薬剤師研修に参加させていただきました。これまでに、在宅での緩和ケアに少しだけかかわる機会がありました。ただ、何とか実施させていただいたといった感じで、知識の不足や、これで良かったのだろうかなど、不安な面が多くありました。この研修に参加することで、この不安感が少しでも解消できるのではないかと思い、2日間という長い研修ではありましたが、思い切って参加させていただきました。

実際に、緩和ケアに本格的にかかわっていらっしゃる医師、薬剤師、看護師のかたなどの経験に基づいた講演を聞くことが出来ました。

それぞれの専門性によって、実施する内容は違いますが、患者様やご家族の望むところを理解し、それにあわ

せた対応をしていくことが大切であり、要望をうまく聞き出すことの重要性を感じました。今回の研修は、緩和ケアということが、主題にはなっていましたが、このような対応は、緩和ケアのみならず、現在増加傾向にある在宅医療にも通じる考え方ではないかと思い、とても参考になりました。

初めは、長い研修と思ったのですが、実践的な内容を多く教えていただいたためか、あっという間に終わってしまったように思います。

今回、このような良い機会を与えていただき、本当にありがとうございました。

今後、緩和ケアだけでなく、薬剤師としての様々な業務の中で、今回の内容を生かしていきたいと思います。

健康情報拠点薬局事業について

日 時：平成26年11月6日（木）19:00～

場 所：広島県薬剤師会館



報告 I

三原支部 川嶋 ゆか

三原薬剤師会では、平成26年11月1日から平成27年1月31日までの3か月間、厚生労働省が進めている「健康づくり支援薬局」に関するモデル事業を実施しています。「健康づくり支援薬局」とは、セルフメディケーションや在宅医療推進のために、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点となるものです。平成26年4月から薬剤師による簡易検査（血糖値測定等）が可能となり、今回のモデル事業では会員薬局である三原薬剤師会センター薬局日赤前店内の「検体測定室」で、月～金曜の午後と日・祝日の1日、血糖値・HbA1cの自己測定と薬剤師による健康指導を無料で行っています。対象は三原市東部地

域包括支援センター管轄内に居住する住民の方を中心に、糖尿病で医療機関を受診されてない方、今年特定健診や健康診断の未受診の方、出血性の疾患や抗血栓薬を服用していない方になります。

HbA1cの自己測定は、ロシュ・ダイアグノスティックス(株)のCobas b101を使用し、検体血液の採取及び採取前後の消毒処置はすべて受検者にしていただきます。まず受検者に承諾書の署名をしていただき、ディスポーサブル穿刺器具・試薬ディスクを用いて検体血液を採取し血糖値・HbA1cを測定します。BMIの確認も行い、測定値が基準値以上の方には医療機関への受診勧奨、また1月に開催する管理栄養士・理学療法士による「市民健康教室」への案内を、基準値内の方には特定健診等の継続受診勧奨をしています。



実際に来られた方からは、「以前から血糖値・HbA1cが気になっていたけど、健診を受けてなかったからわからなかつた。どのくらいかわかつてよかった。」とか、「これから何に気をつけばいいのかがわかつた。」などの声をいただき、糖尿病を予防する上で大変意味のあるものになっています。自己採血に対する不安・恐怖を感じる方もいましたが、実際に行った後感想を聞くと、ほとんどの方が大丈夫だったとおっしゃっていました。

このモデル事業を行うことにより、地域住民の方の糖尿病に対する知識の向上や糖尿病予防・推進に役立ち、また健康づくりのための関係多職種との連携も図れると考えています。

多職種連携においては、歯周病における歯科医院からの紹介や地域包括支援センターからの紹介を念頭におき、昨年10月に第1回多職種合同研修会を開催しました。131人の関係多職種の方々の参加があり、関心の高さがうかがえました。3月には、モデル事業の結果報告を兼ねた第2回研修会を予定しています。また特定健診の受診勧奨においては三原市とも連携しており、三原市健康診査の受診率向上にもつながると考えています。

期間中300人の受検者数を目標にしており、検査結果に基づく医師への受診勧奨や食事・生活指導などを通じ、薬局が糖尿病の予防や早期発見に貢献できたらと思っています。



報告Ⅱ

呉支部 平本 敦大

現在、健康情報拠点薬局事業の一つとして、「健康づくり支援薬局」のモデル事業で呉支部、三原支部で自己採血によるHbA1c測定を行っております。

呉支部では会営薬局の閉局時間を利用して年内の毎週土曜日の14:00～17:00に自己採血によるHbA1cの測定を行っております。

呉地区は県内でも1人当たりの医療費が高く、特定健診の受診率が低い地域となっています。そのためにも糖尿病を早期発見することは重要な意味を持ちます。

HbA1c測定についていろいろな意見を耳にしていることと思いますが、呉支部では実施前に呉市医師会と何度も協議を行い、対象者は糖尿病の治療を行っていないのはもちろんのこと、現在、病院に通っていない方とすること。診断はせず、基準値のみを伝え、基準値内の方には特定健診を基準値を超えた方はその方の希望する診療所へ紹介するという、お互いを妨げることなく、双方の利害の為になり、患者さんの為にもなるということで同意を得ました。

11月29日現在の参加人数は会営薬局126名、広島国際大学での健康フェアにもブースを出展させていただきその時が36名、そのうち受診勧奨は21名となっております。

もちろんただ測定するだけではなく、糖尿病に関するお話や生活習慣に関するアドバイスなどもさせていただいております。事業を始めた時は参加者1～2人程度しかいなかつたのですが、新聞の地域記事やチラシによる広報を行うと非常に多くの方に参加をしていただき、皆さんの関心が高いことがわかりました。簡易測定とはいって、1人あたりの穿刺時間を含めると測定に10分はかかるため、迷惑をおかけしてしまったと思います。

参加してくれる方から、この測定は来年はしてもらえないのかという質問をよく受けます。蓄積されたデータとアンケートを分析して、有用なデータにして、一つの結果を出して、これからにつなげていきたいと思います。



平成26年度 薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議



副会長 村上 信行

日 時：平成26年11月8日（土）10:00～11:50
場 所：広島国際会議場

例年、日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会の日程中に開催され、この度は日本薬剤師会から笠井・永田2名の常務理事を迎えて広島県薬剤師会木平副会長の司会により下記次第にて行われました。

次 第

1. 幹事県挨拶 広島県薬剤師会会长 前田 泰則
2. 日本薬剤師会代表挨拶 日本薬剤師会常務理事 笠井 秀一
3. 薬学教育関係全般の現状報告と今後の受入体制整備について～新薬学教育モデル・コアカリキュラム実施に向けてのスケジュールについて～
日本薬剤師会常務理事 永田 泰造
4. 中国・四国地区調整機構の現状及び課題に関する報告 中国・四国地区調整機構委員長 手嶋 大輔
5. 中国・四国地区ブロックにおける受入体制整備に関する協議
 - 1) 実務実習に関する諸課題
 - 2) その他
6. 閉会挨拶 高知県薬剤師会会长 西森 康夫

幹事県として前田会長の、6年制になり、学生が、折角がんばっているのに将来の道への不安がないように、また、薬剤師ができることをもっと社会へアピールしていく状況を作っていくないと挨拶があった。

日薬笠井常務理事より医療薬学会から提示された「薬局のあるべき姿」にある在宅医療への参画もふまえ有意義な体験学習ができるように活発な意見交換をお願いしたいとの挨拶があり続いて、日薬永田常務理事より、*新コアカリにあっても平成20年7月に決定した受け入れ薬局の要件は、今後変更する予定はない。

*一般用医薬品・在宅医療に関する2つの実習には、問題はあるが、あくまでも、販売を体験させることではなく、情報提供をどのようにするかを体験させることを踏まえて対応できるよう方略を見直していくことが重要とし、さらに、一般用医薬品を全く置いてない薬局が受け入れ薬局になっているのは問題であり、地域事情もあるので、どういった方略が望ましいのか、県単位で考えてほしい。

*在宅医療に関する実習では、健康保険・介護保険法に基づいた理解は必要だが、患者に行って、家族と話をする、その状況を見る、アイデアを出す等、保険の点数に関係ないところで、患者に5分行くだけでもいいのではないか。

*指導の手引きの改訂作業をしており、27年後半には配布予定。28、29年でトライアルを行い、参加型実習ができるような体制を作り、新カリキュラムに対応できるように、30年には、受け入れ薬局を決定していくことになる。

*27年には、指導薬剤師の更新が始まり、日本薬剤師研修センターがビデオ講座（アイウオ）の改訂版を作成するので、6,000名程度の更新が必要。

*実習の期は、現行の3期制から4期制に移行予定で、できるだけ薬局・病院を連続して行い、第Ⅰ期の開始時期は4年次の2月中旬からで第Ⅳ期の終了時期は5年次の3月とする。具体的な日程は調整機構で決める方針も示されている。

など日薬学術大会分科会でのスライド資料を基に次第のテーマに沿ったお話をなされた。

次に手嶋中四調整機構会長より、当初はコアカリに沿ったことができるかということで、内容より受け皿を確保するように動いたが改訂コアカリに対しては、「薬剤師のあるべき姿10の要件」を満たす薬剤師を養成するための実習ということとなり、内容が重視され、施設間・地域間格差を是正する方策を考えいかなければならぬと話された。

質疑の中で大学より、在宅実習においては体験できていない学生や1回だけの訪問などが実態であり、できれば継続的実習に取り組んで欲しいとの要望があり、県薬の立場からでの「改訂コアカリ実習」に関する対応課題とその費用分担に関しての質問には、永田常務より、日本再興戦略のなかで求められている薬局の在り方を具現することが、受け入れ薬局として認められることにもなるので、改訂コアカリに基づく実習までの4年間は薬学教育実習のテーマにおいて対応予算を使っていく、とされました。

全体として、地域・薬局・大学間格差の課題とは正が大きなテーマとなり、改訂コアカリ対応に沿って資質の向上への取り組みが必要との認識が確認されたと思います。

第53回 日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会 —基礎と臨床の協働 薬学・薬剤師職能の発展を目指して—

日 時：平成26年11月8日（土）・9日（日）

場 所：広島国際会議場

報告 I

広島大学病院薬剤部 木村 康浩

この学術大会の準備・運営を担当した立場から開催報告をさせていただきます。参加者は一般1,637名、学生200名の計1,837名という非常に多くのご参加をいただきました。また、一般演題は口頭発表278演題、ポスター発表102演題の計381演題で、ここ数年では最も多い演題数となり、活発な討論が行われていました。



今回の学術大会での特徴を3点挙げたいと思います。まず1点目はシンポジウムが5演題と従来より多くかつ多彩な内容となっており、参加者のニーズにできるだけ応えることができるよう配慮いたしました。

シンポジウム一覧

シンポジウム 1	チーム医療を地域に繋ぐ～情報の提供のありかたとその活用を再考し、安全、安心な医療に貢献する～
シンポジウム 2	改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムは何を目指すか～特に、改訂コアカリに準拠した実務実習の在り方～

シンポジウム 3	精神科薬物療法最前線～薬剤師の関わり～
シンポジウム 4	在宅緩和ケアにおけるチーム医療の実践～薬剤師への期待、そしてできること、やるべきこと～
シンポジウム 5	健康情報拠点としての薬局のあり方

2点目は精神科関連の演題・企画が多かった点です。一般演題では精神科関連の発表が18演題と非常に多く、一會場の午後のセッションがこれらで全て埋まるという状況でした。また、表にもありますようにシンポジウム3では「精神科薬物療法最前線」というテーマで5名の先生に御講演していただき、さらに特別講演では広島大学病院精神科山脇成人教授にうつ病に関する基礎から臨床を網羅した内容をお話いただきました。

3点目は今回新たな企画として薬学生に対して医療現場のことをもっと知ってもらおうという目的で中国四国地区の各県薬剤師会・病院薬剤師会から13団体のご協力をいただきブースを設置し、学生へのアピールを行いました。概ね好評であったと思いますが、いくつか課題も残りました。会場の構造上の都合で、ポスター会場に隣接する形での開催となったわけですが、導線に問題があったようで、決して多くの学生が来場したわけではないようでした。

ただ、この企画は継続することが重要であると考えますので、来年以降の開催時にはこういった課題をクリアし、学生と現場の薬剤師が交流・情報交換ができる場として定着することを期待いたします。



学術大会では一般市民への情報提供を目的とした企画として市民公開講座を開催しております。今回は「がん治療最前線」と題し、「乳がんの診断と治療」として広島大学病院乳腺外科角舎学行先生、「大腸がんの診断と治療」として同じく広島大学病院内視鏡診療科田中信治

先生に御講演いただきました。両先生におかれましては、対象が一般市民であることを十分に御配慮いただき、懇切丁寧な内容であったと思います。

以上、今回の学術大会の報告をいたしましたが、内容としては非常に多彩でありましたが、中には同時進行のため聴講できなかったケースもあったのではないかと思います。準備には多くの時間を割いてきたわけですが、2日間はあっという間に過ぎ去ってしまいました。

参加された皆様にはこちらの不手際によりご迷惑をお掛けした点もあったかと思いますが、この場をお借りしてお詫び申し上げます。また、学術大会の運営にご協力いただきました多くの先生方には厚く御礼申し上げます。

第54回学術大会は平成27年10月31日（土）～11月1日（日）に高知市文化プラザ「かるぽーと」で開催されます。メインテーマは「薬学維新の時！ 薬剤師職能の評価、そして更なる発展へ」となっております。来年も今年同様多くのご参加をお願いいたします。



報告Ⅱ

常務理事 松村 智子

広島国際会議場は中国・四国の薬剤師が集まり、熱い2日間でした。広島県薬剤師会は、職業紹介事業の紹介とJPALS啓発、ピンクリボン活動のブース出展をし、大会の様々な分野で参加しました。

広島県薬剤師会の職業紹介事業には、高知県の方が来られました。高知県薬剤師会と高知県健康政策部医事薬務課は「子育て薬剤師の復職アップを目指そう！～第一弾 ニーズ調査～」という題でポスター発表されていますが、他県でどのようにして薬剤師の確保に取り組んでいるのか、参考にしたいとのことでした。広島県薬剤師会でも未就業薬剤師への求職・求人の事業を県薬ホームページでしていることや、県内の大学はもちろんのこと、関西地区や九州の大学に県薬の取組を紹介していることを説明しました。



JPALSのブースには鳥取県の担当理事が来られ、どのように啓発しているのかを聞かれました。勉強したこと記録に残すことで自身の研鑽を続けるモチベーションを高めること、そのツールの一つとしてJPALSを活用できると伝えたいことや来年3月という期限があることで今は背中を押されていることを話されました。ある薬剤師さんは、JPALSにアクセスできなかつたので、日薬に連絡したらパソコンの機種が古くて対応できないとのことだった。新しいものを購入して挑戦したいとのことで、その意識の高さに刺激されました。

ピンクリボンでは昨年9月に広島で乳がん学会開催を記念して広島大学でカープとピンクリボンとコラボして作り、ピンクリボンdeカープの時に販売したバッヂが好評でしたので、今回、再び作成したものを販売しました。乳がんの模型をおいて実際に触ってもらったりして活動の紹介をしました。カープの選手の直筆サインがあるピンクの旗が、とてもきれいでした。

懇親会では広島県薬剤師会公認マスコットキャラクターのヤクザイくんが初めてお披露目されました。ヤクザイくんのいるところは常に人だかりができ、この大会での一番の人気者でした。担当の野村副会長はマスコミからの取材を受けていました。これから、あちこちでヤクザイくんを見かけるのが楽しみです。



薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議
11／8(土) 10:00～11:50 学会関連会議

改訂モデル・コアカリキュラムに沿ったガイドラインを作成するにあたっての説明で11月5日に開催されたWSでの内容についての報告がありました。特に施設間の差についての問題が挙げられました。

ランチョンセミナー2 11／8(土) 12:00～13:00 F会場
この20年で急激に進歩した肺高血圧症の治療薬と今後の展望

微小血栓・平滑筋細胞の過収縮や内皮細胞の増殖によりおこる肺高血圧は予後の悪い疾患です。安静時の息切れがあるとかなり重症であるという病態や薬剤について学びました。

シンポジウム2 11／8(土) 14:10～16:10 H会場

改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムは何を目指すのか～特に、改訂コアカリに準拠した実務実習の在り方～
基調講演 モデル・コアカリキュラムの意味

神戸大学医学部附属病院 平井みどり先生

1. 改訂コアカリ作成とその対応

広島大学大学院医歯薬保健学研究院 太田 茂先生

2. ～臨床教育に必要なもの；病院薬剤師の視点から～

福井大学医学部附属病院薬剤部 政田幹夫先生

3. 新コアカリの目指す道と薬剤師教育の将来像～改訂コアカリキュラム 薬局実務実習のあるべき姿～

日本薬剤師会 永田泰造先生

薬学モデル・コアカリキュラムの改訂に伴い、大学での教育や臨床現場での実務実習がどのように変わるべきか情報を共有し、問題点を明らかにすると話されました。改訂作業に携われた様々な立場の先生から、改訂に至った経緯、根拠などについてお話しで、今後の薬学教育の方針論を考える契機としたいと思います。

特別講演 11／8(土) 16:30～17:30 H会場

「グローバル化時代の薬学と精神医学の連携～脳科学からみたうつ病の病態・診断・治療」

広島大学大学院医歯薬保健学研究院・精神神経医科学・教授
国際神経精神薬理学会(CINP)・理事長 山脇成人先生

1979年、広島大学ではうつ病とセロトニンに関する研究が開始された。がんになった時の精神状態の経過、緩和医療に精神科医が参加していること、精神疾患は身体疾患として表現されることなど、また新型うつについてのお話がありました。

シンポジウム5 11／9(日) 13:20～15:20 G会場

「健康情報拠点としての薬局のあり方」

基調講演 医薬連携による糖尿病早期発見プロジェクト
「糖尿病診断アクセス革命」から「検体測定室」への誕生へ
筑波大学医学医療系 内分泌代謝・糖尿病内科 准教授 矢作直也先生

1. 児島地区医療連携におけるHbA1c測定の実施

岡山県薬剤師会児島支部 出石啓治先生

2. 高知県健康づくり支援薬局(健康情報拠点整備事業)

高知県薬剤師会 副会長 寺尾智恵美先生

3. 「ヘモグロビンA1c測定支援事業」香川県薬剤師会の取組

香川県薬剤師会 理事 真鍋勲次郎先生

4. 健康情報・在宅拠点薬局としての吳市薬剤師会の取り組み

吳市薬剤師会 平本敦大先生

HbA1c測定については、吳市薬剤師会は会営薬局での測定事業でしたが、それ以外はそれぞれの薬局での取り組みとして発表されました。利用者や参加者の衛生管理や救急ベッドの用意、また測定結果の活用について興味ある質問が出ました。

市民公開講座 11／9(日) 15:40～17:40 H会場

～がん治療最前線～

講演1 乳がんの診断と治療 角舎学行先生

講演2 大腸がんの診断と治療 田中信治先生

私にとっては充実した2日間でした。たくさんのスタッフさんに感謝！です。



報告Ⅲ

常務理事 井上 映子

今回は広島大会ということで、お手伝いをさせていただきました。

自分の担当は、1日目午前中のピンクリボンキャンペーンから始まりました。ピンクリボンdeカープのグッズは人気が多く、特にピンバッジがよく売れていました。触診体験コーナーでは女性のお客様に混じって男性も来られ体験していかれました。

2日目は、前日の懇親会のかけ持ちでちょっと飲みすぎたかな、と思いながら朝8時からの赤羽根秀宜先生のモーニングセミナーで始まりました。薬事法、薬剤師法の一部改定で明文化された薬剤師の責任、説明義務は具体的にどのような事かをわかりやすくお話しいただき、眼氣を全く感じませんでした。ランチョンセミナーでは、緩和医療薬学会等でご活躍の伊東雅敏先生が、緩和ケアの薬剤師の介入について、お手製ベーコンのできるまで、を織り交ぜながら薬剤提案、検査、副作用状況の把握、副作用の予見などをを行うこと！と話されました。美味しいものを食べるため野菜だけでなく、ベーコンも自作する・・・妥協のない仕事につなげておられるのだと感じました。

さて、2日目は午後より口頭発表の座長を仰せつかり、緊張の一日でした。その内容をご報告いたします。

一般演題 11／9(日) 14:10～15:10 F会場

1. スマートフォンを用いた調剤過誤防止システムの構築と評価

2. 調剤室における処方監査の取り組みとその評価

3. 電子カルテ導入に伴う1回量処方への変更～当院の経緯より～
4. 岡山大学病院における内服払い出しシステム（進捗管理システム）導入による内服払い出し業務改善に関する調査
5. 調剤業務における最適な賦形剤に関する検討
6. レベチラセタムドライシロップの分包誤差と重量損失の検討

これらの演題は、病院薬局、病棟での業務効率化と新薬剤法のコンプライアンスを検討し、実践している例でした。医療安全に寄与する薬剤師の活躍が結果に現れ、素晴らしい口頭発表でした。もう一方の座長は、「何か質問はありませんか?」という一辺倒ではなく、演題の説明を簡単にまとめる余裕があり時間も押さず素晴らしい進行でした。セッション最後の演題では、同様の演題で発表された他施設の先生からの助言があるなど、会場と活発な意見交換をしていただいたことが大変助かり、時間超過なく終えることができました。



報告Ⅳ

呉支部 大塚 茂雄

土曜日は業務後のためランチョンセミナーには間に合わず、午後の一般演題～シンポジウム2～ポスター閲覧～特別講演となりました。

一般演題では、精神科領域における様々な取り組みを聞くことができ、精神疾患有する患者への終末ケア、DIEPSSやDAI-10など評価ツールを用いたチームでの取り組みがアドヒアランス、治療意欲、信頼関係の構築に役立っておられるなど大変良い発表ばかりでした。

シンポジウム2では、モデルコアカリキュラムについて、質疑応答ではとても熱い議論がなされ、受け入れをしている側としては大変身の引きしまる思いでした。

ポスター閲覧、メーカーブースで最新のレセコンや機械にふれて頭を休ませた後特別講演を拝聴いたしました。

広島大学の山脇教授から五大疾病にも含まれるうつ病の歴史から疫学、症状、またがん医療における精神ケア、また診断、治療においての現状、問題点と今後の展望についてお話をいただきました。精神疾患は脳の神経回路の病気、遺伝子、環境、経験で発症する事、いまはまだ解明しきれていないが、脳研究の推進により症状だけで判断→科学的に診断できるようになるとの事。血液検査、病理診断のようになる日がくるのかな?と。

脳研究と社会とのつながり、人と人、人とモノを心でつなぐ、ハッピーな生活の構築に活かす。狭いところが苦手な私としては、狭い薬局のなかでも快適に仕事ができる空間づくり、とても待ち遠しいと大変楽しみな気分

になり、1日目が終了、懇親会のあと青年薬剤師会の先生方主催による集まりに参加させていただき長い夜となりました。

2日目は、赤羽根先生によるモーニングセミナー～シンポジウム3、ランチョンセミナー、シンポジウム4、5と拝聴いたしました。



シンポジウム5では、健康拠点としての薬局のありかた、HbA1cの測定に取り組まれた3県の経過報告があり、呉市においても現在進行中ですが行っており他県の話は大変参考になりました。呉市薬を代表してお話をいたいた平本先生大変お疲れ様でした。

今回特に印象に残ったのは、①評価ツールを使ったアセスメントの有効性の発表と同時に、②評価ツールや、マニュアルにとらわれすぎて患者の立場になってアセスメントできていないのではないか?トータルペインは、単なる薬物治療の評価ツールではなく、医療の原点にもどって傾聴しようという在宅医の先生の言葉。③患者さんとの関わりがOP的な薬剤師らしくない、薬剤師じゃなくてもできることでも、その中で薬剤師の目線でチェックし、薬剤師じゃないとできないことを探すという病院薬剤師さんのご講演でした

とても有意義な2日間でした。スタッフとして活動なされていた関係者の皆様には深くお礼を申し上げます。



木平健治実行委員長の挨拶

ひろしま医療関連産業クラスター推進会議第3回専門委員会



副会長 大塚 幸三

日 時：平成26年11月12日（水）13:30～15:00
場 所：県庁・北館

産業界からジェイ・エム・エス、三菱重工、モルテン、北川鉄工所、トヨーエイテック、ツーセル、医療・福祉関係から広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会、広島県社会福祉協議会、広島大学、県立広島大学、広島国際大学等が参加しています。『いつでも健康で安心して暮らせる社会』を目指して、健康増進、予防事業、機器・福祉機器の開発・実用化を促進する必要があるからです。

具体的なプロジェクト例として、広島県歯科医師会、

大学、企業が連携して舌筋等トレーニング手法の開発と臨床研究。福祉施設・関係者等において介護ロボットのモニタリング評価。市町の光ネットワーク基盤を活用し、血圧計等による健康管理や高齢者見守り等のサービスの実証がおこなわれています。

薬剤師会においては、なにが提供できるのでしょうか。電子版e-おくすり手帳を利用した医療情報の活用を健康増進につなげ、薬局の健康情報拠点薬局としての機能を充実できる等が考えられます。

県民公開講座

参加費
無料

テーマ 大丈夫ですか？糖尿病予備軍とならないための健康づくり

講師：厚生連廣島総合病院第二内科
糖尿病代謝内科主任部長 糖尿病センター長

石田 和史先生

開催日：平成27年1月31日（土）

募集人数
先着
130名

開催場所 広島県薬剤師会会館 4Fホール
(広島市中区富士見町11-42)

開 場 13:00 講 演 14:00～16:00

電話・FAXにてお申し込みください。
後日、入場整理券ハガキを郵送いたします。

※なお、講師につきましては、都合により変更する場合がありますのでご了承ください。

※公共交通機関でのご来場をお願いいたします。

（会場駐車場は講師用等で使用しますので、近場の有料駐車場をご利用ください。）

（ご応募いただいた個人情報は「県民公開講座」整理券ハガキの発送のためにのみ利用し、当会が責任をもって管理します）

お問い合わせ先

広島県薬剤師会

TEL:082-246-4317
FAX:082-249-4589

主催：公益社団法人 広島県薬剤師会

後援：広島県医師会糖尿病対策推進会議

広島県緩和ケア支援センター 平成26年度 在宅ケアチーム研修



広島支部 山下 葉子

日 時：平成26年11月16日（日）9:00～16:30
場 所：広島県緩和ケア支援センター

今回の研修は、在宅緩和ケアを推進するために、在宅で活動している様々な職種の参加による研修を実施することにより、在宅ケアチームの質の向上と連携の促進を図る目的で行われました。

まず、オリエンテーションで模擬患者の紹介をしてもらいました。今回は医療ニーズの高い患者への支援という設定なのでポイントになる腹腔穿刺、腹水濾過濃縮再静注法などを詳しく説明していただきました。

まず、腹腔穿刺ですが、腹腔内に様々な病態が原因となって過度の液体（腹水）が貯留すると腹部の膨満や心肺、大血管の圧迫により呼吸・循環障害を生じたりします。その腹水を経皮的に穿刺し検体採取、または廃液する治療法です。穿刺するために腹部にエコー等を用いて安全に穿刺する場所を決めていくそうです。

次に、腹水濾過濃縮再静注法ですが、腹水を採取しその中に含まれる細菌や癌細胞などの不純な物を濾過し必要な蛋白成分を再利用するために濃縮して再び静注する方法です。腹水穿刺は在宅でも行えますが、腹水濾過濃縮再静注法は、入院をしなければできないそうです。今回はこのような処置の必要な患者でした。

その後、2グループに分かれて在宅医・訪問看護師・介護支援専門員・薬剤師・ヘルパー・患者・その家族とそれぞれ役割をもち、模擬退院前カンファレンスを行い、暫定プランを作成しました。まず、患者が在宅で生活す

るうえで、どんな生活を送りたいか希望をきいてその希望にそって目標をたてました。今回は、いろいろな職種の人が参加されていてこんなサービスがあつたらいいなと思われる要望がたくさん出されました。それに基づいて暫定プランを作成しました。

午後からは、退院後2～3日を想定してのサービス担当者会議を行いました。その中で、患者が病状や生活について相談する相手として、医師と訪問看護師はもちろんのこと、介護支援専門員、薬剤師等誰にも相談してもらっていいと説明を行い患者に理解してもらいました。また、そこでなにか患者にとって心配なことがあると他のメンバーにも伝えて情報を共有することが大切である事を認識しました。

最後に、講師の先生方から講評をいただきました。色々な事例があるのでケースバイケースですが医師がカバン一つで往診してくれれば良いとおもっている患者が実際にいるが、医師のみでは解決できない生活面の問題などもあり、チームでのケアが必要で、充実した生活を送れるようにする事が大切であると言うことを学びました。患者が亡くなった後に患者家族も今後介護が必要になった時には、また訪問して欲しいと要望が出されとても良い事例があったとのことでした。様々な職種の方の意見が聞けて大変参考になった研修でした。

薬剤師国家試験問題（平成26年3月1日・2日実施）

問65 風しんについて誤っているのはどれか。1つ選べ。

- 1 妊娠初期の罹患は胎児に奇形を発症させるリスクがある。
- 2 RNAウイルスによる感染である。
- 3 発しんは、治療しなくても数日で消退する。
- 4 特異的IgM抗体が急性期の血清中に出現する。
- 5 予防には、不活化ワクチンを接種する。

正答は105ページ

第38回 福山大学薬学部卒後教育研修会



卒後教育研修会委員長 宇野 勝次

日 時：平成26年11月22日（土）

場 所：福山大学

平成26年度の研修会は、『医療における薬剤師の存在価値を求めて！－薬剤師の職能と薬剤師の接点－』のテーマで開催しました。今年度から、新しい試みとして第一部に6年制実務実習開始当時から福山大学で実施している実務実習報告会（ポスター発表会）で平成26年度第Ⅰ期実務実習報告会のポスター賞に輝いた2名の学生（薬局実習：竹尾真、病院実習：辻和美）に発表してもらいました。第二部では特別講演として熊本大学薬学部臨床薬理学分野教授平田純生先生の講演が行われました。生憎、時と地の利を生かせなかつた（3連休の初日であり、研修場所に福山駅前の宮地記念館が取れなつた）ため、研修会の参加は60名足らずであります。講演や発表の内容は参加者から強い関心が寄せられ、質疑応答で大いに盛り上がりを見せました。

(第一部) 平成26年度第Ⅰ期実務実習報告会ポスター賞受賞発表

薬局部門：『お薬手帳は不要ですか？－携帯の重要性と課題－』 福山大学薬学部5年生 竹尾 真



薬局では、「お薬手帳」が重複処方の回避や患者の治療日記など患者の服薬管理に重要な役割を担っています。しかし、「お薬手帳」を忘れたり、服用薬を知らない患者も多いなど、「お薬手帳」の重要性が患者自身に十分に認識されていない事実に矛盾を感じ、患者にインタビューなどして「お薬手帳」の利点と問題点を検討し、その対策として①忘れなくなる（服薬状況カード、疾患管理手帳など）、②使いやすくする（スリム化、電子化、クラウド化など）、③わかりやすくする（薬品名、用法用量、調剤日、注意事項など）など「お薬手帳」の改良を考案したことを述べました。

病院部門：『嚥下障害のある患者さんの抗がん剤治療』

福山大学薬学部5年生 辻 和美

病院では、癌患者の化学療法において多角的な視点で適正使用を図っています。高齢化社会の到来に伴い問題となる嚥下障害のある患者の抗がん剤治療を通じて、

て、①嚥下障害（嚥下造影検査による診断など）、②投与経路（嚥下障害、経済的患者負担、経管投与など）、③簡易懸濁の可能性（倉田式経管投与法など）、④投与に際しての注意事項（テモゾロミドはB肝炎患者に禁忌など）、⑤副作用モニタリング（嘔気・嘔吐、骨髄抑制による血球減少症など）など多くの視点から癌化学療法の適正化が臨床現場で実施されていることを述べました。



(第二部) 特別講演

『慢性腎臓病（CKD）の処方の見方、考え方』

熊本大学薬学部臨床薬理学分野教授 平田 純生



現在、腎不全患者透析患者を含め、慢性腎臓病（CKD）はより幅広い概念を持ち、薬物療法も多様化してきており、CKDに関わる薬剤師の役割も大きく変わりつつあります。CKDの中毒性副作用例としてスルピリド中毒、ピルシカイニド中毒、グリベンクラミドによる低血糖など多くのCKDの中毒性副作用例を挙げ、腎代謝薬物、腎不全投与問題薬物、腎不全減量薬物、薬物間相互作用（クラリスロマイシンとコリスチン、シンバスタチンとイトラコナゾール、シクロスボリンとスタチン系薬剤など）、薬剤性腎障害（NSAIDsの問題点など）、軟膏による急性腎障害（マキサカルシル軟膏による腎障害など）、血中リン濃度など多岐に渡り、それらの問題点とそれらの背景に潜む要因を抉り出し、数々の回避方法を提示してくれました。最後に、理想の薬剤師像を示すことにより薬剤師の将来に指針を与えてくれたことは大変意義深かったです。

本研修会は、広島県薬剤師会、広島県薬剤師研修協議会、広島県病院薬剤師会の共催によるものであり、関係各位に深く感謝いたします。

(写真撮影：西尾廣昭教授)

第31回広島県薬事衛生大会を開催

第31回広島県薬事衛生大会が、去る11月27日（木）エソール広島において、高垣廣徳広島県副知事出席のもと、薬業関係者147名参加の中開催され、前田広島県薬事衛生大会会長の挨拶に始まり、次に平成26年度薬事功労者広島県知事表彰が行われ、本会から有田義光氏（三原支部）、竹乗秀晴氏（東広島支部）が受賞。次いで、褒章及び各大臣表彰受賞者の披露があり、広島県知事、広島県議会議長、広島県町村会長、広島県医師会長からの祝辞、来賓紹介、祝電披露の後、受賞者代表の謝辞があり、大会宣言が採択され第1部を終了した。

次に、第2部特別講演に移り、広島国際大学医療栄養学部神田博史教授（薬学博士・薬剤師）による「徒然なるままに健康奉仕」と題して講演があった。

大会は16時30分に閉会した。



平成26年度 薬祖神大祭を執行

去る11月27日（木）広島県薬剤師会館4階ホールにおいて、平成26年度薬祖神大祭が、薬業関係者等出席のもと、厳粛に執行された。

また祭典の後、褒章・大臣表彰、及び広島県知事表彰受賞者の披露が行われ、続いて祝宴が開催された。

平成 26 年度 各 賞 表 彰

・藍 綾 褒 章

・厚 生 労 働 大 臣 表 彰

・文 部 科 学 大 臣 表 彰

・学校薬剤師制度創設60周年記念文部科学大臣表彰

“

“

“

・薬 事 功 労 者 県 知 事 表 彰

“

呉 支 部 前 田 泰 則

広島佐伯支部 豊 見 雅 文

広 島 支 部 河 内 一 仁

広 島 支 部 児 玉 信 子

三 原 支 部 平 井 紀 美 恵

福 山 支 部 鍋 島 瞳 枝

三 原 支 部 玉 浦 巍

三 原 支 部 有 田 義 光

東広島支部 竹 乘 秀 晴

藍 綾 褒 章



呉支部 前田 泰則 氏

この度は、藍綾褒章の受賞に対しまして、
国会議員の諸先生方を始め多くの方々からお祝いのお言葉をいただきまして深く感謝申し上げます。身に余る光栄である事に自ら恐縮しています。私一人が受賞したわけでは決してありません。まさに先輩諸先生方をはじめ多くの方々のご支援とご協力のお蔭であります。

思い起こせば20数年前国立呉病院（現独立行政法人国立病院機構呉医療センター）の院外処方箋発行に伴う体制整備に少なからず関係させていただいて以来のご縁という事になります。当時を振り返ってみても医薬分業のボタンの掛け違えが未だに尾を引いている現状は、折角薬学6年制をクリアして薬剤師として社会に出てこられた諸君に、重い課題を背負わせたままで今後も推移するのではと危惧します。

分業バッシング、医師法・歯科医師法に現存する「但し書き8ヶ条」、医療法に取り込まれていない薬剤師、姿の見えない薬剤師と揶揄されて久しく、同じ国家資格を有している医師・歯科医師に比べても国民、県民、市民から見て如何に認識していただいているか？

街中で大手の保険薬局ばかりが目につきますが、業界そのものが二極分化しつつあり、その実績もM&Aを繰り返す大手チェーンのみが競争原理に乗っ取って拡大しつつあります。

中小零細薬局は規模の大小を問わずいずれ身売りするタイミングを見計らって動かざるを得ない厳しい現実が目の前にぶら下がっています。

このまま推移すると仮定しますと、資本主義の原理から考えましても大きな資本同士の競争原理が働き、業界の寡占化が進みかねません。所謂、一強多弱。

完全分業、面分業という目標も道半ばと言わざるを得ません。

藍綾褒章の栄に浴する事に素直に喜びの言葉を添えるつもりでしたが、あまりに課題が山積している現状を見ますに大いなる反省と自肅の念を禁じえません。



文部科学大臣表彰



広島支部 河内 一仁氏

このたびは、文部科学大臣表彰を受賞できましたこと、誠に身に余る思いでござります。厚く御礼申し上げます。

先の広島県薬事衛生大会ではご披露いただきありがとうございました。

思いますに、昭和59年6月より広島市立井口小学校の学校薬剤師を、職務もわからぬまま拝命し、当時広島市学校薬剤師会会长の鐵谷先生にご指導いただいてから瞬く間に30年。この間、子供達が、学校で安全に勉学に勤しむための環境衛生整備を検査・助言・指導などを担いながら、また広島県学校薬剤師会、広島市学校薬剤師会のお手伝いが出来ましたことは行政、学校関係者の皆々様や学校薬剤師諸先輩方のお力添えの賜物と感謝いたしております。

今や、学校環境衛生はもちろんのこと薬の正しい使い方や薬物乱用・危険ドラッグ防止教育などの幅広い知識と行動の必要性がさらに増しております。

この受賞を機に、今後も微力ながら学校薬剤師会の発展のため研鑽を重ねて参りたいと思っております。

何卒、よろしくご指導いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

学校薬剤師制度創設60周年記念 文部科学大臣表彰



広島支部 児玉 信子氏

この度、思いがけなくも文部科学大臣表彰をいただくこととなり、身に余る光榮と感謝申し上げます。これも偏に、県、市学校薬剤師会の先輩、諸先生方のご指導ご援助の賜物と心より厚くお礼申し上げます。

思えば、学校薬剤師として36年になりますが、多くの先生方のご指導ご助言をいただきながら、微力ながら努めてまいりました。学校環境衛生に関する検査が主たる職務でしたが、近年はくすり、薬物乱用、喫煙、アルコール等々についての授業も加わり、如何に解りやすく話すかも課題となっていました。毎年、5年生6年生に10年前より授業を続けていますが、昨今大きな社会問題となってきた危険ドラッグについても、子供の頃からの教育が必要不可欠と感じています。

先の金沢での全国学校薬剤師大会では、“食から子供達の健康を考える”と題して北陸大学教授劉園英先生の

講演がありました。現代の子供の乱れている食習慣のために増えた病気として、アレルギー疾患、子供の生活習慣病（糖尿病、高血圧、高脂血症など）胃腸虚弱、心の病、冷え症、体力低下等があげられました。非常に説得力のあるすばらしい内容で感動致しました。是非、学校保健委員等を通して“食の大切さ”を伝えたいと思います。

子供達が健全に育っていくことを願いつつ、更に研鑽を積みながらお手伝していけたらと思っています。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。この度は、有難うございました。



三原支部 平井 紀美恵氏

この度『文部科学大臣表彰』の栄に浴しました。誠に有り難うございます。薬剤師になり、卸・病院勤務を経て開局。以来、地元の幼稚園・小学校・高校の学校薬剤師となりました。これ迄、学校薬剤師の使命は“将来を担う児童・生徒の学校での安全環境を確保する為、専門的技術と指導を学校に提供することにある”との認識を活動の原点にして参りました。『学校保健安全法』が施行され法改正を経て学校薬剤師の義務と責任がより明確になりました。法の遵守は勿論、児童・生徒の心身の発達により添いながら、学校のハード・ソフトの両面の環境整備に応えるため、学校とのより良い連携が求められます。学校薬剤師の履歴は永きに亘りますが、何の成果も上げない中での今回の受賞は、恐縮の一語と共に改めて学校薬剤師としての自覚を自らに問いかける機会にもなりました。

今まで指導くださった先輩諸氏、支えて下さった関係の方々に反省を込め、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。



福山支部 鍋島 瞳枝氏

この度は文部科学大臣表彰という大きな賞を賜り、本当に有難うございました。私が昭和46年の末、薬局を開業いたしました時はまだ学校薬剤師会のあることすら知りませんでした。3年程して当時の部会長の浜田先生より、“人数が少ないので手伝って下さい”と言われて初めて学校薬剤師会に入会いたしました。福山市立引野小学校を担当する事になり、薬剤師会から貰ったテキストを読みながら一学期の初め飲料水の検査を行きました。そこで私が小学校の時教えていただいた先生がまだ現役でおられて、本当に懐かしかった事を覚えております。

あれから38年、平成に入って新しい学校が出来た時、もう1校担当が増えましたが、幸いに若い先生が去年よ

り1校引き受けて下さって、安心いたしました。学校の検査結果は市教育委員会に提出しますので、データのチェックや、検査に必要な器具の手配等も役員の方々の努力で成り立っております。この賞は福山市学校薬剤師会に下さったものと思っております。本当に有難うございました。



三原支部 玉浦 嶽 氏

この度は文部科学大臣賞をいただき感謝申し上げます。学校薬剤師を40年間にわたり務めて来ました。この間、私にとりまして良き経験をさせていただいた事に感謝でございます。

学校保健活動すべてが児童生徒たちに基本的な事項であり、彼らの発育・発達の重要な時期であることを思いますとき学校薬剤師の職務の大切さを現場の中から随分教えられたと思います。校舎・施設が古くなると何かにつけ数値が基準より低く出る可能性が多く、その対応に苦労しました。特に水質検査ではその傾向が強く、ついその原因を追求しがちになり水道業者の領域まで入って、大いに反省する事もありました。現在の学校は環境衛生的には新しい資材・素材の活用で適正な事が多いのですが、毎年定期検査の数値を継続して残して行く事の大切さが問われていると思います。これかも職務に励んで行く所存です。



広 島 県 知 事 表 彰



三原支部 有田 義光 氏

この度、県知事表彰をいただく事となりました。これも偏に諸先輩方のおかげと、感謝申し上げます。

私が支部に入会し34年になりますが、その間、私共薬剤師を取り巻く環境は、大いに変化いたしました。レセプト請求にしても、社保・国保・本人・家族等数種類の用紙を使った手書きの時期があり、その後フロッピーディスクの送付となり、現在のコンピュータによるオンラインシステムとなりました。また、学校薬剤師として担当していた学校も、統廃合により4校が廃校となりました。

社会の速い流れの中、医師会との休日夜間診療所への協力、歯科医師会とのソフトボールの試合やボーリング親子大会の開催等を行ってまいりました。この様に、今まで培ってきた三師会との信頼関係のもと、今年度多職種合同研修会を行うなど、これから薬剤師の進むべき役割を考えております。微力ではありますが、三原薬剤師会のより一層の発展の為、協力させていただきます。

この度は、誠に有難うございました。



東広島支部 竹乘 秀晴 氏

このたび、薬事功労者として、名誉ある県知事表彰を受賞できましたことは、誠に身に余る思いでございます。ありがとうございました。薬事関係の方々には、長年功労のある先輩の方々が、数多くご活躍されているにもかかわらず、受賞させていただき、大変恐縮しております。今後は、この受賞を励みとし、微力ながら私の役割である薬物乱用防止教育、禁煙教育に深く関わり、役割を果たしていく所存でございます。

平成26年度 ドーピング防止ホットライン担当者研修会



常務理事 豊見 敦
薬事情報センター 永野 利香

日 時：平成26年11月28日（金）13:30～16:30

場 所：TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター

毎年1月1日から新基準が発効するため、11月末のこの時期、各都道府県のドーピングホットライン担当者向けにJADAから情報が提供されます。

日本薬剤師会藤原英憲常務理事の司会で進行された研修会は、日本薬剤師会山本信夫会長と日本アンチ・ドーピング機構鈴木秀典会長の挨拶からスタートしました。

鈴木会長の挨拶では、今回の改訂についてドーピングを未然に防ぐことを主眼としてアスリートを取り巻く環境整備・教育に重点を置いていることが説明され、2020年のオリンピックに向けて、またその先の世代に向けてもしっかりと取り組んでいきたいと語られました。

続いて、浅川伸専務理事より『2015年世界アンチドーピング規程 国際基準改訂 日本アンチドーピング規程改訂のポイント－サポートスタッフの観点』について説明があり、今回の改訂ではコードの役割・位置づけを明確化するために序論が記載されていること、その中ではアンチドーピングプログラムに何が求められ、何を最終的に守っていくのかが明示されるようになったことが説明されました。

今回の改訂では、アスリートの厳格な責任を求めており、2年の資格停止が4年に引き上げられ、アスリートとそれをサポートする人の役割と責任が明らかにされています。また、教育啓発が重要であるという観点から、対象となるアスリートやサポートスタッフの行動変容を達成するためにどのようなタイミングでどのような手段を用いて教育していくかが重要であるとされており、薬剤師に置き換えた場合、国体の選手にどのタイミングで接点がもてるのか、それによってどのような行動変容を求めていくのかをきちんと体育協会ともすり合わせていく必要があるのではないかと提案されました。

今回の改訂から「日本ドーピング防止規程」という名称が「日本アンチドーピング規程」と変更になっています。これは「ドーピング防止」という表現では「ドーピングをしてはいけない」という意味以上のものが出てこないという指摘があり、「価値を守る」「アスリートの中に理念を築かせる」という高い視点をもつことが必要であることから名称変更が行われたことが解説されました。また、TUEも「治療目的使用に係る除外措置」から「治療使用特例」に訳が変更され、情報共有を明確化することにより、選手の負担を軽減させる方向にあることが説明されました。今回の改訂はアンチドーピング活動が何を目的とし

て掲げているのかを主眼に整理されていることです。

次に、『2015年禁止表国際基準～2014年からの変更点～』について、現行のものからの変更点を、ポイントを絞って解説がありました。全体的には、大きな変更ではなく、内容をより明確に、わかりやすく、理解しやすいように文章を整理したということだそうです。ちなみに、監視プログラムにつきまして、「ブソイドエフェドリン (150 μg/mL未満)」については、明確な結論へ導く十分なデータが集積されたことに伴い、2015年は中止する、となっております。また、「4.テルミサルタン」は明らかなPPAR δ 部分作動薬 (S4.5.1で禁止) の性質を持つ非定型アンジオテンシンII受容体拮抗薬であるため、「5.メルドニウム」(国内未発売) は潜在的な心臓作用を持つ薬剤であるため、それぞれ乱用を評価するために追加されたとのことです。続いて、『Global DROを活用したアスリートのサポート体制－情報共有』についてでした。Global DROとは、成分や医薬品の検索が可能なシステムで、アメリカ、カナダ、イギリスの3か国で運営するものに4か国目として日本も参画した、Global Drug Reference Onlineというものです。他国と日本での利用状況の比較、ユーザータイプの比較などの紹介や、今後のGlobal DRO JAPANの方向性などのお話がありました。

最後に、質疑応答が活発に行われました。例えば、「服薬後どれくらい経過すれば大丈夫か?などという質問が多くあり、薬物動態的な理論とドーピングの検出能とは異なる事例もあるため、ホットライン担当者としては、どう回答すればよいのか困ることがある」との質問に対しては、「『〇日経てば大丈夫』という話はしなくて良いです。あくまでも情報提供のみで、判断はアスリート自身です。アスリート自身が判断できる材料を提供するのがスポーツファーマシストの役割です」とのお答えでした。また、JADAのスポーツファーマシストへのバックアップ体制が欲しいという要望に対しては、JADAとしては使い勝手の良い情報提供体制を整備すること、つまりGlobal DROの使い勝手の向上と考えているということでした。その他、Global DROのバージョンアップ情報が欲しい、日本創薬のものの取り扱いについては日本から積極的に発信して欲しい等の要望も上がりました。

最後に、日本薬剤師会石井甲一副会長の閉会の挨拶で研修会は終了しました。

薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会（第3回）

日 時：平成26年11月30日（日）12:00～16:15
場 所：慶應義塾大学薬学部

報告Ⅰ

常務理事 松村 智子

プログラム（敬称略）

12:00～12:15

挨拶

公益財団法人日本薬剤師研修センター理事長 豊島聰
厚生労働省大臣官房審議官（医薬担当）成田昌稔

趣旨説明

公益社団法人日本薬剤師会常務理事 藤原英憲

12:15～16:10

薬剤師の臨床判断

～症候学とトリアージを学ぼう（腰痛編）～

昭和大学薬学部教授 木内祐二

16:10～16:15

総括

公益社団法人日本薬剤師会副会長 生出泉太郎

ワークショップでは、腰痛を生じる疾患をたくさん挙げ、LQQTSAの順で自覚症状に関する質問をし、心理・社会的情報についての質問や過去の情報をあわせて病名を考えること、そしてトリアージを作成しました。アルゴリズム作成は、症候学が不十分なために、うまくできませんでした。

このような考え方をすることは、薬局において、また在宅において薬剤師に期待されていることと考えます。これから一つ一つの病名について、系統的に調べていこうと思いました。

報告Ⅱ

一般用医薬品委員会委員
吉田 亜賀子



公益財団法人日本薬剤師研修センター豊島聰理事長、厚生労働大臣官房審議官（医療担当）成田昌稔様の挨拶で始まりました。お二人とも挨拶の中で「薬事、薬剤師法の改正に伴い“薬学的知見に基づく指導が追加され専門職としての職能にかかわる活躍する場が増えると同時に責任が生じるようになった。」と薬剤師を取り巻く環境の変化について話されました。続いて司会の公益社団法人日本薬剤師会藤原常務理事よりこの研修の趣旨説明が行われました。

「臨床判断と薬剤師～症候学とトリアージを学ぼう（腰痛編）～」が昭和大学薬学部木内祐二教授の「これからは薬剤師が責任ある判断で行動する“プロの医療人”としてのステージ」とのワクワクしながらも身の引き締まる一言で始まりました。今までの医療は分担医療のため情報の共有化がなく、重複される項目（問診も含め）が多く医療の無駄もあった。また医師不足により医療が崩壊する恐れもある。そのため真のチーム医療を行うことが最も重要である。そのチームの中で私達薬剤師の出来ることは…

- ①適切な処方箋調剤・服薬指導の実践
 - ②来局者（地域住民）の健康相談、軽疾患の適切な対応
 - ③在宅患者の病状の把握と変化時の適切な対応
- が挙げられました。今回の研修第1回、2回に引き続きプライマリーケアの窓口としてトリアージとセルフメディケーションの支援をワークショップ形式で学びました。

第1回は頭痛、第2回は腹痛、そして今回の第3回は腰痛を生じる疾患についてでした。第2回の腹痛については支部で講習会をするにあたって、ビデオを見て、日薬の会誌を読み、ワークショップを行ったので、研修会の流れは理解していました。今回の腰痛を生じる疾患についても脊椎由来、神経由来、内臓由来、血管由来をだいたい予習をして参加しました。研修会は、昭和大学の木内先生のテンポよい口調で始まりました。まず、模擬薬局にて「腰が痛いのでシップを購入したい」という来局者に2人の参加者が対応しました。患者情報を聞き出し、病名を判断し、使える薬を考えることが必要と思いますが、いきなり腰を押さえてシップを求められたら、何の質問もせずにそのまま販売してもおかしくない状況でした。

これまでの薬学教育は、病名から治療法を考えるという疾患単位の学習でした。腰痛という症候から病名を推測し、鑑別するための系統的な学習は行われていませんでした。私が、常常思ってきたことです。例えば、漢方薬の処方箋をみると症状や疾患名が想像できるけれど、症状を訴える方に対して、病名や病態を推測し、適切な漢方薬を判断し、アドバイスできるだろうかと。今回の研修会ではそのことを考えさせられました。

参加者の中から2名がモデルとして、症状を訴え来局されOTC購入される方への対応をされました。通常私達が窓口でするのとほぼ同じ対応と思えました。ここで私が対応する時になんだかわからないが、すっきりしない理由がわかりました。それは症状より疾患を予測できていないということでした。私達薬剤師は疾患より症状を考えることがあっても、症状より疾患を予測することがないのではないか？ここから頭痛・腹痛・発熱・咳・下痢・めまいを示す疾患を挙げる作業に入りました。意外に出てこないものでした。しかし、症状から疾患を予測することは大変重要なことです。なぜなら来局された方は「頭痛がする」とは言いますが「緊張性頭痛がする」とは言いませんから。次に「あなたの薬局に腰痛を訴えるお客様が来られました。どのように対応しますか？」という内容で、「腰痛」を取り上げ進めました。

①4～5人1グループで腰痛を訴える疾患を20～30挙げ
その中から代表的な疾患を20選びグループ分けをしました。選ぶ疾患は頻度が多いものや見落としてはいけないものが基準となりました。グループ分けは疾患の部位(消化器、循環器、全身等)で行いました。

②代表的な20疾患について、症状の特徴(LQQTSFA)を整理します。LQQTSFAとは医療面接の標準的な手順です。

L (Location) : 部位 どこが？

Q (Quality) : 性状 どのように？

Q (Quantity) : 程度 どのくらい？

T (Timing) : 時間と経過 いつ？いつから？

S (Setting) : 状況 どのような状況で？

F (Factor) : 寛解・増悪因子 どんな場合に悪く（良く）なる？

A (Associatedmanifestation) : 障害症状 同時にどんな症状があるか？

医師も上記の手順で問診をされているとのことでした。L Q Q T S F Aなどの得られる情報を活用し疾患の鑑別を行いました。L Q Q T S F Aでの医療面接には時間がかかるのでは？と思われがちですが実際見て

いると5分位で終わりました。訊く内容が頭にあるかないかで違うのでしょうか？

③腰痛の鑑別アルゴリズムを作成する。アルゴリズムとはYes／Noの質問を繰り返し、疾患鑑別する方法です。どんな質問で鑑別していくかを考えました。今回は時間の関係で第2分岐までとなりました。質問としては「突発性、急性、亜急性～慢性」「腰以外の症状の部位」等で1/2～1/3にするのを目安とした質問を作成します。1疾患に決めるのは大変リスクが高いため、最終的2～3疾患になるように質問を考えます。最後にとどめ（確認）の質問で疾患を予測します。

④腰痛を訴える代表的な15疾患のトリアージプランを作成しました。同じ疾患でも重症度で対応が異なる、安易な受診勧奨をせず多くのスイッチOTCがあると想定しての対応を考えました。受診勧奨となった場合は「○○が疑われますので、受診してください」との受診勧奨の理由があった方がよいと木内先生より説明がありました。代表して1グループが作成したトリアージプランを用いてシミュレーションを行いました。

⑤受診勧奨時の医療機関への紹介状を記入しました。対応中に症状の急変で救急搬送となった場合、対応していた薬剤師が一番新しい情報を知っているため紹介状を書く必要性がある。これこそがチーム医療への貢献かもしれません。

⑥2人1組で実際にアルゴリズムを用いて疾患の鑑別を行いました。

今回の研修内容は平成27年度からコアカリキュラムの中に組み込まれており、5年後の平成31年度の実務実習内容に含まれます。働いている私達も避けては通れないと共に、責任ある判断と行動をする本当のプロの医療人としての第一歩になるのではないでしょうか？

公益社団法人日本薬剤師会生出泉太郎副会長が「研修会の収録DVDを作成、それを用いて都道府県薬剤師会等にて伝達研修の実施すること、平成31年度の実務実習への対応可能と回答している」と総括されました。

安田女子大学薬学部OSCE



安田女子大学薬学部 新井 茂昭

日 時：平成26年11月30日（日）9:00～17:00

場 所：安田女子大学

平成26年度安田女子大学薬学共用試験OSCEは、無事終了しました。ご協力いただきました広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会、および学外評価者の先生方にこの場を借りて厚くお礼申し上げます。

本年度のOSCEでは、受験者数66名に対して、評価者36名（薬局薬剤師12名、病院薬剤師14名、他大学教員3名、本学教員7名）、模擬患者・模擬医師10名、および運営スタッフ52名があたりました。9月中旬に薬学共用試験センターから試験課題が通知されて以降、実施計画書やマニュアルの作成、評価者や模擬患者への依頼とその養成、直前講習会開催など、忙しく準備を進めてまいりました。本試験実施の前々日には、教職員が総動員でパーティション約100枚と大量の模造紙を使って試験会場の設営を行いました。

前準備、試験当日の運営および実施内容に関しましては、5回目の開催ということもあり、全般的にOSCEは適正に且つスムーズに実施できたと感じております。しかしながら、例年検討課題としています隣接ステーション間の音漏れ（受験生の声漏れ）は未だ具体的な解決策を見いだせないままですし、また、今後の学生数増加に伴い必要になるレーン数増や評価者の確保等、改善しなければならない問題点や工夫が必要な点も残っております。

評価に関しましては、評価者養成講習会ならびに直前評価者講習会を開催し、評価者間の意見交換を充分していたことから、全般的に見て評価マニュアルに従った適

正な評価が行われたと考えております。評価結果を見ますと、残念ながら一部の項目では、まだ評価の標準化が十分でなかったと思われる課題も残っています。評価者間のバラツキはOSCE評価の客観性と正当性を否定するものとなりますので、今後も評価者間のバラツキを極力抑える努力をしていきたいと思っています。

一方、学生は、課題の閲覧開始まで課題内容を知らざれず、しかも2名の評価者の前で、5分以内に終了しなければならないことから、かなりの精神的な負担がかかっていたようです。当日は極度の緊張のあまり実力を発揮できない学生もいましたが、緊張した表情を浮かべながらも、着実にそれぞれの課題をクリアしていたようです。

薬学教育6年制の一つの柱である薬学共用試験(CBT、OSCE)は、大学の責任のもとで行うものとなっておりますが、OSCE評価者としてあるいは臨床のエキスパートとしてのご助言など薬剤師会の先生方の協力無くしては実施することは不可能です。さらに来年より適用される新しい薬学教育コアカリキュラムに対応したOSCEの内容についても議論を深めてゆかなければなりません。新コアカリで謳われている「薬剤師として求められる基本的な10の資質」を持つ薬剤師を育てるには、医療現場と大学間のより緊密な連携が必要と考えます。今後とも薬学共用試験の実施に対し、皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

薬剤師国家試験問題（平成26年3月1日・2日実施）

問108 生薬に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1 ハンゲはサトイモ科カラスピシャクの塊茎を用いる生薬で、消炎、利尿を目的に用いられる。
- 2 バクモンドウはユリ科ジャノヒゲの茎を用いる生薬で、鎮咳、去痰を目的に用いられる。
- 3 サンシシはアカネ科クチナシの果実を用いる生薬で、鎮静、利胆を目的に用いられる。
- 4 ケイヒはクスノキ科 *Cinnamomum cassia* Blume の根を用いる生薬で、健胃、解熱を目的に用いられる。
- 5 シャクヤクはボタン科シャクヤクの根を用いる生薬で、鎮痛、鎮痙を目的に用いられる。

正答は 105 ページ

平成26年度（第6回）広島大学薬学部OSCE



広島大学薬学部 松尾 裕彰

日 時：平成26年12月7日（日）9:00～16:30

場 所：広島大学薬学部

本年度は薬学部薬学科4年生33名と薬科学科卒業生3名の合計36名が受験しました。評価者30名（学内22名、学外8名）、模擬患者6名、運営スタッフ48名（教職員22名、薬学科5・6年生26名）総勢84名が参加しました。昨年度までは学外評価者は7名でしたが、今年度から病院薬剤師の先生を1名増やし、8名の学外評価者の先生方に評価を行っていただきました。評価者の先生方、ならびに、派遣していただきました広島県薬剤師会、広島県病院薬剤師会、広島国際大学薬学部および安田女子大学薬学部へこの場をお借りして御礼申し上げます。

客観的臨床能力試験（OSCE）は、薬学生が5年次に薬局と病院で参加型実習を行うために必要な態度・技能の習熟度を評価する全国共通の試験です。

1. 患者・来局者応対
2. 薬剤の調製
3. 調剤薬鑑査
4. 無菌操作の実践
5. 情報の提供（服薬指導・疑義照会）

の5領域から6課題（調剤2課題）を順番に受験します。課題は5分間で実施可能な内容となっており、評価者2名の細目評価の平均が70%以上、かつ概略評価（総計12点）が5点以上であれば合格となります。コミュニケーションに関する評価細目（患者への共感、積極的な傾聴、適切な姿勢など）においては、評価者間での結果のバラツキが出やすいことが知られています。このバラツキができる限り少なくするために、各課題の責任者が直前評

価者講習会を開催し、評価の均一性を図りました。評価者の先生方には、お忙しい中講習会へ参加いただき有難うございました。また、患者・来局者応対や情報の提供（服薬指導）などのコミュニケーション能力・技能を評価する課題においては、模擬患者が必要となります。本学では、6名のボランティアの方々に模擬患者として協力していただきました。各学生に対して同じ演技ができるように、模擬患者の方々に対しても直前講習会を行いました。試験当日、模擬患者の方々にはシナリオを忠実に演じていただき、受験生にとって公平な試験を実施することが出来ました。OSCEのみならず薬学部におけるコミュニケーション実習を実施するためには、模擬患者の協力が必要です。今後もOSCEを含めた薬学教育にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。

OSCEが公正に実施されたかどうかをチェックする目的で、モニター員が薬学共用試験センターから派遣されます。今年は試験の進行に遅れが出ましたが、モニター員総評において、本学OSCEは公正に行われたとのコメントをいただきました。これも関係の諸先生方のご協力のおかげであります。来年5月には今回のOSCEに合格した学生が、薬局や病院の先生方の下で実務実習を行います。世間に求められる薬剤師を育てるためには、現場の薬剤師の先生方のご指導が不可欠であります。引き続き、広島県薬剤師会、ならびに、広島県病院薬剤師会の先生方には、本学部学生の教育へのご協力をお願い申し上げます。

薬剤師国家試験問題（平成26年3月1日・2日実施）

問185 腎機能が低下している患者において、腎機能を急激に悪化させる危険性が高い処置はどれか。2つ選べ。

- 1 生理食塩液の点滴静脈注射
- 2 アセトアミノフェン錠による鎮痛
- 3 イオバミドール注射液を用いた胸部CT検査
- 4 プラゾシン塩酸塩錠による降圧
- 5 ゲンタマイシン硫酸塩注射液による感染症治療

正答は 105 ページ

○広島県薬剤師会会員証(会員カード)○

新規受付は平成21年8月末をもって
終了しました。

会員カードでWポイントがつきます。

Wポイントカードに (株)和多利広島本社 Wポイントカード事務局
に関するお問い合わせは ☎082-830-0230 平日10:00~18:00 ホームページ <http://www.watari.biz/>

Wポイント会員サイト OPEN! ケータイも パソコンも <http://www.wpoint.co.jp/>

Wポイントカードシステムでは、2,000ポイント貯まると翌月2,000円分のWポイント金券がお手元に届きます。



広島県Wポイントカード加盟店

店舗名の後ろの数字は100円に対するポイント数です。(一部異なる場合があります。) 例) ①…100円につき2ポイント加点されます。

店舗名①	TEL.	店舗名②	TEL.	店舗名③	TEL.
Edabrieck ①	082-822-6667	カフェ&ダイニング わらうかど庭 ②	082-929-5368	ピカソ画房 本店 ①	082-241-3934
ちから 船越店 ②	082-824-0301	釜飯醉心 五日市店 ②	082-922-8663	美しいん 広島店	082-543-4922
ちから 矢野店 ②	082-888-5246	サイクルショップカナガキ 五日市店 ①	082-924-5525	0120-365-901	
マダムジョイ 矢野店 直営食品売場		住吉屋 楽々園店 ①	082-943-4960	ひろしま国際ホテル 芸州 本店 ②	082-248-2558
※200円につき1ポイント	082-889-2441	ちから 五日市店 ②	082-922-8661	ひろしま国際ホテル スペインバル ミ・カーサ ②	082-248-6796
広島市安佐北区		徳川 五日市店 ②	082-929-7771	ひろしま国際ホテル 空庭BIS	
大野石油店 高陽町SS ①	082-842-1890	マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場	082-943-8211	とろクルクル ②	082-240-7556
大野石油店 可部バイパスSS ①	082-819-0210	※200円につき1ポイント		ひろしま国際ホテル 東風 ②	082-240-0558
キャン・ドゥ 可部店 ②	082-814-7008	広島市中区		広島第一交通(株) 江波営業所 ②	082-233-5871
山陽礦油 かめ山SS ①	082-815-6211	英國式足健康法 リフレックス ②	082-248-7722	広島風お好み焼・鉄板居食家 德兵衛	
ちから 高陽店 ②	082-841-4377	えびすの宴 ②	082-243-6166	紙屋町店 ②	082-247-2260
ちから マルナカ可部店 ②	082-810-0877	えひめでいあ ②	082-545-6677	福助タクシー(株) 本社営業所 ②	082-232-3333
徳川 サンリブ可部店 ②	082-815-2775	大野石油店 牛田大橋SS ①	082-221-1511	ボウル国際 ①	082-244-4151
広島市安佐南区		大野石油店 大手町SS ①	082-243-8351	星ビル5F オルゴールティーサロン ②	082-249-1942
エコール古市ショールーム ①	082-830-6161	大野石油店 西白島SS ①	082-221-8834	星ビルB1F メディカルフィットネス ②	082-242-0011
エコール本部 ①	082-877-1079	o k a s h i m o ②	082-231-3221	ポルタポルテ ①	082-249-5788
大野石油店 高取 SS ①	082-872-7272	海鮮焼肉 あみやき家 DAIBA ①	082-246-8048	マダムジョイ 江波店 直営食品売場	
大野石油店 緑井 SS ①	082-877-2008	かに通 広島店 ①	082-247-6661	※200円につき1ポイント	082-532-2001
釜飯醉心 昆沙門店 ②	082-879-2211	釜飯醉心 本店 ②	082-247-4411	マダムジョイ 千田店 直営食品売場	
カメラのアート写夢 高取店 ①	082-830-3588	芸州 胡店 ②	082-243-6165	※200円につき1ポイント	082-545-5515
Dining Cafe St.Grace ①	082-830-0904	桜井花店 本店 ①	082-247-1808	横田印房 ⑩	082-221-0320
ちから 西原店 ②	082-832-5520	山陽礦油 相生橋SS ①	082-232-0145	蓮根 広島店 ②	082-546-0707
ちから 八木店 ②	082-830-0235	しなとら パセーラ店 ②	082-502-3382	和さび 小町店 ②	082-249-3993
徳川 安古市店 ②	082-879-9996	寿司醉心 ②	082-247-2331	和さび 八丁堀店 ②	082-211-5225
バゴス 本店 ②	082-879-1830	炭焼 楽月 ①	082-343-2941	広島市西区	
パワーズ 広島店 ①	082-873-1212	体育社 本店 ①	082-246-1212	井口家具百貨店 ①	082-232-6315
広島第一交通(株) 上安営業所 ②	082-872-5410	大こん 並木店 ②	082-546-1515	大野石油店 旭橋SS ①	082-272-3766
広島風お好み焼・鉄板居食家 德兵衛		ちから 本店 ②	082-221-7050	大野石油店 井口SS ①	082-276-5050
昆沙門台店 ②	082-879-0141	ちから 上八丁堀店 ②	082-211-0122	大野石油店 観音SS ①	082-231-6209
福助タクシー(株) 古市営業所 ②	082-877-0004	ちから そごう店 ②	082-512-7854	大野石油店 商工センターSS ①	082-277-1266
焼肉虎至 大町店 & イタリ庵 toraji ①	082-870-5529	ちから タカノ橋店 ②	082-544-0002	大野石油店 横川ISS ①	082-237-1864
焼肉白李 西原店 ①	082-846-1250	ちから 十日市店 ②	082-503-1089	釜飯醉心 アルパーク店 ②	082-501-1005
広島市佐伯区		ちから 中の棚店 ②	082-504-6646	サイクルショップカナガキ 横川本店 ①	082-231-2631
阿藻珍味 銘店舎 五日市店 ①	082-942-3266	ちから 舟入店 ②	082-294-7503	サイクルショップカナガキ 己斐店 ①	082-272-2631
AUTO GARAGE うえるかむ ①	082-927-2510	ちから 堀川店 ②	082-241-8230	サカイ引越センター ②	0120-06-0747
大野石油店 五日市インターSS ①	082-941-5020	ちから 本通4丁目店 ②	082-245-0118		082-532-1176
大野石油店 造幣局前SS ①	082-923-6029	中華そばちから 八丁堀店 ②	082-502-6008		
		徳川 総本店 ②	082-241-7100		
		のん太鮓 パセーラ店 ②	082-502-3383		
		バー・サード・ウェーブ ②	082-247-7753		

店舗名①	TEL.	店舗名②	TEL.	店舗名③	TEL.
車検の速太郎 ①	082-238-0100	ちから ゆめタウンみゆき店 ②	082-250-2125	東広島市	
車検の速太郎 カーケアプラザ ①	082-238-3939	中国トラック ①	082-251-0110	大野石油店 西条インターSS ①	082-423-3701
ちから アルパーク天満屋店 ②	082-501-2701	豆匠 広島本店 ②	082-506-1028	大野石油店 高屋ニュータウンSS ①	082-434-4411
ちから 井口店 ②	082-278-3666	徳 南区民センター店 ②	082-505-1620	大野石油店 東広島SS ①	082-423-9197
ちから 観音店 ②	082-232-5686	徳川 ジャスコ宇品店 ②	082-250-0480	カギのひゃくとう番 ⑤	082-424-3110
ちから 己斐店 ②	082-507-0505	徳川 ビックカメラ・ベスト店 ②	082-567-2388	髪処 ふくろう ②	082-497-3337
ちから 商工センター店 ②	082-270-0390	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		住吉屋 西条プラザ店 ①	082-423-7878
ちから 中広店 ②	082-532-4004	広島新幹線店 ②	082-263-0200	体育社 東広島店 ①	082-422-5050
徳川 南観音店 ②	082-503-3039	ホテルセンチュリー21広島		徳川 西条プラザ店 ②	082-424-0300
バゴス 井口店 ②	082-277-3004	京もみじ ②	082-263-5531	八本松タクシー ①	082-428-0023
バゴス マリーナホップ店 ②	082-297-4078	ホテルセンチュリー21広島		福山市	
パワーズ 広島マリーナHOP店 ①	082-503-7217	フィレンツエ ②	082-568-5270	一心太助 福山本店 ②	084-922-5611
広島第一交通(株) (第一) ②	082-278-5511	安芸郡海田町		エコール福山ショールーム ①	
広島第一交通(株) (平和) ②	082-278-5522	徳川 海田店 ②	082-824-0111		084-981-3733
マダムジョイ 己斐店 直営食品売場		安芸郡府中町		山陽石油 住吉町SS ①	084-922-0939
※200円につき1ポイント	082-271-3211	ちから サンリブ府中店 ②	082-890-2510	山陽石油 セルフ神辺SS ①	084-962-0693
横川 ちから ①	082-292-5822	ちから 向洋店 ②	082-581-4321	山陽石油 セルフ福山平成大学前SS ①	084-972-7940
広島市東区					
アリモト 本店 ②	082-264-2929	ちから 府中店 ②	082-287-0933	山陽石油 多治米町SS ①	084-957-2601
大野石油店 広島東インターSS ①	082-508-5030	時計宝石のマツダ ①	082-282-5709	山陽石油 深津SS ①	084-922-5750
サイクルショップカナガキ 戸坂店 ①	082-220-2031	広島第一交通(株) 府中営業所 ②	082-281-1191	山陽石油 福山東インターSS ①	084-923-7835
ちから 尾長店 ②	082-506-3505	大竹市		山陽石油 南本庄SS ①	084-922-3181
ちから 光町店 ②	082-568-6855	果子乃季 ゆめタウン大竹店 ②	0827-57-0757	徳川 福山東深津店 ②	084-929-2015
徳川 戸坂店 ②	082-220-1818	カメラのアート写夢 本店 ①	0827-57-7700	とんかつ徳 イトーヨーカドー福山店 ②	084-971-0050
肉玉屋 ①	082-569-4110	カメラのアート写夢 油見店 ①	0827-53-5911	パワーズ 福山店 ①	084-921-7866
マダムジョイ 牛田店 直営食品売場		尾道市		三原市	
※200円につき1ポイント	082-555-8835	瀬戸田すいぐん丸 ②	08452-7-3003	ごはんや 広島空港店 ②	084-860-8215
和さび 光町店 ②	082-567-8885	吳市		徳川 三原店 ②	0848-62-8824
広島市南区					
炙焼 楽群 ①	082-256-2941	大野石油店 熊野団地SS ①	0823-30-1042	三次市	
大野石油店 エコストーション出島 ①	082-254-1015	大野石油店 吳SS ①	0823-21-4974	さざん亭 三次店 ②	0824-64-0375
大野石油店 東雲SS ①	082-282-3993	体育社 吳店 ①	0823-22-8880	パワーズ 三次店 ①	0824-63-3000
大野石油店 皆実町SS ①	082-251-9108	ちから 吳駅店 ②	0823-32-5532	平田観光農園 ①	0824-69-2346
釜飯醉心 新幹線店 ②	082-568-2251	徳川 吳中通り店 ②	0823-23-8889	広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン ①	0824-64-7727
釜飯醉心 広島駅ビル店 ②	082-568-1120	徳川 広店 ②	0823-70-0600	広島三次ワイナリー	
惣菜醉心 アッセ店 ②	082-264-6585	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		バーベキューガーデン ①	0824-64-0202
銀河(えひめでいあ) ②	082-253-1212	吳駅ビル店 ②	0823-24-0222	広島三次ワイナリー ワイン物産館 ①	0824-64-0200
ごはんや 広島店 ②	082-253-0300	和さび 広店 ②	0823-73-7950	その他	
サイクルショップカナガキ 東雲店 ①	082-288-9101	庄原市		リースキン 家庭用事業部	
山陽礦油 大州SS ①	082-282-4478	総商さとう ウィー東城店 ①③	08477-2-1188	広島支店 ②	082-233-1141
車検の速太郎 向洋店 ①	082-890-9500	神石郡神石高原町		広島北営業所 ②	082-845-2882
しゃぶしゃぶ温野菜 大州店 ①	082-510-0831	総商さとう 本店 ①③	08478-2-2011	広島西営業所 ②	0829-31-6161
Dining Cafe Grace ①	082-253-5588	廿日市市		広島東営業所 ②	082-824-1411
ちから 広島駅店 ②	082-568-9121	大野石油店 廿日市インターSS ①	0829-20-1189	国内すべて対応	
ちから 福屋駅前店 ②	082-568-2330	キャン・ドゥ 廿日市店 ②	0829-32-3387	アート引越しセンター ①	0120-08-0123
ちから 本浦店 ②	082-286-1119	ジョイ薬局 ①	0829-32-3077		
ちから 皆実4丁目店 ②	082-250-0804	徳川 廿日市店 ②	0829-32-1111		

※ご利用額100円に対するポイント値は、加盟店により異なります。 ※換算率は、1 ポイント=1 円となります。

※次のお取り扱いにつきましては、予め、ご利用加盟店へ直接お問い合わせください。

1.クレジットカード支払のお取り扱い

3.ポイント付加対象外商品の有無

2.クレジットカードご利用時のポイント付加の有無

4.団体・パーティーご利用時のポイント付加の有無

指 定 店 一 覧

平成26年12月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)入江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30～19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5～20%引	9:00～19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25～60%引き 赤札より10～15%	平日 8:30～18:00 年中無休	8/13～15、 12/29～1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円／月～、ホームセキュリティ4,000円／月～、保証金免除	平日 9:00～18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000～15,000円 (別途相談)、機器取付工事代 20,000～30,000円、保証金免除	(土・日曜及び 祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45～17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町 2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15～20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏 期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10～20%引(一部除外品あり)	9:00～19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株) Volkswagen南広島	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車 買取	(株)JCM	優遇買取価格に加えて「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。または買取価格に応じたANA・JALマイルを付与。	(平日) 9:30～19:00 (土) 9:30～17:30	日曜日・祝日・年末 年始	広島市西区高須2-11-1 ランドマーク高須1階	(査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)507-1155
書籍	(株)フタバ図書	現金のみ定価5%引(直営店のみ)		定休日不定	広島市西区観音本町2-8-22	(082)294-0187
	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・ 食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパート を除く直営店)	5%引	対象店舗(デパート を除く直営店)年中 無休9:30～19:00	日・お盆・年末 年始休業	広島市西区商工センター 7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より5%off、器材オーバーホール：通常価格より5%off	8:30～20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	(株)進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配達費 広島県内無料(2,000以上商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(株)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・仏具	(株)三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)本社・呉営業所・三次営業所・福山営業所	本人のみ 現金のみメープル・トピック 自社主催商品3%引	平日 10:00~19:00 土・日・祝 10:00~17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1F	(082)512-1020
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾(株)	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	(株)エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製 品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南 3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	アリコジャパン 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル9F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越センタ-	通常価格より15%割引	年中無休(但し 11~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	(株)福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設: 約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツ アー:10%OFF、◆フィットネス:1 回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体彩金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体彩金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

- ・特別展（新県美展＜広島県美術展＞は除きます）

「ジャパン・ビューティー—描かれた日本美人—」

会期：平成27年1月2日（金）～平成27年2月15日（日） 会期中無休

開館時間：午前9時～午後5時

※金曜日は午後7時まで、入場は閉館の30分前まで

入場料：一般 1,200円 → 1,000円／高・大学生 700円 → 500円／小・中学生 400円 → 200円

- ・HPAM（エイチパム）コレクション展（所蔵作品展）

「タブロー＆クラフト—秘密のヴィジョン」

会期：平成26年9月18日（木）～平成27年1月12日（月・祝）

開館時間：午前9時～午後5時 ※金曜日は午後7時まで、入場は閉館の30分前まで

入場料：一般 510円 → 410円／大学生 310円 → 250円／高校生以下無料

会場：広島県立美術館 2階 第3室、第4室

休館日：月曜日（特別展会期中及び祝日、振替休日は開館）

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：公益社団法人 広島県薬剤師会

◆ 県薬だより ◆



県薬だよりへの発簡

- 9月1日 広島土砂災害への義援金について（依頼）
(各支部長)
- 9月2日 義援金振込用紙の送付について（各支部長）
- 9月16日 地域・職域会長協議会(支部長・理事合同会議)の開催時刻の変更について(通知)(各支部長)
- 9月25日 医療情報収集等事業平成25年年報の公表について(通知)(各支部長)
- 9月26日 地域・職域会長協議会（支部長・理事合同会議）次第について（通知）（各支部長）
- 9月26日 「薬と健康の週間」啓発資材等の送付について（各支部長）
- 9月26日 応需薬局リスト「FAXをご利用ください」の送付について（各支部長）
- 10月3日 薬剤師会認定基準薬局の平成26年度第3次認定について（依頼）（各支部長）
- 10月3日 広島県薬剤師会認定「基準薬局」の認定更新について（依頼）（各支部長）
- 10月7日 平成26・27年度地域・職域薬剤師会役員業務分担等について（依頼）（各支部長）
- 10月9日 業務分担⑦担当役員打合会資料の送付について（各支部長）
- 10月14日 平成27年度6年制薬学部学生の保険薬局実習の受入について（依頼）（各支部長）
- 10月15日 新聞への広告掲載について（通知）（各支部長）
- 10月16日 応需薬局リスト「FAXをご利用ください」の訂正について（各支部長）

- 10月22日 会員及び保険薬局部会員の調査について（依頼）（各支部長）
- 10月27日 医療事項情報収集等事業第38回報告書の公表について（通知）（各支部長）
- 10月28日 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への参加助成について（通知）（各支部長）
- 11月7日 平成26年度会員名簿及び2015年版管理記録簿の送付について（依頼）（各支部長）
- 11月10日 第12回ジェネリック医薬品セミナーへの参加について（依頼）（各支部長）
- 11月13日 薬学生実務実習受け入れ支部担当責任者会議の開催について（通知）（各支部長）
- 11月13日 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業平成25年年報」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第11回集計報告」について（通知）（各支部長）
- 11月19日 要指導医薬品・一般用医薬品の販売制度に関する対応の徹底に向けた行動計画について（依頼）（各支部長）
- 12月1日 応需薬局の年末年始休業期間調査について（依頼）（各支部長）
- 12月3日 平成27年度保険薬局部会会費額について（依頼）（各支部長）
- 12月9日 平成27年度薬事関係者新年互礼会の開催について（通知）（各支部長）
- 12月15日 管理記録簿の送付について（通知）（各支部長）
- 12月15日 会員名簿の送付について（各支部長）

◆平成26年10月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成26年10月16日（木）午後6時30分～8時55分
 場 所：広島県薬剤師会館
 出席者：前田会長、木平・大塚・野村・村上・渡邊各副会長、
 豊見専務理事、青野・有村・井上・小林・重森・谷川・
 豊見・中川・二川・政岡・松村各常務理事
 議事要旨作製責任者：豊見 敦

1. 報告事項

- (1) 9月定例常務理事会議事要旨（別紙1）
- (2) 諸通知
 - ア. 来・発簡報告（別紙2）
 - イ. 会務報告（〃3）
 - ウ. 会員異動報告（〃4）
- (3) 委員会等報告
 - (前田会長)
 - ア. 平成26年度第4回新たな財政支援制度検討委員会
9月24日（水）於 県庁北館
10月に内々示の段階での会議だったので、数字の絞り込みがまだできていない状態。満額というわけにはいかないけど、施設整備に関しては1/3、土地・建てる場合には1/2と条件がかわってきたので、補正を組みながらやらないといけないと報告された。
 - イ. 地域・職域会長協議会（支部長・理事合同会議）
9月27日（土）
 - ウ. 広島県健康福祉局薬務課来会（新基金事業の今後の進め方等について）
10月7日（火）
今後の進め方の一つに26・27・28年度と振り分けたものが資料である。26年と言っても内示が出てお金が動くのが来年の1月1日なので正味3ヶ月しかなく、事業計画案といいながら、切羽詰まっている状況である。28年度以降のこともあるが、継続的なものとあわせて、28年度中に会館建設を完了したい。これはあくまで目安で都市計画審議会にかけるタイミングと合わせて、ワーキングをつくって、みなさんにご協力いただきたいと思っていると報告された。
 - エ. 日本薬剤師会平成26年度第3回都道府県会長協議会
10月11日（土）於 山形市・メトロポリタンホテル山形
いろんな質問がでている中で、在宅についてアンケートの取り方がおかしいのではないかというのがあったので、精査をどうされるのかをまた日薬に聞いてみたいと報告された。
 - オ. 第47回日本薬剤師会学術大会
10月12日（日）・13日（月・祝）於 山形市
次回は鹿児島県で開催されると報告された。
(木平副会長)
 - ア. 生涯学習推進ワーキンググループ（資料1）
9月30日（火）
JPALSをどうするかという話で、広島県では推進していくことになり、委員長に吉田委員（広島支部）、副委員長に竹本理事を選んだ。中四国薬学会でデモンストレーションをしていく等、推進するための記事を会誌に毎号書いていくということが決まったと報告された。
 - イ. 広島県薬剤師会「地対協WG」
10月9日（木）
在宅ができる薬剤師を育てるということで、2日間に渡り、講義とグループ討論をする。講義はだいたい決まったが、グループディカッションについてはどういうテーマでやるか、現在協議中である。また、呉の平本先生とすずらん薬局の坂本先生の2つのグループ（5人ずつのグループ）でシナリオを作っていただいて、その2つのシナリ

オをもとにグループ討論をしようという状況であると報告された。

(大塚副会長)

- ア. 第40回広島県国保診療施設地域医療学会
8月30日（土）於 広島市文化交流会館
公立みつき総合病院が主体になってされている。薬局薬剤師という部分では出る幕がなく、各病院等の持ち回りで開催されているが、去年は薬局薬剤師の発表が多かったが、今回はほとんど病院関係等の話だったと報告された。
- イ. 平成26年度第1回広島県がん対策推進協議会
9月8日（月）於 県庁北館2階
顔合わせということで、患者さんの団体の方から前に進んでない、患者の意見を充分こなせるような団体にしてほしいという意見があった。広島県もがん登録ナンバーワンになりたいという話があつたと報告された。
- ウ. 会員表彰選考委員会・正・副会長会議
9月24日（水）
各支部からあがつた推薦者について審議を行い、正・副会長会で推薦者を決定したと報告された。
(野村副会長)
 - ア. 薬草に親しむ会
9月23日（火）於 山県郡加計町ふれあいセンター周辺 参加者120名
天候も良く、無事終了したと報告された。
 - イ. 業務分担⑦担当理事打合会（資料2）
10月6日（月）
四師会連絡協議会が来年当会が当番となっており、一応7月10日・17日でANAクラウンプラザホテルを予定している。一般紙へのPRの広告については、3.11の日に保険薬局部会での掲載を予定している。来年原爆投下70周年で、8月までに広告を出そうということをしている。県薬HPの管理・運営については委員会を立ち上げてWGで検討するという形になり、第1回目の会議を27日に開催予定である。今年は会員名簿を作製する年で、作製されていない県もあるみたいだが、今回は発行することとなった。薬学会の時に求人・求職のブースをだそうということで人員配置等を決定したと報告された。
 - ウ. マスコット・キャラクターシールの作製について（資料3）
シールもいろんな所にあった方がPRできるのではということで全身の丸い形で1万枚作製することとなった。
- (村上副会長)
 - ア. 広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会
10月5日（日）於 福山市医師会館
 - イ. 平成26年度広島県禁煙支援ネットワーク第12回研修会
10月5日（日）於 福山市医師会館
アとイをまとめて、運営委員会では次回開催は広島県医師会の担当で研修会を開催する事が決まった。ネットワークのバッジを作ったが、基本的にはアドバイザーという資格を認定していくというのがネットワーク委員会の狙いだったのですが、薬剤師会だけが一定のルールで作っていて、このバッジを活用していることを発表したと報告された。
 - ウ. 薬剤師禁煙支援アドバイザー認定制度特別委員会
10月15日（水）
23年度10月に認定制度に制定し、3年の更新で、今回は研修会等が出来てないが、更新とアドバイザーの新規登録を募集して、出てきた申請者はすべてアドバイザー、マスターの認定は出来るようになった。すでにマスターの資格をお持ちの方は27年4月1日

からの認定を認め、新たな認定は即座に認定する。期間は29年3月31日までの認定となる。今後の動きとして22日、「2」という字が白鳥に似ているので「スワン」ということで22日を「スワンスワンの日」ということで、薬剤師会において毎月22日を歴史と状態を聞くにも必ず喫煙履歴があるかどうか聞くという形の意識付の意味としてやっていると広報をしていくと思っている。各薬局にそういう努力をしていただくような運動をはじめようということを決定したと報告された。

(渡邊副会長)

- ア. 第72回中国地方社会保険医療協議会広島部会
9月29日(月)於 中国四国厚生局
医科新規7件(移動2件)・更新24件、歯科が新規3件・更新15件、薬局新規14件(移動6件)・更新5件であった。ポイント制についても順次調査に入るということだった。

(豊見専務理事)

- ア. 広島県救急医療情報新システム利用説明会
9月22日(月)於 広島県医師会館
広島県救急医療情報新システムのリニューアルに関する説明会であったと報告された。
- イ. ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー打合会(チラシ)
9月22日(月)
薬剤師にたくさん参加してほしいとの事でしたと報告された。
別件で、学薬の件も学薬部会があるので、報告しないといけない。県学薬と部会が統一されたのが2つくらい(中国ブロックでも)あるので、いろいろ中国ブロックでも日薬学薬部会でも動いてきます。公衆衛生の方の危険ドラッグ等をからめて学薬部会は動いています。会費は今年は1,000円ずつ集めますが、日薬会長の方針で来年は学薬の会費はなくなるだろうと言われているのが現状です。危険ドラッグのDVDを検討してます中です。日本学校環境衛生・薬事衛生研究協議会が岡山で開催され、そこでも、話を聞いてきたが、危険ドラッグについて鳥取が包括的に、持っているとすぐ捕まえるという条例を作ったと言われている。後追いは未だに変わっていない状況であると報告された。

(青野常務理事)

- ア. 広報委員会(資料4)
10月10日(金)
資料4について掲載依頼をされていて、掲載予定だと報告された。

(井上常務理事)

- ア. 広島プライマリ・ケア研究会世話人
10月10日(金)於 広島医師会館
今年度の担当は、社協。開催候補日は2月11日(木)又は26日(木)で、講師の都合等を考えて決めたいとのこと。テーマ案としては糖尿病対策・ペインソング・特定保健指導・介護予防・孤独死等各団体からの要望を受けられていた。特別講演の講師候補者として兵庫県養父市のやぶ医者大賞をとられた北広島町の東條先生を1人あげられている。また、中四国プライマリケアの現状をいろいろとあげられ、広島県プライマリケア学会の位置づけについて協議したが、今まで通り日本プライマリケア連合会の支部ではなく、現状のままで活動していくことになったと報告された。

(重森常務理事)

- ア. 平成26年度第1回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会
8月29日(金)於 メルパルク岡山
初めて岡山で開催されました。報告が2件(中国・

四国ブロックエイズ対策の実施状況について、岡山県の状況と取組について)、パネルディスカッション、特別講演「HCV/HIV重複感染における最近の話題」があったと報告された。このことについて詳しくは会誌に掲載すると報告された。

(谷川常務理事)

- ア. 平成26年度新公益法人制度に関する相談会
10月2日(木)於 広島県庁自治会館
事前に3項目質問事項を出しておらず、会計処理の仕方を法人会計と公益の振り分けをどうするか、実際に具体的な話を聞いてきた。公益社団なので、寄付を受けたときの領収証の取扱いについての処理の仕方、積立をするときに予算書上では積立が出てこないので、事業年度の決算書でしか出ないということの具体的な話を聞いてきた。今後いろんな会があると思うので、行けるときははいって話を聞いた方がいいと報告された。

(二川常務理事)

- ア. 公益法人及び一般法人に係る研修会
9月29日(月)於 自治会館
10時~11時50分大和証券の金融市場営業第2部の方から資産運用の管理について、13時15分~広島国税局第2部法人課税課の方から税制度について、15時45分~広島県総務局総務課主査から労務管理について説明があったと報告された。

(石原事務局長)

- ア. 広島駅新幹線口エリアマネジメント推進調整会議
PR・まちづくり部会(第5回)(資料5)
10月1日(水)於 広島市役所本庁
今回の内容は福岡市の視察結果とヒアリングの結果で、博多駅周辺地区では「博多町まちづくり推進協議会」という組織(年会費10万円)があり、構成員が155会員、また、天神地区では「We Love天神天神協議会」という組織(年会費5万円)があり、構成員が108会員で行政から一部補助金が出ている。また、意見交換では、他業種が入っているので、1本でイベントをやるにしてもテーマが難しい等意見があったと報告された。

[指導]

- ア. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
9月24日(水)於 広島合同庁舎(青野常務理事)
 - イ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
9月25日(木)於 広島合同庁舎(村上副会長)
 - ウ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
10月1日(水)於 広島合同庁舎(二川常務理事、松村常務理事)
 - エ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
10月2日(木)於 広島合同庁舎(重森常務理事)
 - オ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
10月8日(水)於 広島合同庁舎(豊見専務理事、青野副会長)
 - カ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
10月9日(木)於 広島合同庁舎(中川常務理事)
 - キ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導
10月15日(水)於 広島合同庁舎(村上副会長、二川常務理事)
 - ク. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導
10月16日(木)於 広島合同庁舎(有村常務理事)
- 豊見専務理事より新規個別指導で指摘し過ぎなこ

とがあるので、何かあれば連絡してほしいと述べられてた。現況はハイリスク・手帳のベタ取りを注意してみていると報告された。

2. その他の委員会等報告事項（野村副会長）

- (1) 平成26年度第2回広島県治験等活性化検討会（開委員）
10月6日（月）於 県庁・本館

3. 審議事項

- (1) 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会の配置及び市民公開講座について（資料6）（野村副会長）

会期：11月8日（土）・9日（日）

場所：広島国際会議場

市民公開講座の案内を会誌に同封すると遅いので、各薬局へA3ポスター・チラシをすぐ送付することとなった。大塚副会長より資料10についても、会員に周知した方が良いのではないかということで、合わせて送付することとなった。

また、市民公開講座のチラシ（500枚）を3日に開催されるがん大集会の会場で配布することができるかどうか確認することとなった。

- (2) 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会の薬学生対象企画ブースについて（資料7）（野村副会長）

チラシを配付したいと思っている。また、広島市薬剤師会が10月1日に有料職業紹介所の許可を得たので、一緒に配布させてもらいたいとのことで了承された。

- (3) 見舞金・義援金の会誌掲載について（資料8）（青野常務理事）

16日現在、165万2,328円集まっているが、広報委員会で団体名だけにするのか、寄付者名までいれるのか、会誌掲載についてはどういう風にするのがいいかということで、寄付者名も掲載することとなった。

村上副会長よりこの義援金をどのように配布するかということがあり、日薬から被災者への見舞金が18名申請した結果、軽度が15名で1万円、自宅損壊が1名で5万円で16名に出ることとなった。これに準じた形にするか、別に規格を設けるかということで、日薬基準に照らし合わせて按分した形で配布することとした。また、DMA Tで出たお金についてはベスト等追加した件もありますし、検討会の費用に使えたらどうかと思っている。

豊見専務理事より、手伝っていただいた方には出張として会議に出たような扱いで交通費と人件費という形で県薬からでもいいし、DMA Tから支給される金額からでもいい。全部県薬を通して申請をしているので、高速代を出している人は交通費はないけれども、そうでない人は梅林までの交通費と5,000円という形で支給したら良いのではないかということで、県薬の出張旅費に準じて支給で良いのではないかということになった。

- (4) 「平成26年度圏域地対協研修会」シンポジスト及び開催日の変更について（資料9）

日 時：平成27年2月8日（日）午後1時～午後4時30分（野村副会長）

場 所：グランラセーレ東広島 2階「平安」

【地域・職域会長協議会（支部長・理事合同会議）：3月1日（日）と連絡】

有村常務理事をシンポジストとすることに決定した。

- (5) 平成27年薬事関係者新年互礼会の開催について（野村副会長）

日 時：月 日（ ）午後 時～

場 所：広島県薬剤師会館

【前年度：1月9日（木）午後4時～開催】

1月8日（木）午後4時～に決定した。

- (6) 平成26年度広島県治験コーディネーター（CRC）研修会の参加について（資料11）

日 時：11月30日（日）午後1時～午後5時10分（野村副会長）

場 所：広島県庁本館6階講堂

- (7) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）

ア. 第55回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～における後援について

日 時：11月26日（水）午前10時～午後3時（資料12）

場 所：広島県立びんご運動公園

（毎年・承諾）

後援を承諾することに決定した。

イ. 子育て支援フォーラムin広島「子育ての応援とゼロ歳児からの虐待防止を目指して」の後援名義使用について（資料13）

日 時：11月29日（土）午後2時～午後5時

場 所：広島市文化交流会館

（初めて）

後援を承諾することに決定した。

ウ. 平成26年度広島県治験コーディネーター（CRC）研修会の共催について（資料14）

日 時：11月30日（日）午後1時～午後5時10分

場 所：広島県庁本館6階講堂

（初めて）

共済を承諾することに決定した。

エ. 21世紀、県民の健康とくらしを考える会「県民フォーラム」への負担金について

日 時：平成27年1月31日（土）（資料15）

場 所：中国新聞ホール

（平成25年度：1口1万円）

今年度も1口1万円にすることとした。

4. その他

- (1) 次回常務理事会の開催について（野村副会長）

11月20日（木）午後6時～（議事要旨作製責任者【予定】中川常務理事）

- (2) 平成26年秋の藍綬褒章受章について（野村副会長）

受章者 前田泰則氏（呉支部）

- (3) 平成26年度薬事功労者厚生労働大臣表彰受賞者について（野村副会長）

受賞者 豊見雅文氏（広島佐伯支部）

- (4) 年末・年始の休業について（野村副会長）

平成26年12月27日（土）～平成27年1月4日（日）

- (5) さくらっ子共同保育園設立5周年記念チャリティー企画現代国際巨匠絵画展の後援名義使用のお願いについて（資料16）（野村副会長）

日 時：11月28日（金）午後6時～午後8時（記念レセプション）

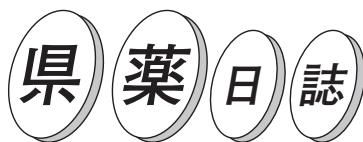
11月29日（土）～12月1日（月）午前10時～午後6時（一般公開）

場 所：広島マリーナホップ/アミューズメント棟
イベントスペース

（承諾済み）

- (6) 県立美術館「広島が生んだデザイン界の巨匠榮久庵憲司の世界展」について（チラシ）

前田会長より、会館建設特別委員会の案として、当初は県薬の役員だけと思っていたが、関連団体の方も含めて話をしようと思う。WG検討項目（案）として、常務理事以上でWGを構成していただければと思う。①財務については、渡邊副会長、青野・谷川各常務理事お願いします。②～④についてはやってみたいというのがあれば2週間以内に事務局石原事務局長まで届け出してくださいとお願いされた。



日付	行事内容	
10月21日 火	会館建設打合せ	
22日 水	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・広報委員会 ・第2回医薬品の適正使用検討特別委員会(地対協)(広島医師会館) ・日本薬剤師会医薬分業対策委員会 (東京・日薬) 	
23日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・安佐支部集合研修会(古市公民館) ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・平成26年度第2回多職種連携推進ワーキングチーム会議 (広島県健康福祉センター) 	
24日 金	<ul style="list-style-type: none"> ・日本薬剤師会公衆衛生委員会 (東京・日薬) ・第41回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議 (就実大学) ・業務分担2及び保険薬局部会担当理事打合会 	
26日 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度広島県介護支援専門員実務研修受講試験 (広島大学(東広島市鏡山)) ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導 (広島合同庁舎) 	
27日 月	県薬ホームページ管理・運営WG	
28日 火	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県緩和支援センター平成26年度緩和ケア薬剤師研修 (広島県緩和ケア支援センター) ・第73回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局) 	
29日 水	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県緩和支援センター平成26年度緩和ケア薬剤師研修 (広島県緩和ケア支援センター) ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・21世紀、県民の健康とくらしを考える会役員会 (広島医師会館) 	
30日 木	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)	
11月 2・3日	日本くすりと糖尿病学会および学術集会 (アクロス福岡)	
3日 月	第10回がん患者大集会(中国新聞ホール)	

日付	行事内容	
4日 火	広報委員会	
5日 水	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)打合会 	
6日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・第64回全国学校薬剤師大会 (石川県金沢市) ・健康情報拠点薬局事業WG ・会館建設特別委員会 	
7日 金	マスコット・キャラクター検討会	
8日 土	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議(広島国際会議場) ・第2回役員会・中国四国支部ブロック合同会議(広島国際会議場) 	
8・9日	第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会 (広島国際会議場)	
9日 日	第67回広島医学会総会(広島医師会館)	
11日 火	平成26年秋の藍綬褒章伝達式及び挙詞 (厚生労働省・皇居)	
12日 水	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろしま医療関連産業クラスター推進会議第3回専門委員会(県庁・北館) ・薬物乱用防止講演会 (広島県立呉昭和高等学校) 	
13日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・広島大学実務実習事前学習指導 (広島大学薬学部) 	
14日 金	<ul style="list-style-type: none"> ・第793回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部) ・ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)打合会 	
16日 日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県緩和ケア支援センター平成26年度在宅ケアチーム研修 (広島県緩和ケア支援センター) ・広島県トレーナー協会認定トレーナー講習(浜脇整形外科リハビリセンター) ・第12回ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー(国保会館) 	
17日 月	地対協WG	
18日 火	「ひろしま医療情報ネットワーク」運営WG (ホテルセンチュリー21広島)	
20日 木	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎) ・常務理事会 	

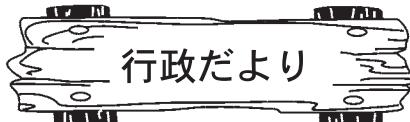
日付		行事内容
11月21日	金	(株)エステック来会
22日	土	福山大学卒後教育研修会 (福山大学)
23・24日		第8回日本薬局学会学術総会 (広島国際会議場)
23日	日	安田女子大学薬学部OSCE(直前講習会) (安田女子大学)
26日	水	・認定基準薬局制度運営協議会 ・第55回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～ (広島県立びんご運動公園) ・協会けんぽ広島支部来会
27日	木	・広島大学実務実習事前学習指導 (広島大学薬学部) ・第31回広島県薬事衛生大会 (エソール広島) ・第74回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局) ・平成26年度薬祖神大祭
28日	金	平成26年度ドーピング防止ホットライン担当者研修会 (TKP市ヶ谷カンファレンスセンター)
30日	日	・薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会(第3回) (慶應義塾大学薬学部) ・平成26年度高度管理医療機器等の販売業等に係る継続研修会 ・福山大学薬学部OSCE (福山大学薬学部) ・安田女子大学薬学部OSCE(本試験) (安田女子大学) ・平成26年度広島県治験コーディネーター(CRC)研修会(県庁・本館)
12月1日	月	・会館建設特別委員会 ・薬事情報センター委員会
2日	火	広報委員会
4日	木	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・がん検診サポート薬剤師養成研修会 (福山)
5日	金	日本薬局学会学術総会役員来会
6日	土	第2回安田女子大学薬学部・卒後教育研修会 (安田女子大学)
7日	日	・広島県緩和ケア支援センター平成26年度在宅ケアチーム研修(福山市民病院) ・広島大学OSCE (広島大学薬学部)
8日	月	新会館建設に係る打合せ
11日	木	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)

日付		行事内容
12日	金	・正・副会長会議 ・第794回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部) ・薬学生実務実習受け入れ部担当責任者会議
14日	日	・広島国際大学薬学部OSCE (広島国際大学・呉キャンパス) ・広島県在宅支援薬剤師研修会
15日	月	日本薬剤師会平成26年度試験検査センター技術研修会(東京・日薬)
16日	火	・在宅関係中国新聞取材 ・広報委員会
17日	水	県薬「地対協WG」
18日	木	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・平成26年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会 (広島国際会議場) ・(株)じほう来会 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業の取材 ・常務理事会
19日	金	・公益法人に係る研修会(県庁・本館) ・日本薬剤師会医薬分業対策委員会 (東京・日薬)



行事予定（平成27年1月～2月）

- 1月6日(火) 平成26年度アディクション(嗜癖)問題研修(アルコール健康障害対策基本法に関する研修会(県庁)
- 1月8日(木) 平成27年薬事関係者新年互礼会
- 1月9日(金) 第795回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 1月10日(土) 第3回先端的がん薬物療法研究会(グランドプリンスホテル広島)
- 1月12日(月) 平成27年広島県医師会新年互礼会(ANAクラウンプラザホテル)
- 1月13日(火) 中国四国厚生局監査立会
- 1月14日(水) 日本薬剤師会第4回都道府県会長協議会(東京・日薬)
 // 日本薬剤師会賀詞交換会(明治記念館)
 // 広報委員会
- 1月15日(木) 日本薬剤師会総会議事運営委員会(東京・日薬)
- 1月17日(土) 日本薬剤師会中国ブロック会議(ホテルグランヴィア広島)
 // 広島支部新年会
- 1月18日(日) 平成26年度薬剤師禁煙支援アドバイザー研修会
- 1月19日(月) 日本薬剤師会医薬分業対策委員会(東京・日薬)
- 1月22日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
 // 常務理事会
- 1月23日(金) 健康ひろしま21推進協議会(県庁・北館)
- 1月24日(土) がん検診サポート薬剤師養成研修会(広島)
 // 平成26年度核戦争防止国際医師会議(IPPNW)日本支部理事会(第2回)(広島医師会館)
- 1月29日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- 1月31日(土) 「県民公開講座」
 // 21世紀、県民の健康とくらしを考える会「県民フォーラム」(中国新聞ホール)
 // 平成26年度日本薬剤師会学校薬剤師部会、中国・四国合同ブロック会議
 (ホテルグランヴィア岡山)
- 1月31日(土) } 日薬代議員中国ブロック会議(ANAクラウンプラザホテル広島)
 2月1日(日) }
- 2月5日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- 2月7日(土) 薬事衛生指導員講習会及び学校薬剤師研修会(広島県薬剤師会館)
- 2月8日(日) 薬事衛生指導員講習会及び学校薬剤師研修会(まなびの館ローズコム)
 // 平成26年度広島県県域保健対策協議会研修会(グランラセーレ東広島)
- 2月13日(金) 第796回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 2月14日(土) 地域・職域会長協議会(支部長・理事合同会議)
 // 全体理事会
- 2月19日(木) 常務理事会
- 2月21日(土) } 日本薬剤師会第84回臨時総会(ホテルイースト21東京)
 2月22日(日) }
- // 竹原薬剤師会地域包括ケアにおける講演会(たけはら美術館文化創造ホール)



平成26年10月31日

公益社団法人広島県薬剤師会会长様

広 島 県 健 康 福 祉 局 長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬 務 課

検体測定室等において自己採血を行う際の感染防止等衛生管理の徹底等の事務取扱について（通知）

このことについて、平成26年10月21日付け医政地発1021第6号で厚生労働省医政局地域医療政策課長から別紙のとおり通知がありました。

については、今年度貴会へ委託して実施している「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業」における、健康づくり支援薬局モデル事業」を実施している関係地区薬剤師会を始め、貴会会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
 (担当者 児玉)

別紙

医政地発1021第6号
 平成26年10月21日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 卫生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
 (公 印 省 略)

検体測定室等において自己採血を行う際の感染防止等衛生管理の徹底等の事務取扱について

標記について、別紙のとおり「検体測定室等において自己採血を行う際の感染防止等衛生管理の徹底等について」（平成26年10月21日医政地発1021第4号）及び「利用者自らが採取した血液について民間事業者が血糖値や中性脂肪などの生化学的検査を行う事業において自己採血を行う際の感染防止等衛生管理の徹底等について」（平成26年10月21日医政地発1021第5号）を通知したため、御了知いただきたい。

また、検体測定室に関する事務については、引き続き厚生労働省で行うこととしているが、感染症等問題事案が発生した場合には、当職に情報提供していただくようお願いするとともに、感染症への対応等の観点から各都道府県との連携及び情報共有の推進が不可欠であるため、各都道府県等の連絡窓口（所属、氏名及びメールアドレス）を当課の専用メールアドレス（k-sokutei@mhlw.go.jp）まで、御連絡をお願いする。

(照会先) 医政局地域医療計画課医療関連サービス室（寺本、小野）
 電話 03-5253-1111 (内線2538、2539)

別紙医政地発1021第4号
平成26年10月21日

各検体測定室運営責任者 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

検体測定室において自採血を行う際の 感染防止等衛生管理の徹底等について

利用者自らが採取した血液について民間事業者が血糖値や中性脂肪などの生化学的検査を行う事業については、「検体測定室に関するガイドラインについて」(平成26年4月9日医政発第0409第4号厚生労働省医政局長通知。以下、「検体測定室に関するガイドライン通知」という。)に基づき、取り扱われているところであるが、今般、一部の検体測定室において検体測定室に関するガイドライン通知中、一部の項目を遵守していない事例が見受けられたことを踏まえ、下記のとおり、検体測定室における衛生管理の徹底を特に求めるとともに、検体測定室に関するガイドライン通知の遵守状況に関する自己点検等の実施をお願いする。

記

1 検体測定室における感染防止等衛生管理の徹底

穿刺針の単回使用を徹底するため、穿刺器具全体がディスポーザブルとなっており、構造上二度使用することができない器具の使用を徹底すること。

一部の検体測定室で血糖値の測定に際し、ディスポ用の穿刺針を装着する穿刺器具を使用している事例が見受けられたが、複数人による穿刺器具の共用を回避し、感染を防止する観点から、厳格な取扱いを徹底していただきたい。

また、薬局等において、検体測定室が、商品の陳列棚と一体化した場所に配置されている事例が見受けられたが、飛沫感染を防止する観点から、明確に区分された個室等を確保すること。

個室化が難しい場合には陳列棚等とは別の場所に固定された衝立を設置し、清潔が保持できるよう検査を行うための十分な場所を確保していただきたい。

2 検体測定室に関するガイドライン通知の遵守状況に関する自己点検等の実施

検体測定室における衛生管理の徹底を図るとともに、検体測定室に関するガイドライン通知の遵守状況について把握するため、別添のとおり、検体測定室による自己点検等を進めることとする。

については、平成26年11月30日までに、別紙に基づき自己点検等を実施の上、当課の専用メールアドレス(k-sokutei@mhlw.go.jp)宛に報告をお願いする。

(照会先) 医政局地域医療計画課医療関連サービス室 (寺本、小野)
電話 03-5253-1111 (内線2538、2539)

別添**検体測定室に関するガイドライン通知の遵守状況に関する自己点検等の実施について****I 検体測定室に関するガイドライン通知の自己点検について**

検体測定室に関するガイドライン通知の遵守事項について、自己点検を実施し、別紙1（厚生労働省HPのトピックス2014年10月22日掲載 「検体測定室の自己点検について」）により回答してください。

（「ホーム」>「政策について」>「医療」をクリックして進みダウンロードをしてご使用ください）

厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/

検体測定室の自己点検については、各設問に対して「はい」の場合は「1」を、「いいえ」の場合は「2」を記入してください。

※一部の設問については、「0」と記入いただくものがあります。

なお、2（いいえ）と回答した場合には、別紙2に各設問ごとにその理由と改善計画を記入してください。

(測定に際しての説明)

問1 測定に当たっては、運営責任者が受検者に対して以下のすべての事項を明示して口頭で説明し、説明内容の同意を得て承諾書を徴収していますか。

- ① 測定は、特定健康診査や健康診断等ではないこと（特定健康診査や健康診断の未受診者には受診勧奨をしていること）
- ② 検体の採取及び採取前後の消毒・処置については、受検者が行うこと
- ③ 受検者の服用薬や既往歴によっては、止血困難となり、測定を行うサービスを受けられない場合があること（このため、運営責任者は受検者に抗血栓薬の服用の有無や出血性疾患（血友病、壊血病、血小板無力症、血小板減少性紫斑病、単純性紫斑病）の既往歴の有無をチェックリストで確認し、これらの事実が確認された場合はサービスの提供を行わないこと）また、採血は受検者の責任において行うものであるため、出血・感染等のリスクは、基本的に受検者が負うものであること
- ④ 自己採取及び自己処置ができない受検者はサービスを受けられること
- ⑤ 採取方法（穿刺方法）、採取量（採血量）、測定項目及び測定に要する時間
- ⑥ 体調、直前の食事時間等が測定結果に影響を及ぼすことがあること
- ⑦ 検体の測定結果については、受検者が判断するものであること
- ⑧ 検体測定室での測定は診療の用に供するものではないため、受検者が医療機関で受診する場合は、改めて当該医療機関の医師の指示による検査を受ける必要があること
- ⑨ 穿刺による疼痛や迷走神経反射が生じることがあること
- ⑩ 受検者が自己採取した検体については、受検者が希望した測定項目の測定以外には使用しないこと
- ⑪ 受検者からの問い合わせ先（検体測定室の電話番号等）

(測定項目)

問2 測定の項目については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項各号に掲げる項目の範囲内としていますか。

【項目範囲】

（AST（GOT）／ALT（GPT）／γ-GT（γ-GPT）／中性脂肪（TG）／HDLコレステロール／LDLコレステロール／血糖／HbA1c）

(検体の取扱い)

問11 受検者が自己採取した検体について、受検者が希望した測定項目の測定以外には使用していませんか。

(運営責任者)

問12(1)検体測定室ごとに、運営責任者が常勤していますか。

(2)測定に際しての説明及び測定結果の受検者への報告については、運営責任者が行っていますか。

(3)運営責任者は、受検者に対し、資格及び氏名を明示していますか。

(4)運営責任者は測定業務に従事する者等に検体測定室に関するガイドラインを遵守させていますか。

※運営責任者以外の測定業務に従事する者がいない場合は、別紙の該当欄に「0」を付してください。

(精度管理)

問13(1)測定機器の製造業者が示す保守・点検を実施していますか。

(2)複数人の検体を一度に測定していませんか。

(測定業務に従事する者)

問14測定業務に従事する者は、医師、薬剤師、看護師又は臨床検査技師としていますか。

※運営責任者以外の測定業務に従事する者がいない場合は、別紙の該当欄に「0」を付してください。

(運営責任者の業務を補助する者)

問15(1)運営責任者の下で実務研修の後に業務を従事させていますか。

※運営責任者の業務を補助する者がいない場合は、別紙の該当欄に「0」を付してください。

(2)運営責任者の業務を補助する者は、受検者に対し、補助者であること及び氏名を明示していますか。

※運営責任者の業務を補助する者がいない場合は、別紙の該当欄に「0」を付してください。

(検体測定室の環境)

問16(1)飲食店等容器包装に密封されていない食品を取り扱う場所や公衆浴場を営業する施設の一角で行う場合には、検体測定室として専用場所を別室で設置していますか。

※上記の場所に設置していない場合は、別紙の該当欄に「0」を付してください。

(2)上記以外の場所や施設を検体測定室としている場合、個室又は衝立等で他の場所と明確に区別するとともに、検査を行うために十分な場所を確保していますか。

※上記に該当しない場合は、別紙の該当欄に「0」を付してください。

(3)十分な照明の確保、防塵、防虫、換気・防臭、騒音防止等の措置を講じていますか。

(4)測定用機械器具等に影響がないよう、直射日光や雨水の遮蔽等について対処していますか。

(台帳)

問23(1)測定受付台帳について、受検者の氏名、連絡先等を記録していますか。

(2)使用測定台帳について、測定器械器具の名称、製造者、型番、設置日、修理及び廃棄を記録していますか。

(3)試薬台帳について、試薬の購入及び数量管理の記録がありますか。

(4)精度管理台帳について、内部・外部精度管理調査の結果を20年間分の保管できる体制を確保していますか。

(その他)

問24(1)医療機関から検体の測定を受託していませんか。

(2)検体の測定は受検者から直接受託していますか。

(3)事業者（従業員）は、受検者が行う血液の採取を手伝っていませんか。（消毒、穿刺、血液の揉みだし、容器への採取）

(4)検体測定室と分かる表示をしていますか。

(5)測定結果をふまえた物品の購入の勧奨は行っていませんか。

(6)検体測定室内において、検査結果を踏まえOTC医薬品やサプリメントを勧める旨の掲示を行っていないませんか。

(7)各測定項目の延べ利用者数を教えてください。（平成26年10月末日まで）

※行っていない検査項目の利用者数は、空白で提出願います。

II 検体測定室等の写真について

自己点検の結果を確認するために必要な次の写真を別紙3に貼付してください。

写真 ①穿刺器具の使用現物

②検体測定室を他の場所と明確に区分するもの（衝立、パーテーション等）

③感染性廃棄物を排出する際の運搬容器

④検体測定室の全景

⑤同施設内で検体測定室以外の事業も行われている場合、その事業も分かるような全景
(例えば、薬局で検体測定室を実施している場合は、薬局内の全景)

写真 ⑥自己点検において、「2（いいえ）」となった事項について、現状の写真を貼付してください。

別紙 1

検体測定室の名称		届出番号	
住所			
電話番号		メールアドレス	
検体測定室の運用開始日	平成 年 月	運用開始から10月末までの歴日数	日

※検体測定室の運用開始日は、実際に測定の事業を開始した日を記載してください。

○ 1~24(6)につきましては、プルダウンから該当区分を選択してください。

1	2	3	4	4	5	6	6	7	8	9	9	10	10	11	12	12	12	12	13	13	14	15	15	16	16	16	16	17	18	18	19	19	19	
			(1)	(2)		(1)	(2)			(1)	(2)	(1)	(2)		(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(4)

※実員数は各検査項目の延べ利用者数ではなく、実際に検査を行った人数

(一人が2項目検査を行っても一人としてカウント)

1 はい

2 いいえ

0 該当しない

別紙2

問番号	
自己点検で「2」（いいえ）となった事項について、その理由を記入してください：	
改善計画（改善方法や改善時期等）を記入してください。：	
その他の特記すべき事項があれば、記入してください。：	

※別紙3写真⑥で現状の写真を貼付してください。

別紙3

写真①穿刺器具の使用現物

届出番号

写真②検体測定室を他の場所と明確に区分するもの（衝立、パーテーション等）

平成26年11月4日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 広島県病院薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
] 薬務課 [

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について及び 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について（通知）

このことについて、平成26年10月24日付け薬食安発1024第3号により厚生労働省医薬食品局安全対策課長から別紙1（写）のとおり、同日付け薬食監麻発1024第1号により同局監視指導・麻薬対策課長から別紙2（写）のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
 電話 082-513-3223（ダイヤルイン）
 e-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
 （担当者 町、細川）

別紙1

薬食安発1024第3号

平成26年10月24日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第5項第4号の規定に基づく要指導医薬品のうち、同号イに掲げる医薬品（いわゆるスイッチOTC薬）である下記の医薬品について、今般、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第7条の2第1項に定める期間を経過したため、要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、「薬事法第4条第5項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第396号。以下「改正告示」という。）が平成26年10月24日に告示され、同月25日に適用されます。

医薬品の分類が要指導医薬品から第一類医薬品に変更になった医薬品については、区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願ひします。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
エピナスチン	平成26年10月25日

2. 改正告示の概要

薬事法第4条第5項第4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成26年厚生労働省告示第255号）第1号から、次のものを削除する。

エピナスチン

別紙2

薬食監麻発1024第1号

平成26年10月24日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「薬事法施行規則第二百六十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正す

る件」(平成26年厚生労働省告示第397号。以下「経過措置告示」)が平成26年10月24日に公布され、薬事法(昭和35年法律第145号)第50条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項(薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第209条の2、第209条の3及び第210条第5号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。)を変更する必要が生じた下記1に示す医薬品(変更前に製造販売されたものに限る。)については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記1に示す適用日から1年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記2のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
エピナスチン	平成26年10月25日

詳細は、別添1を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品(以下「旧表示医薬品」という。)については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、薬事法施行規則第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包(以下「外部の容器等」という。)に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を探ること。

別添1

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
エピナスチン	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について (平成26年10月24日薬食安発1024第3号)

平成26年11月18日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

「試験問題の作成に関する手引き」の改訂について（通知）

登録販売者試験に係ることについて、平成26年11月4日付け薬食総務発1104第3号で厚生労働省医薬食品局総務課長から、別紙（写）のとおり通知がありました。

本手引きは、厚生労働省のホームページに掲載されています
[（http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/shiken_h26.html）](http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/shiken_h26.html)
 については、貴会会員へ周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
 （担当者 細川）

別紙

薬食総務発1104第3号
 平成26年11月4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長
 （公 印 省 略）

「試験問題の作成に関する手引き」の改訂について

登録販売者試験（薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項に規定する試験をいう。以下同じ。）については、「登録販売者試験の実施について」（平成19年8月8日付け薬食総務発第0808001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）によりお示しした「登録販売者試験実施要領」において、「試験問題の作成に関する手引き」（以下「手引き」という。）から出題するものとされています。

この度、医薬品、医療機器等に係る安全対策の強化を図るとともに、「薬事法」の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められるなどの改正が行われる「薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）」が平成26年11月25日に施行されること、その後年度内に登録販売者試験を実施する都道府県もあることから、別添のとおり、手引きを改訂することとしました。

貴職におかれましては、内容につき御了知の上、貴管下関係業者等に周知いただくとともに、手引きの改訂に伴い、今後行われる登録販売者試験について受験者の混乱等が生じないよう御配慮いただきますようお願いします。

なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第92号）等による改訂は、年度内の全ての都道府県の登録販売者試験終了後に行う事を申し添えます。

平成26年12月3日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 広島県病院薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合会長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医療機器販売業協会会長様
 中国歯科用品商協同組合広島県支部支部長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

医療機器の貸与業の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について（通知）

このことについて、平成26年11月21日付け薬食機参発1121第51号により厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
 e-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
 （担当者 細川）

別紙

薬食機参発1121第51号
 平成26年11月21日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 卫生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局
 監視指導・麻薬対策課長
 （公印省略）

医療機器の貸与業の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について

「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第84号。以下「改正法」という。）により、医療機器について対価を得ずに貸与を行う行為について、対価を得る賃貸と同様の規制を設け、両者を合わせて「貸与業」として規制の対象とすることとしたことに伴い、医療機器の貸与業の取扱いについて、別添のとおり質疑応答集（Q&A）を作成したので、今後の業務の参考とともに、貴管内関係業者宛て周知方御配慮お願いします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会长、日本製薬団体連合会会长、一般社団法人日本臨床検査薬協会会长、米国医療機器・IVD工業会会长、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長、欧州ビジネス協会臨床検査機器・試薬（体外診断）委員会委員長、各登録認証機関の長、公益社団法人日本医師会長、公益社団法人日本歯科医師会会长及び公益社団法人日本薬剤師会会长宛て送付することとしています。

別添**医療機器の貸与業の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）**

Q1) 自治体Aでは、人命救助を目的として、AED（自動体外式除細動器）を公民館や公立体育館、学校、自治体内の福祉施設などの施設に設置している。

このAEDの設置について、医療機器の貸与業の許可が不要であると考えてよいか。

A1) 当該医療機器の所有者である自治体Aが、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発第0416001号/薬食発第0416001号厚生労働省医政局長/厚生労働省医薬食品局長通知。以下「二局長通知」という。）、添付文書又は取扱説明書の「点検項目」や「点検頻度（時期）」等に基づき、適切な管理等を行うことを前提に、当該自治体内の公共施設等における保健衛生の向上を目的としてAEDを設置する場合には、占有の移転は生じていないため、貸与には当たらず、医療機器の貸与業の許可は不要である。なお、自治体内であれば、離島の施設への設置であっても、同様である。また、地域医師会等が当該地域内の医療機関等における保健衛生の向上を目的としてAEDを設置する場合であっても、同様である。

Q2) 温泉旅館やスポーツジム等のレジャー施設等において、当該施設が自ら所有し、設置・管理する家庭用マッサージ器等の管理医療機器について、当該施設利用者に使用させる場合は、医療機器の貸与業の届出は必要か。

A2) 施設利用者が医療機器を施設内で一時的に使用する場合は、当該施設利用者に当該医療機器の占有は移転していないため、貸与には当たらず、医療機器の貸与業の届出等は不要である。なお、学会の展示会等の場において、電子血圧計、骨密度計等を来場者に使用させる場合も、同様である。

Q3) 法人Aでは、AEDを無料で貸し出す事業を行っている。

これは、商業施設、学校、マンション等を対象にしており、これらの施設に対して長期的に貸与を行うものである。

法人Aは、貸与業の許可は不要であると考えてよいか。

A3) 法人Aは、商業施設等に対して、AEDを占有移転を伴って業として貸与していると考えられるため、貸与業の許可が必要である。法人Aは、設置場所の管理者に対して、二局長通知等に基づき、適切な管理等を徹底するよう情報提供すること。また、短期的な貸与が断続的に行われている場合であっても、全体として反復継続的な業とみなされるため、貸与業の許可等は必要となる。

Q4) 法人Aは、医療機器の修理業を行っている業者である。

修理の注文を依頼した顧客に一時的に代替の医療機器を渡す行為は、医療機器の貸与に該当するか。

A4) 法人Aが、業として医療機器の修理を行うために、医療機器の修理を行う際に、自ら所有し管理している医療機器を修理中の代替品として顧客へ渡す行為は、医療機器の修理業の行為の一環と考えられることから、医療機器の貸与業の許可等は不要である。

Q5) 検体測定室の事業者が単回使用の穿刺器具（管理医療機器）を受検者に施設内で使用させる場合は、管理医療機器の貸与業の届出の必要があるか。

A5) 単回使用の穿刺器具を使用させる行為については、貸与業には当たらないが、管理医療機器の販売・授与行為に当たり、販売業としての届出が必要である。

Q6) 法人Aは、在宅患者へ医療機器を貸し出す事業を行っている。この場合、貸与業の許可等の取得が必要であるか。

A6) 法人Aは、在宅患者への医療機器の貸与を反復継続的に行うことから、業として医療機器を貸与していると思慮されるため、貸与業の許可等が必要である。

ただし、法人Aが医療行為の一環として、在宅患者へ医療機器を貸し出す場合には、貸与業の許可等は不要である。

Q 7) 試行期間として医療機器を無償で貸し出し、その後有償の貸出しに移行する場合の無償の貸出しの部分については貸与業に該当するか。(無償で貸出しを行う時点から貸与業の許可は必要か。)

A 7) 無償の貸出しについても、有償の場合と変わらず、不特定多数の者を相手に反復継続的に医療機器の貸出しを行っていることから、医療機器の貸与業に該当するため、無償で貸出しを行う時点から貸与業の許可を受ける必要がある。なお、当該行為を行う主体の営業所が、医療機器の販売業の許可等を既に受けている場合は、改めて貸与業としての許可等を受ける必要はない。

Q 8) 将来的に販売を行う前提で、試行期間として医療機器を無償で貸し出す場合には、販売業の許可とは別に貸与業の許可等が必要か。

A 8) 将来的に販売を行う前提で試行期間として無償で貸与を行う行為は、販売行為と不可分であることから、販売業の許可と別に貸与業の許可等を受ける必要はない。ただし、販売業の許可等は、無償で貸与を行う時点で受けることが必要である。

Q 9) 法人Aが、自治体、学会等に対し、臨床的な使用は行わず、研修、見本市等における陳列・展示・操作法のデモンストレーションのみに使用する目的で医療機器を貸与する場合は、貸与業の許可等が必要となるか。

A 9) 改正法で医療機器の貸与業を規制している趣旨は、貸与された医療機器の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防ぐことであり、法人Aがご質問の使用目的で医療機器を貸し出す場合には、医療機器の貸与業の許可等は不要である。

なお、「医療機器の販売業及び賃貸業の取扱等に関するQ&Aについて（その1）」（平成17年3月31日付け医療機器審査管理室長事務連絡）のQA1-3における賃貸業者等の扱いについては変わらない。

平成26年12月4日

一般社団法人広島県医師会会長様
社団法人広島県病院協会会長様
一般社団法人広島県医療法人協会会長様
公益社団法人広島県看護協会会長様
公益社団法人広島県薬剤師会会長様
広島県病院薬剤師会会長様
一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
広島県医薬品卸協同組合理事長様
広島県製薬協会会長様
広島県医薬品配置協議会会長様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様
広島県富山配置薬業協議会会長様
広島県医療機器販売業協会会長様

〔 広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課 〕

医薬品・医療機器等の回収について（通知）

このことについて、平成26年11月21日付け薬食発1121第10号で、厚生労働省医薬食品局長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

なお、平成26年11月25日から施行となった、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定に基づく回収に係る取扱いについては、次の県ホームページを参考してください。

【県ホームページURL】

○医薬品、医薬部外品、化粧品について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/iyakuhinnseihan/kaisyuiiyaku.html>

○医療機器、再生医療等製品について

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kiki/kaisyuu.html>

担当 薬事グループ

電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)

(担当者 児玉)

別紙

薬食発1121第10号

平成26年11月21日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

医薬品・医療機器等の回収について

これまで医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の回収については、回収に着手したときは、厚生労働省令に定める事項について厚生労働大臣への報告を求めており、「医薬品・医療機器等の回収について」(平成12年3月8日付け医薬発第237号厚生省医薬安全局長通知。以下「旧回収通知」という。)により、回収の考え方等をお示してきましたところです。

今般、「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号。以下「改正法」という。)が成立し、回収に着手する旨に加え、回収の状況についても報告を求めるに伴い、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品・医療機器等」という。)の回収については、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下関係業者に周知をお願いいたします。

本通知は改正法の施行の日(平成26年11月25日)から適用します。また、本通知の適用の日をもって、旧回収通知は廃止します。

記

第1 制度の趣旨

改正法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第68条の11に基づき、医薬品・医療機器等の製造販売業者、外国特例承認取得者又は法第80条第1項から第3項までに規定する輸出用の医薬品・医療機器等の製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、その製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品・医療機器等を回収するとき(法第70条第1項の規定による命令を受けて回収をするときを除く。)は、回収に着手した旨及び回収の状況を厚生労働大臣へ報告しなければならないとされている。

何らかの不良又は不具合(以下「不良」という。)が生じた医薬品・医療機器等による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するためには、当該不良医薬品・医療機器等の自主的な回収に関する情報を行政が早期に把握し、

適切な回収措置と関係者への情報提供を行うよう、製造販売業者等を指導しなければならない。そのために、この規定では、製造販売業者等から回収着手時に報告を求めるに同時に、必要に応じて回収の状況も報告を求めるものである。

なお、当該規定は、法第68条の11においては厚生労働大臣の権限に属する事務とされているが、薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成26年政令第269号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「施行令」という。）第80条第1項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売業者にあっては都道府県知事、保健所設置市長、特別区長が、同条第2項及び第3項の規定により、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業者及び製造業者にあっては都道府県知事が、同条第4項の規定により再生医療等製品の製造販売業者にあっては都道府県知事が行うこととする。

第2 医薬品・医療機器等の回収に関する基本的な考え方

仮に医薬品・医療機器等に何らかの不良が生じた場合、発生するおそれのある健康被害の程度、不良が生じている可能性の高い製品範囲の特定等について科学的見地から十分検討し、必要な回収が確実に実施されることが重要である。また、回収に当たっては、本来回収する必要がある不良医薬品・医療機器等が適切に回収されず、必要な報告がされることや、必要以上の範囲の医薬品・医療機器等が回収されること等による保健衛生上の問題が生じないよう、配慮しなければならない。回収の申し出があった場合には、以下に定める回収の定義等を参考に製造販売業者等の指導を行うこと。

1. 回収の定義

(1) 回収

「回収」とは、製造販売業者等がその製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品・医療機器等を引き取ることをいう。「改修」及び「患者モニタリング」を含み、「在庫処理」及び「現品交換」を除く。また、製造販売業者等が新製品の発売に当たり、品質、有効性及び安全性に問題のない旧製品を引き上げる行為を除く。

(2) 改修

「改修」とは、医療機器の製造販売業者等がその製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医療機器を物理的に他の場所に移動することなく、修理、改良、調整、廃棄又は監視を行うことを言う。また、医療機器プログラムの場合は、品質、有効性及び安全性に問題のない新しいプログラムに置き換えること又は修正することをいう。

(3) 患者モニタリング

「患者モニタリング」とは、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者等がその製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医療機器又は再生医療等製品を患者から摘出することなく、当該医療機器又は再生医療等製品を使用している患者の経過を観察することをいう。

(4) 在庫処理

「在庫処理」とは、製造販売業者等がその製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品・医療機器等であって未だに販売していないもの又は未だに製造販売業者等の直接の管理下にあるものについて、製造販売業者等がこれらを引き取ることをいう。医療機器にあっては、修理、改良、調整若しくは廃棄することをいう。ただし、貸与等、製造販売業者等が所有権を有しながら製造販売業者等以外の者がその医療機器を現に使用しているもの又は使用する目的で製造販売業者等以外の場所で貯蔵しているものに対するこれらの行為を除く。

(5) 現品交換

「現品交換」とは、保健衛生上の問題が生じないことが明らかな場合であって、かつロット又はある一定範囲の医薬品・医療機器等、当該製品以外の医薬品・医療機器等に同様の瑕疵が生じないことが明らかなときに、製造販売業者等が当該医薬品・医療機器等を引き取り交換すること（医療機器にあっては、修理、改良、調整、廃棄又は監視を行うこと）をいう。

2. 回収の要否及び回収対象に係る基本的な考え方

回収の要否及び回収対象の判断に当たっては、以下の（1）～（3）の観点から総合的に判断すること。

(1) 有効性及び安全性への影響

① 何らかの不良により医薬品・医療機器等の安全性に問題がある場合は回収すること。

安全性に問題がない場合であっても、有効性の問題等により期待される効能・効果が得られない場合又は期待される性能が発揮されない場合は、回収すること。

製造販売業者等が不良医薬品・医療機器等について有効性及び安全性に問題がないことを明確に説明できない場合には、当該不良医薬品・医療機器等を回収すること。

② 法又は承認事項に違反する医薬品・医療機器等は回収すること。

(2) 混入した異物の種類及び製品の性質

① 異物が混入又は付着している医薬品・医療機器等であって、保健衛生上問題が生じないことが明確に説明できない場合は、回収すること。

② 無菌製剤は、原則的に無菌性保証が確実か否かを重要な判断基準とすること。

(3) 不良範囲の特定に関する判断

① 製造販売業者等が不良医薬品・医療機器等についてロット又は製品全体に及ぶものではないことを明確に説明できない場合には、当該不良医薬品・医療機器等を回収すること。ロット又は製品全体に不良が及ぼないことを説明するためには、原則として、以下の全ての条件を満たしている必要がある。

ア. 不良発生の原因と工程が特定できること。

イ. 当該不良医薬品・医療機器等と同ロットの参考品等により、品質に問題がないことが確認できること。

ウ. 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第179号。以下「GMP省令」という。）、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号。以下「QMS省令」という。）又は再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第93号）に基づき、不良発生防止のための措置が適切に講じられていたことを説明できること。

エ. 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第136号。以下「GQP省令」という。）又はQMS省令に基づき、同様の品質に関わる苦情が他にも多数発生していないことが確認できること。

② 当初はロット又は製品全体に不良が及ぼないと考えられた場合であっても、実際に複数施設において当該不良が生じた場合には、当該不良の発生率との関係を考慮した上で原則的に回収すること。

③ 大型医療機器、埋め込み型の医療機器又は再生医療等製品等、ロットを構成しない医療機器又は再生医療等製品の不良について、同種他製品に同様な不良がある場合、当該製品群をロットとみなして回収に準じた扱いを行うこと。同様の不良が同種他製品に及ぼないと明確に説明できる場合は、「現品交換」に準じた扱いとすること。

3. 回収に係るクラス分類の定義及び判断基準

(1) 回収に係るクラス分類の定義

回収に当たっては、不良医薬品・医療機器等の使用によりもたらされる健康への危険性の程度により、以下のとおり個別回収ごとにⅠ、Ⅱ又はⅢの数字を割り当てること（以下「クラス分類」という。）とする。

① クラスⅠ：クラスⅠとは、その製品の使用等が、重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る状況をいう。

② クラスⅡ：クラスⅡとは、その製品の使用等が、一時的な若しくは医学的に治癒可能な健康被害の原因となる可能性がある状況又はその製品の使用等による重篤な健康被害のおそれはまず考えられない状況をいう。

③ クラスⅢ：クラスⅢとは、その製品の使用等が、健康被害の原因となるとはまず考えられない状況をいう。

(2) クラス分類に当たっての基本的考え方

① クラス分類を行う場合、当該不良医薬品・医療機器等の使用に起因する直接的な安全性に係る状況（手術時間の延長を生じるおそれのある状況等を含む。）だけでなく、その使用により期待される効果が得られない等有効性に係る状況（正確な診断への影響を及ぼすおそれのある状況等を含む。）についても勘案し、これらを総合的な「健康被害」としてクラス分類を行うこと。

② 回収に当たっては基本的にクラスⅡに該当するものと考え、健康被害発生の原因になるとはまず考えられないとする積極的な理由があればクラスⅢに、クラスⅡよりも更に重篤な健康被害発生のおそれがある場合にはクラスⅠと判断すること。

③ クラスⅠ若しくはクラスⅢと判断することが妥当と思われる場合、又はその後の状況により当初のクラス

分類を変更することが妥当と思われる場合には、その理由を明確にした上で都道府県薬務主管課等より事前に厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課（以下「監視指導・麻薬対策課」という。）へ相談すること。

第3 回収着手報告及び回収に着手した旨の情報提供について

1. 回収着手報告書

法第68条の11に基づく回収に着手した旨の報告（以下「回収着手報告」という。）は、原則として、文書で行うこと。ただし、保健衛生上の被害発生又は拡大の防止のために危急の事情がある場合には、その概要をファックス等により報告し、後日文書を提出することで差し支えない。

（1）回収着手報告の記載について

回収着手報告には、薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第87号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第228条の22第1項の規定に基づき、以下の事項に留意するよう製造販売業者等を指導すること。

① 施行規則第228条の22第1項第1号に規定する「回収を行う者の氏名及び住所」は、法人にあっては以下のとおりとする。

- ア. 法人の名称
- イ. 代表者の氏名
- ウ. 総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地
- エ. 担当者の氏名及びその連絡先

② 施行規則第228条の22第1項第2号に規定する事項は、それぞれ以下のとおりとする。

- ア. 回収の対象となる医薬品・医療機器等の名称（一般的な名称及び販売名を記載すること。）
- イ. 当該品目の製造販売又は製造に係る許可番号及び許可年月日又は登録番号及び登録年月日
 - （ア）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の場合
 - ・当該品目の製造販売業者の許可番号及び許可年月日
 - ・回収の原因となった製造所の当該製造所の許可番号及び許可年月日
 - （イ）医療機器及び体外診断用医薬品の場合
 - ・当該品目の製造販売業者の許可番号及び許可年月日
 - ・法第23条の2の3の登録を受けた製造所（以下「登録製造所」という。）のうち、回収の原因となつた工程に責任を有する登録製造所の登録番号及び登録年月日
- ウ. 当該品目の承認番号及び承認年月日、認証番号及び認証年月日又は届出番号及び届出年月日

③ 施行規則第228条の22第1項第4号に規定する事項は、以下のとおりとする。

- ア. 回収の原因となった製造所の名称及び所在地（医療機器又は体外診断用医薬品の場合は、回収の原因となつた工程に責任を有する登録製造所の名称及び所在地）
- イ. 製造販売業者の主たる機能を有する事務所の名称及び所在地

④ 施行規則第228条の22第1項第7号に規定する事項は、以下のとおりとする。

- ア. 当該品目の出荷時期
 - イ. 回収対象医療機関・患者等の範囲
 - ウ. 回収情報の周知方法
 - エ. 回収先において、回収の対象となる医薬品・医療機器等を受領したことを文書により確認する旨
- ⑤ 施行規則第228条の22第1項第9号に規定する事項は、以下のとおりとする。
- ア. 回収の理由
 - イ. 予想される健康被害の程度
 - ウ. 回収を決定した時点での、健康被害の発生状況

（2）都道府県知事等から厚生労働省への連絡

製造販売業者等から回収着手報告があった場合、報告を受けた都道府県薬務主管課等は速やかに監視指導・麻薬対策課宛てにその旨連絡し、製造販売業者等から提出された回収着手報告の写しを送付すること。ただし、保健衛生上の被害発生又は拡大の防止のために危急の事情があり速やかに文書を送付することが困難な場合に

は、口頭報告の後、後日、回収着手報告書の写しを監視指導・麻薬対策課宛に送付することで差し支えない。

また、当該回収の原因となった製造所が他の都道府県にある場合は、必要に応じて、当該製造所を所管する都道府県薬務主管課へも回収着手報告書の写しを送付すること。

(3) 製造販売業者等への指示

回収を決定した時点で、必要に応じて、製造販売業者等に対して以下の事項を指示・確認すること。

- ① 納入先の医療機関等以外にも回収の対象となる医薬品・医療機器等の存在が考えられる場合には、納入先以外に対しても、広く情報の周知及び回収を行うこと。
- ② 特にクラスⅠの回収の場合は「医薬品安全管理責任者」、「医療機器安全管理責任者」又は「営業所管理者」等に情報の周知が行われていることを確認した上で、文書により回収品の有無の確認を行うこと。
- ③ GQP省令第11条（体外診断用医薬品を除く医薬品）、同令第18条第2項3号（医薬部外品及び化粧品）又は同令21条（再生医療等製品）の規定に基づき、回収対象製品の製造所に対して連絡をし、同様の製造工程による不良が生じないよう対策をとること。

体外診断用医薬品又は医療機器の場合は、QMS省令第60条、同令第63条及び同令第72条第2項第5号等の規定に基づき、品質不良等に対する必要な措置等を検討し、実施するとともに、工程を外部委託する登録製造所等に対しては、同令第72条第2項第8号等の規定に基づき文書による連絡又は指示を行い、同様の製造工程による品質不良が生じないよう対策を講じること。

- ④ 回収の進捗状況につき、定期的に報告を求める。

ア. 特にクラスⅠ回収の場合は、回収率、健康被害の発生状況等について定期的な報告を求める。回収着手当初は、おおむね1ヶ月ごとに報告するのが望ましい。ただし、回収着手と同時に回収が終了した場合はこの限りではない。

イ. クラスⅡ回収及びクラスⅢ回収の場合であっても、複数回にわたって医療機関等への情報提供が必要な場合や社会的関心が高い場合等、保健衛生上の危害の防止のためには都道府県薬務主管課等において定期的に回収の状況を把握しておく必要があると考えられる場合は、定期的な報告を求める。

2. インターネットを活用した情報提供

製造販売業者等は個別医療機関等に対する迅速な回収情報の提供を行うほか、迅速かつ広範な情報提供のため、すべての回収情報をインターネット上（医薬品医療機器情報提供ホームページ）を活用して情報提供を行うこと。ただし、輸出用医薬品・医療機器等であって、日本国内では流通しないものであるときは、この限りではない。

(1) 製造販売業者等によるインターネット掲載用資料の作成及び提出について

医薬品・医療機器等の製造販売業者等が、その製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品・医療機器等の回収に着手した場合、法第68条の11の規定に基づく回収着手報告にあわせて、速やかにインターネット掲載用資料（以下「資料」という。）を提出するよう求めること。

① 提出すべき資料

資料には以下の事項を記載することとし、簡潔かつわかりやすい内容となるよう十分な配慮を求める。なお、参考までに資料例を別紙1に示す。

ア. 資料作成年月日

イ. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の別

ウ. クラス分類の別

エ. 一般的名称及び販売名

オ. 対象ロット、数量及び出荷時期

カ. 製造販売業者等名称

キ. 回収理由

ク. 危惧される具体的な健康被害

ケ. 回収開始年月日

コ. 効能・効果又は用途等

サ. その他

シ. 担当者及び連絡先

② その他

- ア. 資料は原則一品目につき一資料とすること。
- イ. 製造販売業者等に対し、資料は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページに掲載されているテンプレートを使用してテキスト形式で作成するよう求めること。
- ウ. 都道府県薬務主管課等への資料提出に当たっては、電子メール等、適切な手段によるよう求めること。

(2) 都道府県薬務主管課等より厚生労働省への資料の転送について

製造販売業者等より提出のあった資料については、速やかに監視指導・麻薬対策課へ転送すること。転送に当たっては電子メールによることが望ましい。

3. 海外への回収情報の発信

(1) 対象国及び対象品目

- ① 対象国：医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム（PIC/S）加盟国及び欧州連合
参考として、平成26年7月現在の対象国を別紙2に示す。最新の対象国については、PIC/S及び欧州連合のウェブサイト等により、情報を入手すること。
- ② 対象品目：製造所の製造管理及び品質管理の方法をGMP省令に適合させなければならないとされている医薬品

(2) 対象品目について回収が発生した場合の対応

回収のクラス分類に応じて、以下の対応とする。

- ① クラスI：回収対象製品を輸出しているかどうかに関わらず緊急回収通報の発信が必要となるため、製造販売業者等に対して、緊急回収通報の原稿提出を求める。
- ② クラスII：回収対象製品を対象国のはずれかに対して輸出している場合は緊急回収通報の発信が必要となるため、その場合は製造販売業者等に対して、緊急回収通報の原稿提出を求める。（回収対象製品を対象国に輸出していない場合は、緊急回収通報の発信は、原則として不要である。）なお、回収対象ロットや輸出先が特定できていなくとも、対象国のはずれかに対して回収対象製品を輸出している可能性がある場合は、日本国内での回収を決定した時点で、製造販売業者等に対して緊急回収通報の原稿提出を求める。
- ③ クラスIII：緊急回収通報の発信は、原則として不要である。

(3) 緊急回収通報の原稿作成から緊急回収通報発信までの手順

- ① 製造販売業者等は、別紙3により緊急回収通報の原稿を英語で作成すること。
- ② 都道府県薬務主管課は、製造販売業者等から緊急回収通報の原稿の提出を受けた後、速やかに監視指導・麻薬対策課まで電子メールにより緊急回収通報の原稿を提出すること。原則として、インターネット掲載用資料を監視指導・麻薬対策課に提出した日に緊急回収通報の原稿も提出すること。
- ③ 監視指導・麻薬対策課は、都道府県薬務主管課から緊急回収通報の原稿提出を受けた後、速やかに電子メールにより対象国へ緊急回収通報を発信する。

(4) フォローアップ情報

日本国内での回収を決定した時点では回収対象範囲が特定できていなかったが、その後、回収対象範囲（ロット、輸出先国等）が特定できた場合には、別紙4によりフォローアップ情報を対象国へ発信する必要があるので、製造販売業者等に対してフォローアップ情報の提出を求めること。フォローアップ情報の原稿作成から発信までの手順は、上記（3）と同様である。

4. 報道機関に対する協力の要請

(1) 報道機関向けの広報について

インターネットを利用して情報を入手している者以外の者に対しても保健衛生上の観点から回収情報を迅速かつ広範に提供する必要がある場合には、報道機関の協力を得るために製造販売業者等に対して報道機関向けの広報（以下「プレスリリース」という。）を行うよう求めること。

具体的には以下の場合にプレスリリースが必要と考えられるが、必要に応じその他の場合においてプレスリリースを行うことは差し支えない。

- ① クラスIに該当する回収（ただし、ロットを構成しない医薬品・医療機器等であって同種他製品に不良が及ぼす、かつ、当該医薬品・医療機器等が使用されないことが確実な場合を除く。）

② クラスⅡに該当する回収（ただし、製造販売業者等が既に対象となる医療機関等を全て把握している場合等、報道機関を利用した情報提供の必要性に乏しい場合を除く。）

（2）プレスリリース用資料について

製造販売業者等によるプレスリリース用資料の作成に当たっては、第3の2.（1）①に示す各事項について記載すること。その場合、専門用語を極力避け、図表を用いる等の配慮を求ること。

第4 回収の状況報告

（1）回収の状況報告について

回収を行っている製造販売業者等は、以下の場合は速やかに都道府県知事等に回収の状況を報告すること。文書による報告を求めるかどうかは、変更内容の軽重により、各都道府県薬務主管課等で判断すること。

① 回収着手報告書において報告した事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合。軽微な変更に該当する場合としては、例えば以下の事項の変更が想定される。

ア. 回収対象医療機関・患者等の範囲（ただし、対象が大幅に増え、改めて周知が必要な場合は、この限りではない。）

イ. 回収情報の周知方法

ウ. 回収先において、回収対象医薬品・医療機器等を受領したことを確認する文書。

エ. 回収終了予定日（ただし、回収終了予定日が大幅に遅れる事態が生じた場合は、この限りではない。おおむね一ヶ月以上遅れる場合を報告の目安とする。）

② 回収に着手した時点では想定していなかった健康被害の発生のおそれを知ったとき。

③ その他都道府県薬務主管課等が必要と認め、回収の状況の報告を求めたとき。

ア. 第3の1.（3）④に規定する、回収の進捗状況の定期的な報告を求めている場合。

イ. 回収が進まないなど状況把握が必要な場合は、都道府県薬務主管課等が個別事情を勘案して指示するものとする。例えば、回収方法ごと（販売店受付、消費者から製造販売業者等の回収受付窓口への受付）の回収数量について報告を求ることで、回収が進まない理由を把握し、回収を進めるためにはどのような回収方法に注力すればよいかを指示するといった場合が考えられる。

（2）都道府県知事等から厚生労働省への連絡

回収の状況報告については、逐一、監視指導・麻薬対策課宛の報告は不要であるが、インターネット掲載用資料の内容に訂正が発生した場合は、監視指導・麻薬対策課へ電子メールにより連絡すること。

（3）その他留意事項

回収着手報告書において報告した事項に変更が生じた場合、回収の範囲、回収情報の周知方法等を見直す必要がないか、製造販売業者等に確認させること。

第5 回収終了報告

施行規則第228条の22第3項に規定する回収を終了した旨の報告（以下「回収終了報告」という。）は、原則として、文書により行うこと。

（1）回収終了報告には、以下の事項を記載するよう製造販売業者等を指導すること。

- ① 既に講じた又は今後講じる改善策の内容
- ② 回収した医薬品・医療機器等の処分方法
- ③ 回収した医薬品・医療機器等の数量

（2）回収終了に係る都道府県知事等から厚生労働省への連絡

製造販売業者等から回収終了報告があった場合、報告を受けた都道府県薬務主管課等は速やかに監視指導・麻薬対策課あてその旨連絡すること。その際、製造販売業者等より提出のあった回収終了報告書の写しを送付すること。

また、当該回収の原因となった製造所が他の都道府県にある場合は、必要に応じて、当該製造所を所管する都道府県薬務主管課へも回収終了報告書の写しを送付すること。

（3）回収終了の判断について

原則として、市場から回収対象製品が全て回収された時点をもって、回収終了と判断する。ただし、最終消費者への情報提供が必要な場合等、製品の特性、回収理由等を勘案して判断することとする。

埋め込み型の医療機器又は再生医療等製品の使用者に対して患者モニタリングを行う場合は、以下の3点を全て満たした時点で回収終了と判断して差し支えない。

- ① 医療機関への情報提供が終了していること。
- ② 患者モニタリングの方法及び計画を策定していること。
- ③ 検診・点検が実施できないやむを得ない事情がある場合を除き、対象患者全員について、検診・点検を行っていること。

ただし、回収終了とする場合でも、製造販売業者等は、別途、患者の状況について情報収集等することが必要であり、都道府県薬務主管課は、その実施状況等を適宜確認するものとする。

(4) 回収した医薬品・医療機器等の廃棄について

- ① GQP省令第12条第1号(第21条で準用する場合を含む。)又はQMS省令第72条第2項第6号の規定に基づき、回収した製品は、それ以外の製品と区別して保管すること。医薬部外品(施行令第20条第2項の規定により製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を除く。)及び化粧品についても、この規定に準じて、回収した製品は、それ以外の製品と区別して保管すること。
- ② 回収が終了したことを確認するために、回収した製品は回収終了時まで保管し、回収が終了後に廃棄することを原則とするが、回収製品が膨大である場合は、都道府県薬務主管課等の確認を受けた上で適宜廃棄することで差し支えない。

第6 その他の留意事項

1. 回収終了とした後でも、未回収製品が医療機関等に存在していることが判明した場合は、未回収製品の使用等が健康被害の原因となる可能性があることから、医療機関等の関係者及び一般使用者に対する迅速な注意喚起並びに回収の徹底を図るよう指示すること。
2. 必要に応じ、製造販売業者等が行う改善策の実施状況及び回収した医薬品・医療機器等の処分状況について確認を行うこと。
3. 前記のほか、法第69条に基づく製造販売業者等又は製造業者等に対する立入りに当たっては、GQP省令、GMP省令及びQMS省令に基づき回収が適切に行われているかについても確認を行うこと。

第7 平成26年11月25日時点で現に行われている回収の取扱いについて

1. 平成26年11月25日時点で現にその製造販売した医薬品・医療機器等の回収に着手している製造販売業者は、平成26年11月25日以降に施行規則第228条の22第2項各号に定める場合に該当したときは、都道府県知事等にその旨及びその内容を報告しなければならない。また、当該回収が終了した場合は、同条第3項の規定に基づき、回収を終了した旨を都道府県知事等に報告しなければならない。
2. 平成26年11月25日時点で現に改正法による改正以前の薬事法第19条の2の承認を受けている医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器又は改正法附則第37条の規定により医薬品医療機器等法第23条の37の承認を受けたものと見なされた再生医療等製品の回収に着手している外国特例承認取得者は、平成26年11月25日以降に施行規則第228条の22第2項各号に定める場合に該当したときは、都道府県知事等にその旨及びその内容を報告しなければならない。また、当該回収が終了した場合は、同条第3項の規定に基づき、回収を終了した旨を都道府県知事等に報告しなければならない。
3. 平成26年11月25日時点で現にその製造した医薬品・医療機器等の回収に着手している輸出用医薬品製造業者は、平成26年11月25日以降に施行規則第228条の22第2項各号に定める場合に該当したときは、都道府県知事等にその旨及びその内容を報告しなければならない。また、当該回収が終了した場合は、同条第3項の規定に基づき、回収を終了した旨を都道府県知事等に報告しなければならない。

平成26年12月4日

一般社団法人広島県医師会会長様
 社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県医療法人協会会長様
 公益社団法人広島県看護協会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 広島県病院薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様
 広島県医療機器販売業協会会長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

「医薬品・医療機器等の回収について」に関するQ&Aについて

このことについて、平成26年11月21日付け薬食発1121第5号で、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長から別紙(写)のとおり通知がありました。

については、貴会(組合)会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
 (担当者 児玉)

別紙

薬食監麻発1121第5号
 平成26年11月21日

都道府県
 各 保健所設置市
 特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局
 監視指導・麻薬対策課長
 (公印省略)

「医薬品・医療機器等の回収について」に関するQ&Aについて

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の回収については、「医薬品・医療機器等の回収について」(平成26年11月21日付け薬食発1121第10号)でお示ししておりますが、そのQ&Aを別添のとおり取りまとめましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管下の関係業者に対して周知をお願いします。

別添

Q 1) 短期間で代謝され、体外に排出される再生医療等製品であっても、患者モニタリングが必要か。

A 1) 患者の体内に長期間残らないものであれば、患者モニタリングは不要である。ただし、患者に一度は受診を勧める等の情報提供は必須である。

Q 2) 「在庫処理」には、具体的にどのようなものが該当するのか。

A 2) 例えば、以下のようなものが「在庫処理」に該当する。

- ① 製造販売業者の在庫
- ② 製造販売業者と同一法人の販売業者又は貸与業者が直接管理する製品であり、使用者の手元にないもの。
- (※) 一方、貸与等、製造販売業者等が所有権を有しながら、別法人の医療機関等がその医療機器を現に使用している場合又は使用する目的で製造販売業者等が直接管理する場所以外の場所で貯蔵している場合について在庫処理として扱うことはできないため、留意すること。

Q 3) 「現品交換」には、具体的にどのようなものが該当するのか。

A 3) 例えば、以下のような場合が「現品交換」に該当する。

- ① 外観上の軽微な不良があるが、当該品以外に同様の不良のおそれがない場合。
 - ・錠剤識別コード印刷用インクの飛散による斑点
 - ・錠剤の一部カケ・突起など品質に影響のない不良で、現品のみと考えられる場合
- ② スポット的に生じた容器不良であって、当該品以外に同様の不良のおそれがない場合。
 - ・運搬中にスポット的に生じた容器・封緘等の破損、汚れ

Q 4) 医療機器プログラムを回収することになったが、「回収」と「改修」のどちらに該当するのか。

A 4) ①「改修」に該当する場合

- ・医療機器プログラムが入った端末から、当該医療機器プログラムを完全に消去する場合。
 - ・医療機器プログラムが入った端末を引き取ることなく、当該医療機器プログラムを品質、有効性、及び安全性に問題のない新しいプログラムに修正する場合。
 - ・医療機器プログラムが入った端末を引き取ることなく、当該医療機器プログラムを完全に消去して、品質、有効性及び安全性に問題のない新しいプログラムに置き換える場合。
- ②「回収」に該当する場合
- ・端末に入った医療機器プログラムを改修することに加えて、当該医療機器プログラムが記録された記録媒体を引き取った場合。

Q 5) 医療機器Aと一緒に、非医療機器であるプログラムBを使用していた。非医療機器のプログラムBが原因で医療機器Aに不具合が起こった場合、医療機器Aを回収しなければならないか。

A 5) 非医療機器のプログラムBが原因であることが特定できたならば、医療機器Aは、原則として、回収不要であるが、保健衛生上の影響も勘案して判断すること。ただし、回収不要と判断した場合でも、必要に応じて、医療機器Aの使用者に注意喚起を行うべきである。

なお、他のプログラムと一緒に使用することで不具合を起こす可能性があらかじめ想定できるのであれば、その旨を、医療機器Aを提供する際に注意喚起しておくべきである。

Q 6) 医療機器又は体外診断用医薬品について、包装・表示の工程で品質不良が生じた。当該工程は、法第22条の2の3に規定する登録が不要な製造所において行われたが、施行規則第228条の22第1項第2号及び第4号に規定する製造所の情報（登録番号、登録年月日、名称及び所在地）は、どのように記載すればよいのか。

A 6) 包装・表示工程を製造販売業者が直接管理しているのならば、製造所の情報は記載不要である。一方、包装・表示の工程に責任を有する登録製造所がある場合は、当該登録製造所の情報を記載すること。

Q 7) 外国特例承認取得医薬品・医療機器等を回収するとき、選任外国医薬品等製造販売業者が、その総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地の都道府県知事に、回収着手報告や回収の状況の報告を行ってもよいか。

A 7) 回収を迅速に進めるため、選任外国医薬品等製造販売業者から報告を求めるとして差し支えない。

Q 8) 法第80条第1項から第3項までに規定する輸出用の医薬品、医療機器、化粧品、医療機器又は再生医療等製品（以下「輸出用医薬品等」という。）の品質に問題が生じたが、当該輸出用医薬品等と同等の製品が日本で流通しておらず、日本では回収が行われない場合は、輸出用医薬品等の製造業者から日本の医薬品医療機器等法に基づく回収の報告が必要か。

A 8) 日本で回収が行われない場合は、医薬品医療機器等法に基づく回収の報告は不要である。ただし、当該輸出用医薬品等の製造業者は、輸出先から情報収集を行い、製造所における品質管理等に問題がないかどうか確認すること。

当該製造所が回収の原因であった場合は、当該輸出用医薬品等の製造業者は、製造業を所管する都道府県へ報告しなければならない。報告を受けた都道府県は、監視指導・麻薬対策課まで報告すること。また、報告を受けた都道府県は、必要に応じて、当該製造所の管理状況について調査を行うとともに、その結果を監視指導・麻薬対策課まで報告すること。

平成26年12月12日

一般社団法人広島県医師会会長様
一般社団法人広島県病院協会会長様
一般社団法人広島県歯科医師会会長様
公益社団法人広島県薬剤師会会長様
広島県病院薬剤師会会長様
一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様
広島県医薬品卸協同組合理事長様
広島県製薬協会会長様
広島県医薬品配置協議会会長様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会会长様
広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 薬務課 〕

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律等について（通知）

このことについて、平成26年12月10日付け薬食発1210第1号及び障発1210第1号で厚生労働省医薬食品局長及び社会・援護局障害保健福祉部長から別紙（写）のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員へ周知をお願いします。

担当 麻薬グループ
電話 082-513-3221（ダイヤルイン）
FAX 082-211-3006
E-mail fuyakumu@pref_hiroshima_lg.jp
(担当者 小松)

別紙

各 都道府県知事
地方厚生(支)局長 殿

薬食発1210第1号
障発1210第1号
平成26年12月10日

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)
社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律等について

近年におけるいわゆる危険ドラッグの濫用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、本年11月19日に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第122号。以下「改正法」という。)が成立し、同月27日に公布されたところです。

また、改正法の施行に伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第134号。以下「改正省令」という。)が本日公布されました。

改正法及び改正省令の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願ひいたします。

記

第1 改正の趣旨

近年における危険ドラッグの濫用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大、販売等停止命令の対象となった物品についての販売等の広域的な禁止、広告規制の拡充及びインターネットにおける違法広告について特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた場合の損害賠償責任の制限等の措置を講ずることであること。

第2 改正の内容

I 指定薬物等である疑いがある物品に係る規制の見直し

1 検査命令及び販売等停止命令の見直し

(1) 検査命令及び販売等停止命令の対象物品の拡大

検査命令及び販売等停止命令の対象物品に、「指定薬物である疑いがある物品」に加え、「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を加える^{*1}こと。(改正法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「新法」という。)第76条の6第1項関係)

(※1) 以下、(1)による改正後の検査命令及び販売等停止命令の対象となる物品を「指定薬物等である疑いがある物品」という。

(2) 広告中止命令の創設

指定薬物等である疑いがある物品について、広告中止命令^{*2}を行うことができる。(新法第76条の6第2項関係)

(※2) 以下、(2)による改正後の広告中止命令を加えた第76条の6第2項の規定による命令を「販売等停止命令」という。

(3) 販売等停止命令の手続の見直し

厚生労働大臣が販売等停止命令を行った場合の手続及び都道府県知事が販売等停止命令を行った場合の手続は、それぞれ①及び②によるものとすること。

① 厚生労働大臣が販売等停止命令を行った場合の手続

(i) 厚生労働大臣は、検査の結果、当該物品が指定薬物であることが判明したときは、遅滞なく、検査命令対象者に検査結果を通知すること。(新法第76条の6第4項関係)

(ii) 厚生労働大臣は、検査により、当該物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したとき、又は後述②(iii)による都道府県知事からの報告を受けたときは、遅滞なく、当該物品を指定薬物として指定し、又は指定しない旨を決定し、かつ、その旨を検査命令対象者又は都道府県知事に通知すること。(新法第76条の6第6項関係)

② 都道府県知事が販売等停止命令を行った場合の手続

(i) 都道府県知事は、販売等停止命令をしたときは、当該命令の日、当該命令に係る物品の名称、形状及び包装並びに当該命令を受けた者の氏名及び住所を厚生労働大臣に報告すること。(新法第76条の6第3項及び改正省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「新施行規則」という。)第249条の5関係)

(ii) 都道府県知事は、検査の結果、当該物品が指定薬物であることが判明したときは、遅滞なく、検査命令対象者に検査結果を通知すること。この場合において、当該物品が後述2(1)による禁止に係る物品であるときは、併せて、厚生労働大臣に対して検査結果を報告すること。(新法第76条の6第4項関係)

(iii) 都道府県知事は、検査の結果、当該物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に対して検査結果を報告すること。(新法第76条の6第5項)

(iv) (iii)により厚生労働大臣に検査結果を報告した物品について、厚生労働大臣より、指定薬物に指定し、又は指定しない旨の決定をした旨の通知を受けたときは、都道府県知事は、遅滞なく、検査命令対象者に検査結果及び当該通知の内容を通知すること。(新法第76条の6第7項)

2 指定薬物等である疑いがある物品に係る広域的な規制の導入

(1) 厚生労働大臣は、販売等停止命令をしたとき又は都道府県知事から販売等停止命令に係る報告を受けたときにおいて、その対象となった物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状及び包装からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止できること。(新法第76条の6の2第1項関係)

(2) 厚生労働大臣は、(1)による禁止をした場合において、当該禁止に係る物品について、指定薬物であることが判明したとき又は指定薬物の指定をし、若しくは指定をしない旨を決定したときは、当該禁止を解除するものとすること。(新法第76条の6の2第2項関係)

(3) (1)による禁止又は(2)による禁止の解除は、当該禁止又は禁止の解除に係る物品の名称、形状及び包装を告示することにより行うこと。ただし、包装については、官報掲載を省略し、厚生労働省のホームページで公表するとともに、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課において縦覧に供すること。(新法第76条の6の2第3項及び新施行規則第249条の6関係)

(4) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、(1)による禁止に違反した者に対して、(2)により当該禁止が解除されるまでの間、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができること。(新法第76条の7の2第2項関係)

(5) (4)による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。(新法第86条第1項第24号関係)

3 その他

立入検査等についても、「指定薬物の疑いがある物品」に加え、「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を対象とするとともに、これを製造、販売等する者だけでなく、広告する者も対象とすること。(新法第76条の8第1項並びに新施行規則第249条の7及び第249条の8関係)

II 指定薬物及び無承認医薬品の広告禁止規定違反者に対する中止命令の創設

- 1 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物又は無承認医薬品の広告禁止規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を探るべきことを命ずることができる。 (新法第72条の5 第1項及び第76条の7の2 第1項関係)
- 2 1による命令に違反した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。 (新法第85条第6号及び第10号関係)

III 特定電気通信役務提供者への削除要請及び損害賠償責任の制限

1 特定電気通信役務提供者（プロバイダ）への削除要請

厚生労働大臣又は都道府県知事は、無承認医薬品若しくは指定薬物の広告禁止規定又は販売等停止命令若しくはIの2（1）による禁止に違反する広告（2において「指定薬物等に係る違法広告」という。）である特定電気通信による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができること。（新法第72条の5 第2項及び第76条の7の2 第3項関係）

2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限

特定電気通信役務提供者は、1による要請を受けて指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じないこと。（新法第72条の6 及び第76条の7の3関係）

IV 教育及び啓発

国及び地方公共団体は、指定薬物等の薬物の濫用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとすること。（新法第76条の11関係）

V 調査研究の推進

国は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに資する調査研究の推進に努めるものとすること。（新法第76条の12関係）

VI 関係行政機関の連携協力

厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに関し、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならないこと。（新法第77条関係）

VII 指定薬物等の依存症からの患者の回復に係る体制の整備

国及び地方公共団体は、近年における指定薬物等の薬物の濫用の状況に鑑み、その依存症からの患者の回復に資するため、相談体制並びに専門的な治療及び社会復帰支援に関する体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとすること。（改正法附則第3条関係）

VIII 地方厚生局への権限の委任

新法第72条の5、第76条の6（第1項及び第2項に限る。）、第76条の7の2に規定する権限は、地方厚生局長に委任すること。ただし、これらの権限については、厚生労働大臣が自ら行う場合もあること。（新施行規則第281条第1項関係）

第3 施行期日等

1 施行期日

改正法及び改正省令は、改正法の公布の日から起算して20日を経過した日（平成26年12月17日）から施行すること。（改正法附則第1条関係）

2 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

支部だより

大竹支部／東広島支部／尾道支部／安佐支部／廿日市支部／安芸支部



<大竹支部>

大竹ふれあい健康・福祉まつり

支部長 竹下 武伸



10月26日（日）大竹ふれあい健康・福祉まつりが開催されました。例年と同じく、薬剤師会はお薬相談をはじめ、たばこ、薬物、お薬手帳、在宅について相談を受けました。今年はお薬手帳に力を入れましたので、実務実習に来ている学生にポスターを作ってもらい、アンケートの内容も考えてもらって作りました。



いつもなら同じフロアに脳年齢など催し物がありましたが、今年は医師会による血糖測定です。始まりと同時に血糖測定には長蛇の列ができました。

当日は、学生も参加しその列に並んでいる人たちにアンケートを配りました。学生たちがお願いすると快く記入してくれましたので予定していた枚数もすぐになくなりました。健康まつりに来る人たちにアンケートで慣れてもらい、そしてそのあと相談や話し相手ができるかと思いましたが、アンケートをお願いするときにも声掛けや内容の質問にも答え地域住民に対する啓発活動については大変良くできていました。



相談、質問の内容も、血糖測定があったためかドリンク剤のカロリーはどのくらいかにはじまり、たばこをやめたいがパッチを貼れば止められるか、そして、お薬手帳についての質問も多く手帳はいつも持っていたほうがよいのか、いつも同じ薬なので始めは持つて行っていたが面倒だから今は持つて行ってないがどうにかならないかなど聞かれ、学生をはじめとして私たちも返答に困ることもありました。しかし、実習生はお薬手帳などについて答えるにしても災害時の緊急時や飲み合せなどしっかりと答えていました。また、受け身だけではなく、自ら声をかけ、話をするなどコミュニケーションも取っていました。

アンケート結果では、来場者に高齢者が多かったためかお薬手帳を持って行く人は73%、持つて行かない人は20%、お薬手帳はいらない人は7%でした。また、在宅に関する質問で薬剤師が患者宅に伺うことを知っている人に対して知らない人が2倍もいるという結果が出てしまいました。

多職種連携が始まっていますが薬剤師が出ていくことはほとんどありません。服薬に関して困っている人がいることは聞きますが、まだまだ薬剤師の在宅への認知度が低いことが分かりました。

薬局でお薬をもらって悪かったことについては、上から目線、他人に聞こえるような大きな声、よかつたことは、薬の重複・副作用の説明、ジェネリックへの変更、検査値なども含めた説明、自分をよくわかつてくれている、複数の医院でもらっても一軒の薬局で見てもらえること等たくさんありました。患者さんのためにしっかりと仕事をしていればよく見てくれているのも分かりました。薬剤師の将来に少し望みが見えたことも良かったと思いました。

薬剤師の多くの人たちが地域活動の参加に積極的になってくれたらいいのですが、まだまだ、自分たちの現在の立場を理解してくれていないのが現状です。今後は、このようなことも解決していかなければと思っています。

<東広島支部>

くすり展に参加して



中島 啓介

平成26年11月2日(日)、天気予報では、少し天気が悪いのではないかと思われていましたが、何とか天気ももって400人近くの人に東広島薬剤師会のブースに足を運んでいただき有難うございました。



業務の内容としましては、今飲んでいる薬の相談、お薬の飲み合わせや健康相談、心の相談、体脂肪計による健康チェック、骨密度の測定など、まさに「まちの薬局」という感じでした。



薬局は、健康情報の発信地として、病気の人もそうでない人もいらっしゃいます。諸先輩方の相談を受けられている様子やアドバイスをされている姿を見て、まだまだ薬剤師として幅をひろげないといけないと感じながら、今日は良い経験が出来た喜びと達成感にひとりながら帰路に就きました。

<尾道支部>

おのみち市民健康まつりに参加して

奥濱 玉穂

11月9日(日)おのみち市民健康まつりが開催されました。生憎3年連続の小雨の中、大勢の市民の方にご来場していただきました。

薬剤師会のブースでは、

- 薬草の展示と解説
- 禁煙の指導
- 肺年齢のチェック
- 内臓脂肪測定
- セルフメディケーションに関するアンケート
- 薬膳茶の試飲

と、いろいろ取り揃えて展示しました。



一部紹介致しますと、セルフメディケーションに関するアンケートの結果から、まだまだセルフメディケーションという言葉は一般には浸透していないということが解りました。担当者の方々はセルフメディケーションの普及に奮闘されたそうです。

薬膳茶のコーナーでは、先ずチェックシートを使って体質を血虚、陰虚、気虚、瘀血、氣鬱、痰湿の6つのタイプに分けて、それぞれの体質におすすめの薬膳茶の紹介と試飲をしていただきました。試飲していただいた方からはご好評をいただいて、リラックスした雰囲気もあるのか、健康相談から身の上話までいろいろなお話を聞いていただきました。

私にとっても薬局以外の場所で健康に関する活動が出来たことはとても良い経験になりました。また、前日の準備、当日の係を手伝っていただいた会員の先生方、薬草を提供してくださった方々、ご協力ありがとうございました。

<安佐支部>



加藤 順孝

平成26年8月20日未明に起きました広島豪雨土砂災害での、多くの犠牲者ご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた被災者の方々にお見舞い申し上げます。

ご存知のとおり安佐地区は広島県内でも最も被害が大きく、普段来局いただいている患者様にも被害に遭われた方が多数いらっしゃいました。日常業務の中で当初、家族が犠牲になった、自宅が被災したなど多くの方々が私共の身近におられる現実をなかなか受け入れることができませんでした。

また会員内外及びその近親者の方からも、被害の報告があり、病院薬剤師一名の尊い命が犠牲となりました。さらに、安佐支部支部長の薬局も浸水被害にみまわれるなど、新聞紙上にも載らないような細かい被害を含めまして多くの被害が出ました。

災害発生当初より、安佐南区役所及び安佐北区役所それぞれの災害対策本部と連絡を密に取り合い、安佐地区地域保健対策協議会として安佐医師会・安佐歯科医師会・行政と連携し足並みをそろえて災害活動支援を行うことを確認した上で、安佐支部としてボランティア医師への医薬品の提供、避難所へのOTC医薬品の配達、設置を行いました。

その一方、あらゆる情報が交錯する中で支援も難航し、行動範囲も限られる等もどかしさをも痛感いたしました。

個人としましても、安佐支部会員の中には、休日にスコップを持ち出して、ボランティア活動に参加した方もおりました。

しかしながら、時の流れと共に復興の足音も日に日に大きくなり八木地区・緑井地区・可部地区におきましても災害以前の生活とまではいきませんが、落ち着いた日常生活を取り戻しつつあります。

先日（12月3日）、天皇・皇后両陛下が被災地を御訪問されました。

この土砂災害で広島県内外を問わず多くの御支援、多くの励ましの声をいただきまして誠に感謝いたします。

さて我々安佐支部は、来るべき2025年問題に対し、薬剤師の地域包括ケアの参画を目指し、安佐医師会・安佐歯科医師会と定期的な連絡会議を行っております

また広島市内唯一の私立大学薬学部設置校である、安田女子大学と定期的に連携をとり、学生実習や学術大会等の勉強会・研修会も行っております。

今年も2月15日（日）に「第7回安佐薬剤師会学術大会」を安田女子大学と共に、開催する予定しております。安佐支部会員だけではなく、薬剤師として広く、「新たなる絆を目指して」という目標を掲げて開催する予定

でありますので、是非他支部の先生方もお気軽に御参加下さい。心からお待ちしております。

<廿日市支部>

廿日市市あいプラザまつり

「指先から健康チェック」

亀島 朋美

11月9日（日）、廿日市市総合健康福祉センター（あいプラザ）において今年も「指先から健康チェック」を実施致しました。この企画は、今年で3回目になりますが今年もたくさんの方々にご来場していただきました。



指先の自己穿刺によって得た微量の血液を測定機にかけ、約10分で数値をお渡します。項目はHbA1c、中性脂肪、総コレステロール、尿酸値、血糖値から選んでいただきます。（全部というかたも少なくありませんでした）

今年から新たに、貧血の検査で血中のヘモグロビンを簡易的に測れる機械を取り入れられ、待ち時間に薬剤師がお席の方をまわり測定を実施しました。



今年度も事前に広島大学薬学部臨床薬物治療学研究室の森川則文教授のご指導をうけた薬剤師20数名と、

研究室の方々、実習生などで対応しました。

異常値の出た方は測定数値をもって医師会や栄養士会の相談コーナーでアドバイスを受けておられました。

また、年齢に関係なく、健康に関して非常に熱心で食事、運動に気を付けられている方が多く、そしてその結果を求めて来場されている方々も少なくありませんでした。もちろん結果もいい数値で、ますます健康生活に対するモチベーションがあがっていたようです。

薬剤師が治療のお手伝いだけでなく、地域の皆様が病気にならないための健康づくり、予防のお手伝いができるいい機会ではなかったかと思います。

今年度より薬局も届け出を出すことによって血糖測定などが出来るようになりましたが、まだ少しハードルが高いようです。

今回の「指先から健康チェック」を経験することによって、地域のかかりつけ相談薬局としての経験を得る、有意義な活動だったと思います。

測定に当たり、森川教授をはじめ、臨床薬物治療学研究室の皆様には大変お世話になりました。そして、廿日市市五師士会の皆様、ご協力をいただきました方々に心より御礼申し上げます。

<安芸支部>

安芸薬一般用医薬品使用研修会

郷田 志乃

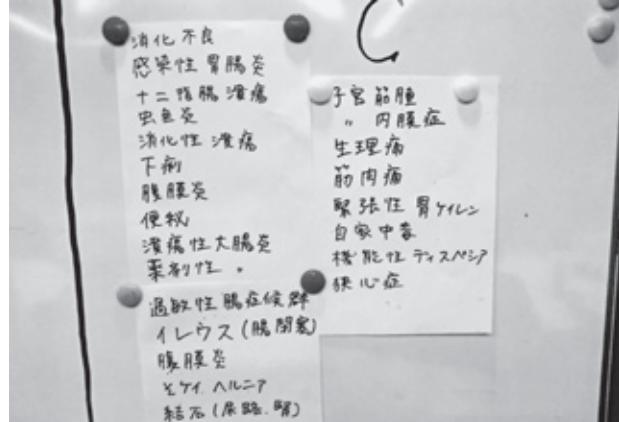
11月15日に行われた、安芸薬一般用医薬品使用研修会「薬剤師の臨床判断 症例学とトリアージを学ぼう（腹痛編）」に参加しました。

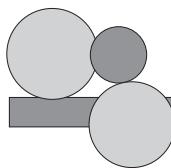
当日の出席者は、21名で広島国際大学の実習生も1名参加しました。初めに、広島国際大学三宅勝志先生による講義「臨床判断と薬剤師」の中で、第2ステージの医薬分業では、来局者（地域住民）の健康相談、軽疾患の適切な対応ができるようになることが、薬局薬剤師に求められているとのお話をしました。症状を訴える来局者・在宅患者への薬剤師の対応として、

1. 症候から病名を推測→2. 適切な対応方法を判断（トリアージ）→3. 適切な対応を責任を持って確実に実施することが求められています。「これこれこういう理由で病院に行くように」と患者さんに言えるようになります。そのためには症候から病名を推測できるようになります。そこで、今回の研修会では、「腹痛」をテーマに4~5人のグループに分かれて、作業をすすめていきました。まず、腹痛を訴える疾患名をあげていきました。胃潰瘍、十二指腸潰瘍、生理痛、胆石、感染性腸炎、逆流性食道炎、便秘、尿路結石、食中毒、子宮外妊娠、過敏性腸症候群・・・様々な疾患名があがります。次に、広島国際大学谷口良彦先生による「症候論 腹痛を訴える疾患の解説」の講義で、問診で重要なLQQTSFA（どこが？どのように？どのくらい？いつから？どんな状況で？増悪因子は？随伴症状は？）について、また、部位別（中心腹部、心窓部、右季肋部、左季肋部、右下腹部、左下腹部、下腹部）、痛みの程度（強い痛み、鈍痛、不快感、特徴的な激しい痛み、食後痛、空腹時痛）で分類した疾患名を随伴症状と共に学びました。その後、グループで各疾患のLQQTSFAを列挙し、腹痛のアルゴリズムを作成していきました。作業をしていく中で、いかに疾患の知識が自分にないかを痛感しました。日々の投薬の中で「ちょっときいてみるのだが…」という健康に関する様々な質問を、患者さんから受けますが満足な回答ができない自分がいます。その地域に必要とされる薬剤師になるには、今回、習ったような症候学を学ぶことが不可欠です。平成27年度より始まる実務実習の新コアカリキュラムでは、薬局におけるプライマリケアをみすえた教育が始まります。学生が学ぶのと同じように、我々も継続して学んでいく必要があるのです。今回の「腹痛」に続けて「頭痛」「発熱」「咳」「下痢」「めまい」・・・と継続して学びたいと強く思いました。

広島国際大学5年生 須々木 由美

今回はサンピア・アキで広島国際大学の三宅勝志先生・谷口良彦先生による症例学とトリアージについて学びました。患者さんがよく訴えることの多い腹痛をテーマに講義・グループワークを通して薬局の薬剤師がどのように行動すべきか考えることができました。薬剤師は患者に寄り添う一番身近な医療人であり、調剤だけでなくプライマリーケアの担い手として、今後はさらに期待されます。今回学生一人で参加させていただいたのですが、実際に現場で働いている薬剤師の先生方は知識が豊富で私はまだまだ勉強不足だと痛感しました。これから日々勉強を重ねて、将来医療現場で活躍できる薬剤師を目指したいと思います。





諸団体だより

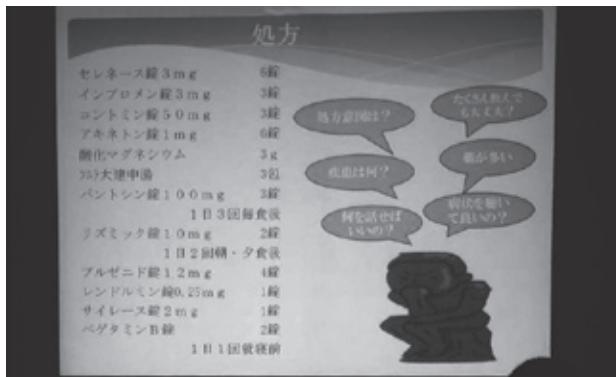
広島県青年薬剤師会



会長 辻 哲也

皆さまあけましておめでとうございます。広島県青年薬剤師会は、昨年も様々な勉強会やイベントを開催することができました。これもひとえに、皆さまのご参加と関係諸団体の先生方や事務局の方々のおかげによるものと感謝しております。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

昨年11月12日（水）の知っピン月イチ勉強会では、会場が一杯になるほどご参加をいただきました。講師は初めてお話ををお願いした、医療法人社団更生会草津病院山田雅彦先生。「精神科処方から何を学ぶ～病態・処方意図を知る～」と題した、密度の濃い講義でした。4大認知症の鑑別に始まりアルコール依存症、双極性障害と、どれも現代社会ならではの特徴的な疾患について丁寧かつ分かりやすくお話しいただきました。講義後も参加者



が山田先生に質問をされているのを見て、やはり皆さんが精神科領域の薬物療法の理解に難渋しているのだなと感じました。

さて、今年最初の知っピン月イチ勉強会は、広島漢方研究会木原敦司先生による「漢方の基礎」をお送りします。毎回たくさんのご参加をいただいているこのテーマも、何と今回が4回目！それだけ漢方をはじめとした東洋医学の世界は奥深く、何度聞いても新しい発見があるのです。第1回から参加されている方も、今まで参加できなかった方も、ぜひ足を運んでみてください。どの領域もそうですが、「まだよく分からぬけど、聞いたことがある」—そのちょっとした経験だけで、その先の勉強が自発的で素晴らしいものになると思います。そのきっかけとして、青葉の勉強会がお役に立てればと思っています。

そして勉強会だけではなく、横のつながりも広げていきたい青葉が大切にしているのが、懇親イベントです。昨年12月6日（土）には毎年恒例の忘年会を行い、新薬剤研修会や広島県若手薬剤師フォーラムに参加してくれた方をはじめ、学生さんも多数参加してくださいました。今年も野球観戦イベントや飲み会など、様々な企画で広島の若手薬剤師を盛り上げて行ければと思います。

青葉の勉強会やイベント参加には、学生さんも薬局勤務も病院勤務も卸勤務も、何も関係ありません。おトクな勉強会クーポンや勉強会の振り返りもできる会報などが手にできる会員も、随時募集中です。皆さんのご参加をお待ちしております。

詳しくは勉強会やイベントの際に理事におたずねいただくか、青葉ホームページ「@青葉」をご覧ください。

○広島県青年薬剤師会知っピン月イチ勉強会

日 時：1月14日（水）19時半より

会 場：広島県薬剤師会館 2階研修室

テマ：漢方の基礎

講 師：広島漢方研究会 木原敦司さん

参加費：青葉会員500円（クーポン利用可）

非会員1,000円

※学生無料（社会人入学は除く）

【予告】3月15日（日）に輸液の定例勉強会を予定中！金沢市立病院東敬一朗先生に、輸液の基礎についてお話しいただく予定です（現在熱烈交渉中）。詳細は順次ホームページ、会長ブログ、Facebook分室等でご案内いたします。

広島県女性薬剤師会



会長 松村 智子

明けましておめでとうございます。新しい年が爽やかな年でありますよう願っています。本年も女性薬剤師会に注目していただけるよう取り組んでいこうと考えています。どうぞよろしくお願ひします。

さて、昨年の10月26日（日）神石高原ホテルと帝釈峠へ日帰り旅行をしました。当日はとてもきれいな青空で、寒くなく絶好の行楽日和でした。バスは広島駅を8時半にスタートです。温品あたりで山には朝霧がかかっていました。雨女（嵐まで呼んじやいそうな女）が2人もいるけど今日は大丈夫！と祈りながら山陽自動車道を走りました。福山東ICでおりて182号線を東城方面へ約30分、紅葉ちらほらの神石高原ホテルに到着です。緑鮮やかな芝生の庭を愛でながら、地元神石高原の新鮮野菜を使った和食中心のランチをいただきました。食後は敷地1万坪もあるホテル自慢の日本庭園を散策・・・と思いきや、次の予定である帝釈峠での遊覧予約時間のため、後ろ髪を惹かれながらすぐ出発です。パンフレットを眺め、四季折々の自然の中を散策している自分を想像しながら帝釈峠に向かいました。



ここも紅葉には2週間くらい早いようでした。湖岸がフル紅葉になった様子を頭に描きながら45分の神龍湖を楽しみました。道の駅では地元の野菜などいっぱい買いたい欲望を抑え、それでも両手いっぱいにお土産を抱えバスに乗りこみました。帰り道の中国道、千代田あたりから車窓には雨！！あんなにきれいな1日だったのに不思議です。「雨女のパワー！強し！」でした。

11月15日（土）19時からすずめ勉強会で手話を学びました。昨年のKIDSイベントのときに聾の子どもさんが参加されました。最初は気おくれ気味だった彼女が、スタッフと手話で会話するうちに明るい表情になっていく様子を見ました。私は少し離れたところでお母様と見守っていましたが「この子にもこんな職業ができたらいいなと思います。」とお母様が話されました。そのことを女性薬剤師会の役員会で話し、手話の勉強をしたいと提案しました。手話研究会からの講師をお願いし、年2回の開催を企画しました。こんなゆるい講習会で習得できるかどうか・・・と不安ですが、聾を理解し、手話に触れ、なじむことから広げていこうと考えています。我々の常識での「筆談で充分通じているから」は大きな勘違いでした。「プロとしてどんな人に対しても十分な仕事をする！」講師からのメッセージです。

今年もいろいろなことに目を向けていきたいと考えています。一緒に参加しませんか。女性薬剤師会にお問い合わせください。



広島県学校薬剤師会

第64回全国学校保健研究大会について

会長 永野 孝夫

 11月6・7日に金沢市に於いて「生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力を育む健康教育の推進—健康で安全な生活を送る子供たちの育成」という主題のもとに開催された上記大会に参加したので報告します。

開会式に続き文部科学大臣表彰式があり表彰状が授与されました。本県からは広島市学葉の「河内一仁」先生が学校保健功労により受賞されました。

特別講演の後、二日目は10課題について研究協議が持たれました。学校薬剤師の部分では、学校環境衛生基準を踏まえた学校環境衛生活動の進め方についてと発達の段階に即し、喫煙や飲酒、薬物乱用の防止教育を推進する方法について発表協議されました。

第64回全国学校薬剤師大会について

全国学校保健研究大会の後、表彰式が開催され日本薬剤師会学校薬剤師賞及び学校薬剤師協力者感謝状授与式と学校薬剤師制度創設60周年記念文部科学大臣表彰があり表彰状と記念品の贈呈が行われました。本会からの受賞者は次の方々です。

児玉信子先生	広島市
玉浦巖先生	三原市
鍋島睦枝先生	福山市
平井紀美恵先生	三原市

長年にわたり学校保健及び学校環境衛生の普及、発展に努められたご功績に対し感謝申し上げ心からお祝いを申し上げます。

平成26年度

文部科学省補助事業「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」研修会について

本研修会は、日本学校保健会から各学校に配布されている「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」を有効に活用する事を目的に、全国3会場の一つとして広島で開催されるものです。定員は250名ですが12月現在、余裕があります。是非とも多数の方々の参加をお願いいたします。

研修会日時 平成27年1月22日

13:00～16:40

会 場 広島YMCA国際文化センター
国際文化ホール

内 容

(1)これからの喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の考え方
(13:10-13:50)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
健康教育調査官 北垣邦彦

(2)喫煙、飲酒、薬物乱用に関する指導参考資料
作成のねらい (14:00-14:40)

兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授 西岡伸紀

(3)身近に迫る薬物乱用：脱法ハーブの正体と
その危険性について (14:50-15:50)

国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
薬物依存研究部依存性薬物研究室長 舟田正彦

(4)小・中・高等学校における効果的な薬物乱用防止
教育実践 (16:00-16:30)

広島県府中市立府中明郷小学校教諭 藤本俊美

申 し 込 み 日本学校保健会ホームページ
(<http://www.gakkohoken.jp/>)

又は申込用紙をFAXで

問い合わせ先 広島県学校保健会
電話 082-513-5036

担当 久保田 まで
広島県学葉

電話 082-243-2151

担当 増田 まで

広島漢方研究会

第47回日本漢方交流会全国学術総会京都大会 及び12月薬局製剤実習報告

理事長 鉄村 努



新年明けましておめでとうございます。
毎月の月例会では、初級講座や製剤実習
などに会員以外の先生方にも多数出席い
ただき誠にありがとうございます。本年もどうぞよろしく
お願い致します。

広島漢方研究会の所属する日本漢方交流会が毎年開催しています全国学術総会が、平成26年11月23（日）から2日間「薬系漢方の新たなる使命」のスローガンのもと「薬局製剤212処方の運用」をテーマに京都薬科大学において開催されました。大会には全国から薬剤師を中心に鍼灸師・登録販売者・医師ら約400名と今までにない多数の参加があり、出席者は最後まで熱心に聴講され漢方に対する期待と注目が益々高まっていることを痛感しました。



初日は市民公開講座「漢方でいつまでも美しく健やかに」、シンポジウム「薬局製剤の現状と今後の課題」ほか、会員発表では広島漢方研究会副会長で交流会理事長でもある吉本悟先生が「薬局漢方製剤の管理法」について紹介しました。2日目は特別講演が二題、広島漢方研究会会长の山崎正寿先生（漢方京口門診療所所長）が「江戸期の漢方から学ぶこと」と題して江戸時代の著名な漢方医の考え方を紹介、もう一題は「印象に残る治験例」と題して中田敬吾先生（細野診療所・京都）が貴



重な臨床例を報告されました。さらに広島漢方研究会からは、会員発表で玉本暖佳会員が「女性と漢方」という演題で“温経湯”の著効例を紹介、座長の先生からも「大変まとまっていてよい発表でした」とお褒めの言葉をいただきました。

初日の懇親会では、下本会員がプロ級の手品を披露して全国の先生方を魅了していました。



また、平成27年11月22日（日）から2日間にわたって“日本漢方交流会広島大会”を広島大学医学部広仁会館において、広島漢方研究会が中心となって行います。ぜひ皆様もご参加ください。

11月月例会に「防己黄耆湯の処方解説と製剤実習」と題し、木原敦司先生と佐々木伸忠先生を講師として“煎剤”を製剤しました。

最初に、防己黄耆湯について文献を読んで病理及び効能効果を学習しました。防己黄耆湯は『金匱要略』を出典とする水毒に対応する処方で、色白で水太り・多汗・小便不利・下半身が浮腫みやすい方に有効な処方です。

実習では6種類の生薬を、計量後に煎剤用紙パックに詰めて薬局製剤を参加者全員で製造しました。



広島漢方研究会では年5回薬局製剤実習を実施しています。2月月例会では4時限目に“黄芩湯・煎剤”的実習を行う予定です。

平成27年1月は新年シンポジウム「便秘」（10時～13時）が開催されます。（初級講座はありません）オープン参加費2,000円（薬剤師研修シール2点・漢方薬・生薬認定薬剤師更新用シールとしても使用可・予約不要）、会員以外の方も参加できます。ぜひ参加されてみてはいかがでしょうか。詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または事務局までお問い合わせください。

【漢方初級講座の講義予定】 1時限目 9:30～11:00

第19回 2月8日

漢方のキーポイントは便の硬さ！

～便秘（下剤）に対する漢方方剤～

第20回 3月8日

これからの薬剤師に必須の「気」の概念

～ストレスに対する漢方方剤～

第21回 4月12日

皮膚科における漢方薬の活用法

～アトピー性皮膚炎に対する漢方方剤～

**広島県医薬品卸協同組合
<日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>**

「変わる」



成和産業(株)CS推進部 宮本 邦生

新しい年を迎え、この度原稿を書かせていただきましたことになりました成和産業(株)の宮本です。皆様もご存じのとおり様々な施設で薬剤師が従事しており活躍しています。今年は厚生労働省から2年に1度の医師・歯科医師・薬剤師調査が実施されます。私は、薬剤師の資格を有してから今回初めて医薬品販売業の項目にチェックすることになりました。実は、昨年の5月より12年間勤めておりました調剤薬局を退職しまして、医薬品卸会社に入社致しました。新しい職場では今までの経験を活かしある程度の自信を持って仕事に就いたのですが、お恥ずかしながら、まだまだ社会人としての未熟な面が多く、新入社員の皆さんと同様に研修を受けております。今回は職場が変わったこともあり、「変わる」ことについて、ちょっと変わった?卸薬剤師として書かせていただきます。

6年制の薬剤師が誕生して3年が経ちます。4年制卒の私は、新卒の方たちは、薬学教育の変化「新カリキュラム」によく対応しているなど感心しております。そんな中で、昨今の急速に変化している医療業界の実情を知るにつれ、将来的にこのままの資質だけでは、社会のニーズに対応できなくなるのではないかと危機感を持っています。薬剤師は、薬剤師倫理規定にもあるように、日々の自己研鑽を積まなくてはいけません。毎年たくさんの

新薬が市場にでております。私は、新薬の勉強会にある程度参加していたにも関わらず、医療機器や試薬、又は介護食についてはほとんど手にしたことなく存在すら知らないものもいまだに沢山あります。例えば、嚥下困難で水を飲ませるために使用するところみ剂についての知識がありませんでした。そのため、会社の栄養士に相談して教えてもらいました。ところみ剂一つをとっても沢山の種類の商品が存在し、第3世代まである事を知りました。入社してから自分の知識不足に気づきこのままではいけないと思い、自分も変わらないといけないと強く思うようになりました。

自分が変わろうとする時、何かに挑戦する時はなかなか楽じゃないと思います。まして、日々の業務に追われ余裕もないと思いますが、日薬が推奨するJPALSを活用したり、自分の会社内、薬局・病院等限られた空間だけにとどまらず、他の薬剤師の先生方や様々な職種の方とのコミュニケーションをとったりすることが大切だと思います。そのことで知識を習得したりや自分自身が「変わる」きっかけになると思います。私は、前職場の薬剤師会で仲良くしていただいた先生方に、職場が変わってからも以前と同じように声をかけていただいている。ほとんどが飲み会になっていますが、とても楽しい雰囲気のなかでいろんな情報を得ることができます。

まだ卸の薬剤師としては、経験が浅いためお得意先の要望やニーズなどに直接対応することはできませんが、自分なりに得意先にいた時に、してもらってうれしかった事や失敗談等の経験を若いMSに伝えることで、MSに対しても「変わる」きっかけになるように貢献したいと思います。

薬剤師国家試験問題 (平成26年3月1日・2日実施)

問250-251 37歳男性。食欲不振、消化不良の症状があった。自らの判断で、六君子湯(ニンジン、ハンゲ、ブクリョウ、ソウジュツ、タイソウ、チンピ、カンゾウ、ショウキョウ)を購入し、服用していた。しかし、下血を伴う下痢と腹痛を繰り返すようになり、近医を受診したところ、潰瘍性大腸炎と診断され、以下の薬剤が処方された。

(処方1)

サラゾスルファピリジン錠 500 mg	1回1錠 (1日4錠)
	1日4回 朝昼夕食後、就寝前 21日分

(処方2)

プレドニゾロン錠 5 mg	1回3錠 (1日6錠)
	1日2回 朝夕食後 21日分

問251

六君子湯の重大な副作用はどれか。2つ選べ。

- 1 間質性肺炎 2 偽アルドステロン症 3 血圧低下 4 ミオパシー

正答は 105 ページ

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
平成26年11月30日現在 1,209名(内更新913名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
1月9日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演　題:アトピー性皮膚炎に対する漢方薬の応用(2) 講　師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。		福山大学薬学部 漢方薬物解析学研究室 084-936-2111(5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要です。 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
1月10日(土)10:00～18:00　グランドプリンスホテル広島2階【瀬戸内】 第3回(公財)広島がんセミナー先端的がん薬物療法研究会 「分子標的治療・EGFR阻害剤」 1.EGFR阻害剤のエビデンス 2.ランチョンセミナー 3.抗EGFR抗体薬特徴と注意すべき副作用 4.EGFRチロシンキナーゼ阻害剤:特徴、注意すべき副作用 5.支持療法		公益財団法人 広島がんセミナー 「第3回先端的がん薬物療法研究会」事務局	4	参加費一般:5,000円 懇親会一般:3,000円
1月11日(日)10:00～13:00　広島県薬剤師会館4階 広島漢方研究会 新年シンポジウム 10:00～13:00 新年シンポジウム『便秘について』 <シンポジスト>鉄村努先生、平野恵子先生、勝谷英夫先生、 山崎正寿先生 <コーディネーター>吉本悟先生 薬剤師研修シール2点は漢方薬・生葉認定薬剤師の更新用としても使用できます。お気軽にご参加ください。		広島漢方研究会 082-232-7756	2	広島漢方研究会会員:無料 会員外の当日参加:2,000円(学生1,000円) 事前の予約は不要
1月14日(水)19:00～20:45 尾道国際ホテル「慶安の間」 尾道市医師会学術講演会 情報提供 19:00～19:15 「レザルタス配合錠について」第一三共株式会社 【一般講演】 19:15～19:30 座長:尾道クリニック院長 浜口直樹先生 『CKD患者の血圧管理への取り組み』 JA尾道総合病院腎臓内科部長 江崎隆先生 【特別講演】 19:40～20:45 座長:JA尾道総合病院循環器科主任部長 森島信行先生 『アンチエイジングから考える生活習慣病管理』 久留米大学医学部糖尿病性血管合併症病態・治療学講座 教授 山岸昌一先生 【JPALS研修会コード:34-2014-0202-101】		主催: 尾道薬剤師会、 尾道市医師会、 第一三共(株) 問い合わせ先: 0848-44-7760	1	事前参加申し込み不要 参加費:支部会員無料、非会員500円
1月15日(木)19:00～21:00 サンピア・アキ 安芸第137回生涯教育研修会 演題:「レビー小体型認知症の病態と治療」 講師:広島県西部認知症疾患医療センターセンター長 井門ゆかり先生 【JPALS研修会コード:34-2014-0189-101】		(社)安芸薬剤師会		会費:1,000円
1月17日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館4階 第478回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 「日本医薬品安全性学会」の発足について 福山大学薬学部 宇野勝次教授 2)情報提供 「ウルティプロ吸入用カプセル」 ノバルティスファーマ株式会社 3)特別講演 「これからのかOPD治療戦略2015」 医療法人社団HARG広島アレルギー呼吸器クリニック八丁堀 院長 春田吉則先生		(公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
1月18日(日)10:00～12:00 広島県薬剤師会館 4階ホール 平成26年度 薬剤師禁煙支援アドバイザー講習会 ◆講演(90分)「最近のタバコ問題～電子タバコも含めて～」 広島県医師会禁煙支援委員会委員長 川根博司先生 (日本赤十字広島看護大学 名誉教授) ◆実演パネルシアター(30分)「ももたろうの鬼助け」 福山薬剤師会理事 田口直子先生	(公社)広島県薬剤師会 (事務局:吉田) TEL(082)246-4317	1	※禁煙支援アドバイザーの方には、別途ご案内いたします。 参加費:無料	
2月5日(木)18:00～20:00 広島県薬剤師会館4F 第479回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供「アルツハイマー型、レバー小体型認知症治療剤アリセプト」 エーザイ株式会社 3)特別講演「認知症の初期対応と治療について」 広島市西部認知症疾患医療センターセンター長 岩崎庸子先生	(公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。	
2月5日(木)19:00～21:00 サンピア・アキ 第5回漢方勉強会 演題:「呼吸器疾患の漢方治療」 講師:株式会社ツムラ広島支店医薬学術課 上田(あげた)雅之先生 【JPALS研修会コード:34-2014-0191-101】	(社)安芸薬剤師会		会費:無料	
2月7日(土)18:00～20:00 広島県薬剤師会館 4階ホール 平成26年度薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会(西部) 講演:(①)危険ドラッグ関係(90分) 講師:東京薬科大学薬学部医療薬物薬学科薬事関係法規研究室教授 安田一郎先生 ②学校保険関係(30分)	(公社)広島県薬剤師会 (事務局:吉田) TEL(082)246-4317	1	参加費:無料 ※薬事衛生指導員の方には、別途、郵送にてご案内いたします。	
2月13日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演　題:痛みに対する漢方薬の判別点 講　師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 漢方薬物解析学研究室 084-936-2111(5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要です。 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。	
2月22日(日)13:00～16:00 広島県薬剤師会館 4階 第145回生涯教育研修会 テーマ:『糖尿病治療』 1)講演 「糖の流れから考えた糖尿病治療薬」田辺三菱製薬株式会社 森永宗明 2)特別講演Ⅰ 「病態を考慮した薬学的療養指導へのいざない」 広島大学病院薬剤部 大東敏和先生 3)特別講演Ⅱ 「糖尿病治療のパラダイムシフト」　　河面内科医院 河面智之先生 4)質疑 【JPALSコード:34-2014-0195-101】	主催: (一社)広島市薬剤師会・田辺三菱製薬(株) 問い合わせ先: 082-244-4899	2	受講料:県薬会員1,000円、非会員2,000円 申込み:2月16日までに「氏名・勤務先・会員登録の有無」を事務局へFAX(082-244-4901)か電話にてご連絡下さい。	
3月13日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演　題:漢方薬の不妊症に対する対応法 講　師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 漢方薬物解析学研究室 084-936-2111(5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要です。 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。	
3月14日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館 4階 第480回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供 あすか製薬株式会社 3)特別講演「未定」	(公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。	

**平成26年度
薬剤師禁煙支援アドバイザー講習会の開催について**

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、標記のことにつきまして次のとおり講習会を開催いたします。
つきましては、出席申込を27年1月9日（金）までにご返信ください。

開催日時：平成27年1月18日（日）午前10時～12時

開催場所：広島県薬剤師会館 4階ホール（広島市中区富士見町11-42）

講演内容：1. 「最近のタバコ問題～電子タバコも含めて～」

広島県医師会 禁煙支援委員会 委員長 川根 博司先生（90分）
(日本赤十字広島看護大学 名誉教授)

2. 実演パネルシアター「ももたろうの鬼助け」

福山師薬剤師会 理事 田口 直子先生（30分）

※日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度による認定研修会（1単位申請中）です。

会場へは、公共交通機関をご利用ください。

(自家用車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用ください。)

薬剤師禁煙支援アドバイザーの方へは直接ご案内をお送りいたしますので、返信ハガキでご回答をお願いいたします。

【返信FAX：(082) 249-4589】
(担当職員：吉田)

平成26年度 薬剤師禁煙支援アドバイザー講習会

支部名：

勤務先名： 電話番号：() -

氏名		氏名	
氏名		氏名	

広島国際大学薬学部 第9回卒後教育研修会

日時：2015年1月31日（土）16:00～19:10

場所：広島国際大学呉キャンパス6号館3階 6301教室

1 「医薬品は製剤設計で育まれる」

16:00～17:30

広島国際大学 教授

長田 俊治 先生

座長 吉川 広之（広島国際大学薬学部教授）

2 「病棟活動が変えた病院薬剤師の役割」

17:40～19:10

広島大学病院教授・薬剤部長 木平 健治 先生

座長 宇根 瑞穂（広島国際大学薬学部教授・薬学部長）

受講資格：薬剤師（出身校一切不問）、

広島国際大学 教職員および学生（全学部）

参加費：無料

参加申込方法：当日申込（予約不要）受付開始15:30より

主催：広島国際大学薬学部

共催：（公社）広島県薬剤師会・広島県薬剤師研修協議会

（公財）日本薬剤師研修センター

広島国際大学薬学部同窓会

後援：（公社）日本薬学会

*研修センターより2単位取得できます。

（単位取得は薬剤師免許保有者に限る）



広島国際大学
Hiroshima International Univ.

平成26年度広島県合同輸血療法研修会

広島県合同輸血療法委員会は「医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り、広島県内における輸血医療の標準化をめざすこと」を目的として活動しています。

血液製剤の適正使用、安全性に関する知識の向上及び有効利用のより一層の推進を図るため、次のとおり研修会を開催しますので、ぜひご参加ください。

と き 平成27年1月31日（土）15時～18時（開場 14時30分）
と こ ろ 広島県庁本館6階 講堂（広島市中区基町10-52）
参加対象者 医師、薬剤師、看護師及び臨床検査技師 等
定 員 150名程度
主 催 広島県合同輸血療法委員会（事務局：広島県、広島県赤十字血液センター）
共 催 一般社団法人日本輸血・細胞治療学会中国四国支部、一般社団法人広島県医師会、一般社団法人広島県病院協会、公益社団法人広島県薬剤師会、公益社団法人広島県看護協会、一般社団法人広島県臨床検査技師会、
参 加 費 無料

<プログラム>

- 1 「輸血療法に関するアンケート」結果報告等 （15:10～15:40）
広島県合同輸血療法委員会
 - 2 ワークショップ 「どうするんだ！？輸血前後検査！」 （15:40～16:40）
(演者) 広島県赤十字血液センター
広島赤十字・原爆病院
市立三次中央病院
医療法人光臨会 荒木脳神経外科病院
 - 3 特別講演 （16:50～17:50）
「看護師として実践する Patient Blood Management」
演者：青森県黒石市国民健康保険 黒石病院
看護師長 西塚 和美 先生
- 本研修会は、日本輸血・細胞治療学会の認定研修会です。（認定更新に限る）
〔認定医、認定輸血検査技師、学会認定・臨床輸血看護師〕
- 本研修会は、日本薬剤師研修センターの認定研修会です。（2単位）
- ★ お申し込みは、FAXまたはEメールでお願いします。（当日参加も可）

問合せ先：広島県合同輸血療法委員会事務局

（申込先） 広島県健康福祉局薬務課

TEL 082-513-3223

E-mail fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

広島県赤十字血液センター学術・品質情報課 TEL 082-241-1290

広島県合同輸血療法委員会事務局 行き FAX: 082-211-3006

平成26年度広島県合同輸血療法研修会参加申込書 <〆切 1月23日（金）>

所属(薬局等)名				
記入者所属		記入者氏名		
電話番号		E-mail		
番号	所属等	氏名	ご職種	参加証の要否
1			医、検、看、薬、他	要・否
2			医、検、看、薬、他	要・否
3			医、検、看、薬、他	要・否

平成26年度
**広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び
 広島県学校薬剤師会研修会**

今年度、標記研修会を次のとおり開催することとなりました。

つきましては、薬事衛生指導員及び学校薬剤師以外の方も是非、この講習会にご参加くださいますよう、ご案内させていただきます。

なお、薬事衛生指導員の方には、別途、郵送にてご案内いたします。(返信ハガキにてご回答をお願いいたします。)

(西 部 会 場)

開催日時：平成27年2月7日（土）

午後6時～8時

開催場所：広島県薬剤師会館 4階ホール
 広島市中区富士見町11-42

(東 部 会 場)

開催日時：平成27年2月8日（日）

午前10時～12時

開催場所：福山師生涯学習プラザ
 まなびの館 ローズコム
 福山市霞町1-10-1

自家用車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。

講演内容

【演題1】「危険ドラッグの現状と薬学的知見に基づく指導」(90分)

東京薬科大学 薬学部 医療薬物薬学科

薬事関係法規研究室 教授 安田一郎先生

【演題2】学薬関係を予定 (30分)

※日本薬剤師研修センター認定シール1単位申請中

2月2日（月）までに返信FAXをお願いいたします。

【返信FAX：(082) 249-4589】
 (担当職員：吉田)

参 加 申 込 用 紙

平成26年度 広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会

支 部 名：_____ 希望会場 _____ 会 場 _____

勤務先名：_____ 電話番号：() - _____

氏 名		氏 名	
氏 名		氏 名	

しまなみ海道（因島大橋）新尾道大橋（千光寺から）

**第1回
日本医薬品安全性学会
学術大会**

会期：2015年7月4日(土)・5日(日)
会場：福山大学宮地茂記念館(福山市)

「医薬品有害事象0への挑戦」の第一歩

会長講演

- ・薬剤過敏症を極める 会長 宇野 勝次 (福山大学薬学部教授)

教育講演

- ・腎機能低下時の医薬品安全性 ~通常医薬品がハイリスク薬に変わるとき~ 平田 純生 (熊本大学薬学部教授)
- ・薬剤性肺障害 藤森 勝也 (新潟県立柿崎病院院長)
- ・急性薬物中毒とその対処 富岡 譲二 (米盛病院副院長)

シンポジウム

- ・有害反応原因薬検出のための臨床解析 オーガナイザー 二神幸次郎 (福岡大学病院薬剤部長)
- ・抗がん剤の副作用対策 オーガナイザー 伊藤 善規 (岐阜大学病院薬剤部長)
- ・病棟薬剤業務により副作用は減少する オーガナイザー 前田 賴伸 (中国労災病院薬剤部長)
- ・医薬品安全性を担保するための臨床推論 オーガナイザー 川口 崇 (東京薬科大学・東京都病院薬剤師会臨床推論推進特別委員会)
- ・PK/PGxを用いたハイリスク薬による有害事象への介入 オーガナイザー 北市 清幸 (岐阜薬科大学薬物動態学教授)

ワークショップ

- ・重篤副作用早期回避のためのシミュレーションPBL～在宅・病棟のリアル症例で学ぶ～ オーガナイザー 小茂田昌代 (東京理科大学薬学部教授)
- ・医薬品有害反応を未然に防ぐためにどうするか？～スマートグループディスカッションによる症例検討会～ オーガナイザー 森 直樹 (くまもと温石病院薬局長)

※学会員募集中（下記の学会HPより、ご登録をお願いいたします。）
日本医薬品安全性学会 ホームページ：<http://jasds.jp>

学会事務局：新潟薬科大学薬学部臨床薬学研究室内 齊藤(0250-25-5361), 阿部(0250-25-5113)
〒956-8603 新潟県新潟市秋葉区東島265番地1 E-mail:info@jasds.jp




使っていますか？



連載
第3回

広島県薬剤師会生涯学習推進ワーキンググループ

「第3回 クリニカルラダー・レベル5の方はまもなく更新時期です!!」

明けましておめでとうございます。年明け早々ですが、「過渡的認定」を申請され、現在クリニカルラダー（CL）レベル5になられている方へのお知らせです。CLレベル5の認定期間は、平成27年3月31日をもって期限を迎えます。18本以上の実践記録を提出し、CLレベル5の更新（昇格、維持）に向け、準備をしましょう。実践記録18本以上提出者数が少しずつ増えてきていますよ。あと一息です！頑張りましょう！！

なお、当初の予定とは異なり、平成27年3～4月にかけて実施予定でした、CLレベル6へ昇格するためのテストは延期になりました。詳細は下枠内、参考資料をご確認ください。

【CLレベル5の更新】

認定期間の平成24年4月1日～27年3月31日の間に、トータルで実践記録18本以上を日本薬剤師会に提出していること。（年度ごとに6本以上等の提出本数の縛りはありません）

◆実践記録18本以上のご提出要件を満たされた方：

平成27年3～4月にかけて、システム上で更新手続き（申請および申請料のお支払）をしていただきます。過渡的認定申請時と同等の費用が必要となります。

日薬会員：5,000円/税別、一般：20,000円/税別

更新手続きを期日（詳細未定）までに完了されない場合、自動的にCLレベル4に降格となります。

◆実践記録18本以上のご提出がない場合、自動的にCLレベル4に降格となります。

降格された場合は、年度内に実践記録6本以上を提出の上、年度末に実施するCLレベル5への昇格テストを受験し合格すればCLレベル5に昇格できます。

【CLレベル5の更新後】

上記の更新手続きを終えた方は、CLレベル6への昇格にチャレンジいただけます。

「(仮称)総合薬剤師試験」を受験し、合格した方をCLレベル6とする予定です。詳細は、別添の参考資料をご確認ください。

なお、CLレベル6に昇格するための受験は義務ではありません。CLレベル5の維持、更新の継続（3年更新：実践記録18本以上提出）という選択肢もあります。CLレベル5を維持していればいつでも受験（試験実施は年1回の予定）できますので、3年ごとの更新は必ず行ってください。なお、更新ごとに前述と同等の費用が必要となります。

【CLレベル6への昇格後】

CLレベル6に昇格した後も、更新の継続（3年更新：実践記録18本以上提出）をお願いいたします。更新ごとに前述と同等の費用が必要となります。

(平成26年11月現在)

本件に関する問い合わせ先：日本薬剤師会JPALSサポート係 jpals-support@nichiyaku.or.jp

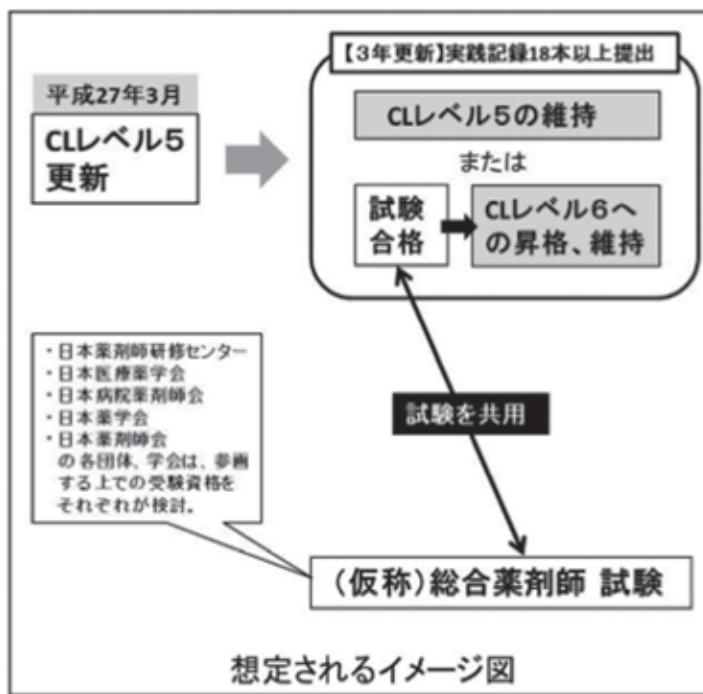
【参考資料】

«薬学関係5団体での連携による共通の評価の仕組みの検討経過について»

平成24年12月より、日本薬剤師研修センターが中心となり、日本病院薬剤師会、日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会の全5団体が共同で、新たな共通の評価の仕組みを構築することに合意が得られ、検討が開始されました。その後の検討はワーキンググループ（以下WG）に引き継がれ、平成25年5月から26年1月にかけて5回行われたWGは、第3回目から厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）である、平成25年度「6年制薬剤師の輩出を踏まえた薬剤師の生涯学習プログラムに関する研究」の分担研究「新たな薬剤師プログラムの構築に関する研究」として進められました。5回のWG開催を経て平成26年3月に出された研究報告書では、「総合薬剤師とでもいえべき薬剤業務全般に精通し、かつ他の薬剤師に対して支援等を行える薬剤師」を評価する共通の仕組みを構築すること、共同で作る評価の仕組みにおける試験の受験資格については、実務経験年数は統一する方向とし、それ以外は各団体が設けている認定制度等の状況を勘案し各団体がそれぞれ定めること、などについて提言されており、現在、これをベースに5団体で実現に向けた協議が継続されています。

«CLレベル5以降について»

前述の通り、5団体が共同で構築する共通の評価の仕組みへの参画要件は各団体がそれぞれ定める方向で検討されているため、JPALSはCLレベル5で参画する予定です。それに伴い、平成27年3～4月に予定していたCLレベル6への昇格テストは延期し、5団体にて実施を検討中の「（仮称）総合薬剤師認定試験」（実施時期、実施団体、実施方法等は決まり次第公表。）を共用する方向で調整いたします。試験の受験資格はCLレベル5を維持、更新できた方に付与し、合格者はCLレベル6とする予定です。



（平成26年11月現在）

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

**手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。**

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当たりの月払保険料

保険期間:2014年8月1日午後4時から2015年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成26年8月1日)の満年齢をいいます。

おすすめ!

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。**

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1

24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間*1を超えた場合に補償します。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる休業も補償します。



3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

別紙の加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」

サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-232-8800 FAX:082-294-1868)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落として便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。



(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 原田 修江

(公社) 日本薬剤師会 DI委員会

東京大学大学院薬学系研究科（医薬品情報学講座）

澤田 康文

【事例】

レセコンへの処方入力時「ロゼレム錠」と「デプロメール錠」の禁忌表示を見落とし、そのまま調剤にまで至ってしまった！

■処方内容は 49歳の女性

〈処方〉 心療内科受診、印字処方

リリカカプセル75mg	4カプセル	1日2回 朝夕食後	11日分
エビリファイ錠12mg	2錠	1日1回 就寝前	11日分
レキソタン錠5	1錠	パニック時	30回分
ランドセン錠0.5mg	2錠	パニック時	30回分
ロゼレム錠8mg	1錠	不眠時	11回分
ジアゼパム錠5mg	3錠	1日3回 毎食後	11日分
デプロメール錠50mg	3錠	1日3回 每食後	11日分
デパケンR錠200	3錠	1日3回 每食後	11日分
ロヒプノール錠2	2錠	1日1回 就寝前	11日分
デプロメール錠50mg	1錠	1日1回 就寝前	11日分
ドラール錠20	1錠	1日1回 就寝前	11日分
リスミー錠2mg	2錠	1日1回 就寝前	11日分

既病歴（なし） 現病歴（うつ病・不眠症）

■何が起ったか？

- 事務員がレセプトコンピュータ（レセコン）へ処方箋記載事項を入力時、禁忌エラー表示（併用禁忌の「ロゼレム錠」と「デプロメール錠」の組み合わせ）を見落として、引き続き、薬剤師がそのまま調剤し、調剤薬鑑査でも発見されず、患者に交付されてしまった。

■どのような経緯で起ったか？

- 患者は、うつ病と不眠症のため、平成22年11月から来局していた。
- これまで、抗精神病薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬などが頓用も含めて11種類処方されていた。
- しばらく同じ処方が続いていたが、不眠は改善されなかったため、9月2日に、ロゼレム錠が頓用で追加された。
- 処方箋記載事項のレセコンへの入力は事務員が行い、処方監査は監査薬剤師がレセコンと連動する別のパソコンで薬歴を確認しながら行った。
- レセコンの監査結果画面に、ロゼレム錠とデプロメール錠が併用禁忌であることが表示された（図1）が、事務員は見落として監査薬剤師に報告しなかった。
- 監査薬剤師は、処方に問題はないと判断し、事務員に入力した処方をそのままバーコード管理の調剤過誤防止システムの端末機器に転送するよう指示した。

- ・集薬者は、バーコード管理の調剤過誤防止システムの端末機器に表示された処方内容通りに集薬した。
- ・鑑査および投薬者は、処方箋原本通りに集薬されていたため問題ないと判断し、投薬した。

監査表示								
ESC 閉じる	F1 強制	F2 医薬品情報 一覧非表示	F3 内容非表示	F4 内容全表示	F5	F6	F7	F8
監査結果	X	相互作用 重複	成分 重複	投与量	副作用 重複			
ロゼレム錠8mg	X			X				
ヨーデルS糖衣錠80		X	X					
ブルゼニド錠12mg		X						
(分)デプロメール錠50			X	X				
(分)ロヒブノール錠2				X	X			
リスミー錠2mg			X	X				
エビリファイ錠12mg				X				
リリカカプセル75mg				X				
相互作用						確認	確認削除	詳細
薬剤名						確認項目		
相互-併用禁忌							●●クリニック	
ロゼレム錠8mg デプロメール錠50						ラメルテオンの最高血中濃度、AUCが顯著に上昇するとの報告		
禁忌エラー							●●クリニック	
ロゼレム錠8mg デプロメール錠50								
成分重複			成分名			確認項目	詳細	
センノシドA・B			ヨーデル糖衣錠80、ブルゼニド錠12mg 2薬品の成分が重複					
ヘルプ[Alt+F1] 監査チェックの結果を表示します。「X」をクリックすると、該当する内容を表示します。								

図1 レセコン監査画面（例）

相互作用、成分重複、投与量、副作用重複、病名禁忌などが表示される。

■どうなったか？

- ・その後、投薬した薬剤師が当該患者の薬歴を作成している時に「ロゼレム錠」と「デプロメール錠」は併用禁忌であることを思い出し、そのまま交付されていたことを発見した。薬剤師は、医師に連絡したところ、ロゼレム錠を中止することとなった。
- ・薬剤師は、患者宅に至急に連絡し、飲み合わせが悪い薬があるため、処方医からロゼレム錠を中止するように指示があったことを伝えた。薬剤師は、自宅に赴き、お詫びするとともにロゼレム錠を全て回収した。

■なぜ起こったか？

- ・事務員がレセコンに表示された併用禁忌エラーを完全に見落として、監査者にロゼレム錠とデプロメール錠が併用禁忌であることが伝わらなかった。
- ・調剤した薬剤師、鑑査した薬剤師、投薬した薬剤師とともに、当該薬局には併用禁忌をチェックする（表示する）システムがあるから、それをクリアした処方なら問題はないであろうと思い込んでいた。
- ・ロゼレム錠とデプロメール錠が併用禁忌であることを薬剤師全員に周知できていなかった（認識していなかった薬剤師も存在していたと思われる）。

■今後二度と起こさないためにどうするか？

- ・バーコード管理の調剤過誤防止システムを使用していても、正確な処方監査が行われていなければ重大な誤調剤に至ることがあることを十分に認識する。本システムは集薬のバーコード管理システムであり処方せんチェックの機能は有していない。
- ・前回と処方内容が異なる場合（今回のような処方追加など）は、レセコン画面に併用禁忌表示が出ていないか事務員に再確認するなど、処方監査を特に慎重に行う。
- ・レセコンに登録しているロゼレム錠の注意事項に「フルボキサミン禁忌」と表示されるようにする。監査薬剤師が監査用パソコンでロゼレム錠が処方された患者の薬歴を見ると、薬品注意事項に「フルボキサミン禁忌」と目立つて表示されるように改善する（図2）。

- ・集薬者も確認できるようにするため、ロゼレム錠の薬品棚に「フルボキサミン禁忌」と表示する。また可能ならフルボキサミン錠の薬品棚に「ロゼレム禁忌・・・」と表示する。
- ・事務員が処方入力する場合（理想は薬剤師が入力する）、レセコン監査画面に「禁忌情報」が出たら必ず薬剤師に連絡するようにする。レセコンの禁忌表示を更に目立つように改変するように依頼する。
- ・監査薬剤師は、初回の処方チェックに関係なく新たなる気持ちで、処方せん原本をもとに問題ある併用などがあるかないかなどのチェックを行う。



図2 ロゼレム錠が処方された患者の処方監査用パソコン画面（例）
薬品注意事項に、フルボキサミン錠と禁忌であることが表示される。

■特記事項は？

- 「ロゼレム錠」と「デプロメール錠」の相互作用
- ・ロゼレム錠（有効成分：ラメルテオノン、メラトニン受容体アゴニスト）
 - ・デプロメール錠（有効成分：フルボキサミンマレイン酸、SSRI）

相互作用臨床試験：

47名の被験者を対象として、ラメルテオノン 8mgとフルボキサミン 200mgの併用について検討した結果、ラメルテオノン単独投与時と比較して、ラメルテオノンの AUC は約80～90倍に、Cmax は約28倍にも増加した。また、フルボキサミン併用時のラメルテオノンのt_{1/2}は、単独時に比べて1.8時間延長した。

（武田薬品工業株式会社資料 「ロゼレム錠 8 mg」 2009年12月版より）

相互作用機構：

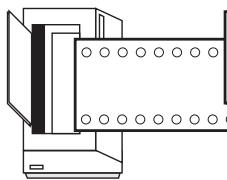
ロゼレム錠の代謝には、主に肝薬物代謝酵素CYP1A2が関与し、CYP2Cサブファミリー及びCYP3A4もわずかに関与している。一方、デプロメール錠は、CYP1A2、CYP2C9、CYP2C19、CYP2D6、CYP3A4を阻害し、特にCYP1A2、CYP2C19を強く阻害する。

（ロゼレム錠インタビューフォーム、デプロメール錠インタビューフォームより）

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、

薬事情報センター（原田・永野）までご連絡をお願い致します。

〈連絡先 TEL:082-243-6660 メールアドレス di@hiroyaku.or.jp〉



薬事情報センターのページ



原田 修江

小児において歯科領域に適応のある抗生物質（経口薬）

今回は、最近薬事情報センターにご依頼をいただき作成致しました標記資料を紹介させていただきます。

※適応は、体重20kg以上の中児。注：薬価は、1錠、1カプセル、あるいは1g単位

成分名	後 発品	販売名 (製造販売元)	性状	乳糖 添加	適応菌種	歯科領域の 適応疾患	薬価 (円)
アモキシシリン		アモリンカプセル125 同カプセル250 (武田薬品工業)			ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、淋菌、大腸菌、プロテウス・ミラビリス、インフルエンザ菌、ヘリコバクター・ピロリ、梅毒トレポネーマ	歯周組織炎、歯冠周囲炎、顎炎	13.3 18.1
		サワシリンカプセル125 同カプセル250 (アステラス製薬)					12.8 12.8
		パセトシンカプセル125 同カプセル250 (協和発酵キリン)					10.3 10.3
	○	アモキシシリンカプセル125mg「トーワ」 同カプセル250mg「トーワ」 (東和薬品)		○ ○			13.3 8.6
	○	アモキシシリンカプセル125mg「NP」 同カプセル250mg「NP」 (ニプロ)		○ ○			13.3 8.6
	○	アモキシシリンカプセル125mg「タツミ」 同カプセル250mg「タツミ」 (辰巳化学)		○ ○			7.1 8.6
	○	アモキシシリンカプセル125mg「日医工」 同カプセル250mg「日医工」 (日医工)		○ ○			7.1 8.6
		サワシリン錠250 (アステラス製薬)	素錠／割線無				13.0
		パセトシン錠250 (協和発酵キリン)	フィルムコーティング錠／割線無				10.7
		アモリン細粒10% (武田薬品工業)	淡橙色／ヨーグルト様臭／甘い				11.9
		サワシリン細粒10% (アステラス製薬)	淡橙色／芳香／甘い				11.7
		パセトシン細粒10% (協和発酵キリン)	橙色／パイナップル臭／甘い				10.4
	○	ワイドシリン細粒100 ワイドシリン細粒200 (MeijiSeikaファルマ)	淡橙色／芳香／甘い 桃色／芳香／甘い	○			11.9 13.6
	○	アモキシシリン細粒10%「タツミ」 同細粒20%「タツミ」 (辰巳化学)	橙赤色／オレンジ様臭／甘い				6.2 13.6
アンピシリン		ビクシリンドライシロップ10% (MeijiSeikaファルマ)	淡紅色／芳香／甘い	○	ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、淋菌、炭疽菌、放線菌、大腸菌、赤痢菌、プロテウス・ミラビリス、インフルエンザ菌	歯周組織炎、歯冠周囲炎、顎炎、抜歯創・口腔手術創の二次感染	13.1

成分名	後 発 品	販売名 (製造販売元)	性状	乳糖 添加	適応菌種	歯科領域の 適応疾患	薬価 (円)
バカンピシリン		ペングッド錠250mg (日医工)	フィルムコーティング錠／割線無		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、淋菌、大腸菌、プロテウス・ミラビリス、インフルエンザ菌	歯周組織炎、歯冠周囲炎、抜歯創・口腔手術創の二次感染	11.7
ファロペネム		ファロムドライシロップ小児用10% (マルホ)	橙色／芳香／甘い		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、モラクセラ(ブランハメラ)・カタラーリス、大腸菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、プロテウス・ミラビリス、インフルエンザ菌、百日咳菌	歯周組織炎	160.9
セファクロル		ケフラーールカプセル250mg ※ (塩野義製薬)			ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、大腸菌、クレブシエラ属、プロテウス・ミラビリス、インフルエンザ菌	歯周組織炎、歯冠周囲炎、顎炎	53.7
	○	アレンフラールカプセル250mg ※ (長生堂製薬)					22.6
	○	ケフポリソルカプセル250 ※ (沢井製薬)					22.6
	○	ザルツクラールカプセル250 ※ (シオノケミカル)					28.2
	○	セファクロルカプセル250mg「JG」 ※ (長生堂製薬)					22.6
	○	セファクロルカプセル250mg「SNJ」 ※ (シオノケミカル)					28.2
	○	セファクロルカプセル250mg「TCK」 ※ (辰巳化学)					22.6
	○	セファクロルカプセル250mg「サワイ」 ※ (沢井製薬)					22.6
	○	セファクロルカプセル250mg「トーワ」 ※ (東和薬品)					22.6
	○	セファクロルカプセル250mg「日医工」 ※ (日医工)					22.6
	○	トキクロルカプセル250mg ※ (イセイ)					22.6
		ケフラーール細粒小児用100mg (塩野義製薬)	淡黄色／わずかにオレンジ様臭／甘く、わずかに苦い				43.5
	○	アレンフラール細粒小児用100mg (長生堂製薬)	淡黄色／わずかに芳香／甘く、わずかに苦い				16.2
	○	ケフポリソル細粒10% (沢井製薬)	淡橙色／わずかにオレンジ様臭／甘く、わずかに苦い				16.2
	○	セクロダン細粒小児用100 同細粒200 (テバ製薬)	橙色／わずかに芳香／甘く、わずかに苦い				16.2 24.5
	○	セファクロル細粒10%「日医工」	淡黄色／オレンジ風味／甘い				10.1
	○	同細粒20%「日医工」 (日医工)	淡橙色／オレンジ風味／甘い				24.5
	○	セファクロル細粒小児用10%「JG」 (長生堂製薬)	淡黄色／わずかに芳香／甘く、わずかに苦い				16.2
	○	セファクロル細粒小児用10%「サワイ」 (沢井製薬)	淡橙色／わずかにオレンジ様臭／甘く、わずかに苦い				16.2

成分名	後発品	販売名 (製造販売元)	性状	乳糖 添加	適応菌種	歯科領域の 適応疾患	薬価 (円)
セファレキシン		ケフレックスカプセル250mg ※ (塩野義製薬)			ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、淋菌、大腸菌、クレブシエラ属、エンテロバクター属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、プロビデンシア属、インフルエンザ菌	歯周組織炎、歯冠周囲炎、上顎洞炎、顎炎、抜歯創・口腔手術創の二次感染	30.7
	○	シンクルカプセル250mg ※ (旭化成ファーマ)					11.5
	○	セファレキシンカプセル250mg「トーワ」 ※ (東和薬品)					11.5
	○	センセファリンカプセル125 同カプセル250 ※ (武田薬品工業)					28.8
	○	シンクル錠250 ※ (旭化成ファーマ)	フィルムコーティング錠／割線無				30.9
	○	セファレキシン錠250「日医工」 ※ (日医工)	フィルムコーティング錠／割線無				11.5
	○	ラリキシン錠250mg ※ (富山化学工業)	フィルムコーティング錠／割線無				11.5
		L-ケフレックス小児用顆粒 (塩野義製薬)	淡橙色／わずかにオレンジ様臭／わずかに甘い		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、大腸菌、クレブシエラ属	歯周組織炎、顎炎、抜歯創・口腔手術創の二次感染	70.1
		L-ケフレックス顆粒 ※ (塩野義製薬)	淡橙色／わずかに特異臭／ほとんど無味		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、大腸菌、クレブシエラ属、プロテウス・ミラビリス	歯周組織炎、歯冠周囲炎、顎炎、抜歯創・口腔手術創の二次感染	79.4
	○	L-キサール顆粒500 ※ (東和薬品)	淡橙色／特異な芳香と味	○			35.2
	○	セファレキシン顆粒500mg「JG」 ※ (長生堂製薬)	淡橙色／わずかに特異臭／わずかに甘い				22.9
	○	セファレックスS R 颗粒500mg ※ (長生堂製薬)	淡橙色／わずかに特異臭／わずかに甘い				22.9
セフジトレニ ピボキシル		ケフレックスシロップ用細粒100 同シロップ用細粒200 (塩野義製薬)	橙色／特異臭／甘い 赤みの橙色／特異臭／甘い		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、大腸菌、クレブシエラ属、インフルエンザ菌	歯周組織炎、顎炎、抜歯創・口腔手術創の二次感染	23.8
		センセファリンシロップ用細粒10% 同シロップ用細粒20% (武田薬品工業)	淡橙色／バナナ様芳香／甘い				37.4
	○	セファレキシンドライシロップ小児用50% 「日医工」 (日医工)	白色／オレンジ様の芳香／甘い				17.2
	○	ラリキシンドライシロップ小児用10% 同ドライシロップ小児用20% (富山化学工業)	微黄赤色／芳香／甘い 淡橙色／芳香／甘い				20.7
	○	メイアクトMS小児用細粒10% (MeijiSeikaファルマ)	橙色／芳香／甘く、わずかに苦い				20.7
	○	セフジトレニピボキシル小児用細粒10% 「タイヨー」 (テバ製薬)	橙色／芳香／甘く、わずかに苦い				20.7
	○	セフジトレニピボキシル細粒10%小児用10% 「トーワ」 (東和薬品)	橙色／芳香／甘く、わずかな酸味とわずかな苦味				9.2
	○	セフジトレニピボキシル細粒10%小児用「日医工」 (日医工)	橙色／芳香／甘く、わずかに苦い				11.8
セフジトレニ ピボキシル	○	セフジトレニピボキシル小児用細粒10%「CH」 (長生堂製薬)	橙色／芳香／甘く、わずかに苦い		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、モラクセラ(プランハメラ)・カタラーリス、大腸菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、プロビデンシア属、インフルエンザ菌、百日咳菌、ペプトストレプトコッカス属、バクテロイデス属、プレボテラ属、アクネ菌	歯周組織炎、顎炎	209.4
	○	セフジトレニピボキシル小児用細粒10%「EMEC」 (エルメッドエーザイ)	橙色／芳香／甘い				122.5
	○	セフジトレニピボキシル小児用細粒10%「サワイ」 (沢井製薬)	橙色／芳香／甘い				122.5
	○						87.9
	○						122.5
	○						122.5
	○						122.5

成分名	後発品	販売名 (製造販売元)	性状	乳糖 添加	適応菌種	歯科領域の 適応疾患	薬価 (円)
エリスロマイシン		エリスロシン錠100mg 同錠200mg (アボットジャパン)	フィルムコーティング錠／割線無		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、淋菌、髄膜炎菌、ジフテリア菌、軟性下疳菌、百日咳菌、破傷風菌、梅毒トレポネーマ、トラコマクラミジア（クラミジア・トラコマティス）、マイコプラズマ属	歯冠周囲炎	8.5 14.7
	○	エリスロマイシン錠200mg「サワイ」 (沢井製薬)	腸溶性フィルムコーティング錠／割線無		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、淋菌、髄膜炎菌、ジフテリア菌、赤痢菌、軟性下疳菌、百日咳菌、破傷風菌、ガス壊疽菌群、梅毒トレポネーマ、トラコマクラミジア（クラミジア・トラコマティス）、マイコプラズマ属、赤痢アメーバ		8.6
ジョサマイシン		ジョサマイシロップ3% (アステラス製薬)	白色粘稠性懸濁液／芳香／甘い		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、インフルエンザ菌、マイコプラズマ属	歯周組織炎、歯冠周囲炎、上顎洞炎、頸炎	6.8
		ジョサマイドライシロップ10% (アステラス製薬)	淡紅色／芳香／甘い		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、赤痢菌、マイコプラズマ属		20.6
		ジョサマイシン錠50mg 同錠200mg (アステラス製薬)	糖衣錠 橙色		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、赤痢菌、マイコプラズマ属		10.4 19.9
ミノサイクリン		ミノマイシン顆粒2% (ファイザー)	淡橙色／オレンジの香り／甘い		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、炭疽菌、大腸菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、リケッチャ属（オリエンチャ・ツツガムシ）、クラミジア属、肺炎マイコプラズマ（マイコプラズマ・ニューモニウム）	歯周組織炎、感染性口内炎	19.6
	○	ミノサイクリン塩酸塩顆粒2%「サワイ」 (沢井製薬)	淡橙色／ハッカの香り／甘い		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、炭疽菌、大腸菌、サルモネラ属、チフス菌、パラチフス菌、クレブシエラ属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、インフルエンザ菌、軟性下疳菌、百日咳菌、野兎病菌、ガス壊疽菌群、リケッチャ属、トラコマクラミジア（クラミジア・トラコマティス）		11.8
クロラムフェニコール		クロロマイセチン錠50 同錠250 (第一三共)	糖衣錠／割線無		ブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、淋菌、髄膜炎菌、大腸菌、サルモネラ属、チフス菌、パラチフス菌、クレブシエラ属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、インフルエンザ菌、軟性下疳菌、百日咳菌、野兎病菌、ガス壊疽菌群、リケッチャ属、トラコマクラミジア（クラミジア・トラコマティス）	歯周組織炎、歯冠周囲炎	9.4 25.2

〈参考資料〉 • 各製品添付文書 • 日本ジェネリック医薬品学会ホームページhttp://www.ge-academy.org/

お薬相談電話 事例集 No.91

授乳中に葛根湯は服用可?



永野 利香

葛根湯は各社から出ていますし、市販薬もあります。ここでは、医療用漢方エキス製剤について取り上げます。2014年11月現在、薬価基準収載の医療用漢方の葛根湯エキスは16銘柄あります。

いずれにも、【妊婦、産婦、授乳婦等への投与】の項に、「妊娠中の投与に関する安全性は確立していないので、妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。」の記載があります。

【効能・効果】は、銘柄によって若干の違いがあり、「乳腺炎」のあるものもあります。乳汁分泌不全、うつ乳にも使用されるようです。

漢方薬の成分も乳汁中に移行するので、新生児・乳児に影響を及ぼすことを考慮しなければなりません。葛根湯の組成は、カッコン、タイソウ、マオウ、カンゾウ、ケイヒ、シャクヤク、ショウキョウです。授乳中の方に特に注意すべき生薬の一つとして、麻黄があります。麻黄に含まれるエフェドリンは、哺乳児に興奮やほてりを誘発します。

10名の授乳婦に、葛根湯7.5g/日を1日3回食前経口投与し、葛根湯の主成分である甘草のグリチルリチンと麻黄のエフェドリンの乳汁中への移行を検討した報告があります。これによると『エフェドリンの移行を認めた例は1例のみ、グリチルリチンは5例に移行が認められたが、これらの量は極めて微量であり、移行の認められた母乳を授乳された新生児でのビリルビン、検血、哺乳力などを、移行のなかった例および対照例の新生児と比較すると、特に異常は認められなかった』ということです。

参考までに、その他、授乳婦への要注意生薬としては、

- ・大黄（ダイオウ：ダイオウ中のアントラキノン誘導体が母乳中に移行し、乳児の下痢をおこすことがある）
 - ・牛黃（ゴオウ：医療用漢方エキス製剤には使用されていないが、哺乳児に興奮、血圧上昇を惹起する）
- があります。

表：現在販売されている医療用漢方の葛根湯エキス製剤 一覧

品名	製造販売している企業名	効能・効果	用法・用量(抜粋)	薬価	1日量	1日薬価(円)
ジンコウ葛根湯FCエキス細粒 医療用	康和薬通	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日2～3回に分割 食前又は食間	10.2円/g	6.0g	61.20
[東洋]葛根湯エキス細粒	東洋薬行	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日3回 1回2.0g (1包) 空腹時	8.5円/g	6.0g	51.00
クラシ工葛根湯エキス細粒	クラシ工製薬	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日2～3回に分割 食前又は食間	7.3円/g	7.5g	54.75
オースギ葛根湯エキスG	大杉製薬	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日2～3回に分割 食前又は食間	6.3円/g	7.5g	47.25
葛根湯エキスA顆粒	阪本漢法製薬	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日2～3回に分割 食前又は食間	4.8円/g	9.0g	43.20
葛根湯エキス顆粒T	東亜薬品	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日2～3回に分割 食前又は食間	6.8円/g	7.5g	51.00
JPS葛根湯エキス顆粒〔調剤用〕	ジェーピーエス製薬	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日2～3回に分割 食前又は食間	6.3円/g	7.5g	47.25

品名	製造販売している企業名	効能・効果	用法・用量(抜粋)	薬価	1日量	1日薬価(円)
太虎堂の葛根湯エキス顆粒	太虎精堂製薬	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日3回に分割食前又は食間	6.8円/g	7.5g	51.00
テイコク葛根湯エキス顆粒	帝國漢方製薬	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日3回、1回2.5g食前	5.8円/g	7.5g	43.50
本草葛根湯エキス顆粒-M	本草製薬	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日3回に分割食前又は食間	5.8円/g	7.5g	43.50
マツウラ葛根湯エキス顆粒	松浦薬業	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日2～3回に分割食前又は食間	7.8円/g	6g	46.80
オースギ葛根湯エキスT錠	高砂薬業	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日2～3回に分割食前又は食間	3.9円/錠	15錠	58.50
クラシエ葛根湯エキス錠T	大峰堂薬品工業	感冒、鼻かぜ、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み	1日2～3回に分割食前又は食間	3.7円/錠	18錠	66.60
コタロー葛根湯エキス細粒	小太郎漢方製薬	頭痛、発熱、悪寒がして、自然発汗がなく、項(うなじ)、肩、背などがこるもの、あるいは下痢するもの。 感冒、鼻かぜ、蓄膿症、扁桃腺炎、結膜炎、乳腺炎、湿疹、蕁麻疹、肩こり、神経痛、偏頭痛。	1日2～3回に分割食前又は食間	6.6円/g	7.5g	49.50
三和葛根湯エキス細粒	三和生薬	比較的体力があつて頭痛・発熱・悪寒がして自然の発汗がなく肩や背などがこるもの次の諸症。 感冒・鼻かぜ・へんとう腺炎・中耳炎・蓄のう症・結膜炎・乳腺炎・肩こり・腕神経痛。	1日3回に分割食前又は食間	6.8円/g	7.5g	51.00
ツムラ葛根湯エキス顆粒(医療用)	ツムラ	自然発汗がなく頭痛、発熱、悪寒、肩こり等を伴う比較的体力のあるものの次の諸症： 感冒、鼻かぜ、熱性疾患の初期、炎症性疾患(結膜炎、角膜炎、中耳炎、扁桃腺炎、乳腺炎、リンパ腺炎)、肩こり、上半身の神経痛、じんましん	1日2～3回に分割食前又は食間	9.0円/g	7.5g	67.50

ちなみに、授乳中の西洋薬については以下も参照ください。

妊娠と薬情報センター <http://www.ncchd.go.jp/kusuri/index.html>

ママのためのお薬情報 <http://www.ncchd.go.jp/kusuri/lactation/index.html> 「授乳とお薬」

また、薬剤を服用する場合、授乳直後か、乳児がまとまって眠る時間の直前にすることにより、乳児への薬剤の影響を最低限にできます。

【参考資料】

Pharma Medica. 32 (6), 2014, 漢方医薬学雑誌, 18 (4), 2010, 漢方調剤研究, 12 (3), 2004

今日の治療指針2014年版, 日本医師会生涯教育シリーズ 日本医師会編 漢方治療のABC

薬剤の母乳への移行 (南山堂), 日経DI, (6), 2010, 各製品添付文書, 第475回定例研修会資料

かんじゅさんの薬箱 http://www.generic.gr.jp/index_sr.php

医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals
and
Medical Devices
Safety Information
No.317・318

厚生労働省医薬食品局

No.317 目次

1. 医療機関における携帯電話等の使用に関する指針について	3
2. 医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の報告窓口の変更について	8
3. 重要な副作用等に関する情報	9
① イマチニブメシル酸塩	9
② プレガバリン	10
4. 市販直後調査の対象品目一覧	14

No.318 目次

1. シメプレビルナトリウムによる高ビリルビン血症について	3
2. 医療機関・薬局における医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況に関する調査について	10
3. 平成25年シーズンのインフルエンザワクチン接種後の副反応報告について	20
4. 重要な副作用等に関する情報	25
① エンザルタミド	25
② テネリグリップチン臭化水素酸塩水和物	28
③ バンコマイシン塩酸塩（注射剤）	32
④ シメプレビルナトリウム	34
5. 使用上の注意の改訂について（その260）	
アセトアミノフェン 他（1件）	35
6. 市販直後調査の対象品目一覧	36

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。

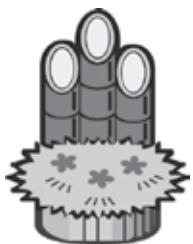
医薬品・医療機器等安全性情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ (<http://www.info.pmda.go.jp/>) 又は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) からも入手可能です。

平成26年(2014年)10月・11月 厚生労働省医薬食品局

◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬食品局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)
 03-5253-1111 (内線) 2755、2753、2751
(Fax) 03-3508-4364



検査センターだより



城崎 利裕

「最近の分析機器」のお話

明けましておめでとうございます。本年も検査センター一同心をこめて検査に励み、皆様のお役に立てるよう努力して参ります。

今年もより一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

今回の検査センターだよりは、最近の分析機器事情のご紹介をしたいと思います。

さて、私事ではございますが、先日、薬局向けの機器展示会を拝観する機会があり、最新型の分包器や軟膏製剤器を見て参りました。

今は、ボタンひとつで薬を集めたり、粉薬などの重量の監査をするものがあり、先生方にとっては日常のことが、私にとっては見るもの聞くものが新鮮でございました。

一方、分析機器の進歩もめまぐるしいものがあります。

まず、分析機器といえば、液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフというのは馴染みの深い機器ではないでしょうか。

最近では、両クロマトグラフに質量分析計（マススペクトル）を接続したものが普及して参りました。

これまでには、保持時間（標準品と同じ時間に検出したピーク）の面積等で分析をしておりましたが、質量分析計を使用すれば、分子量も同時に測定でき、定性的にも目的の物質であることが証明されます。

今話題の「危険ドラッグ」は、液体クロマトグラフ質量分析計での測定により、判定されています。

また、質量分析計は高感度の分析を得意としておりますので、プール水質検査項目の「総トリハロメタン」は、ガスクロマトグラフ質量分析計で水中の微量な成分を計っております。

次に、顕微鏡についてですが、顕微鏡と言えば接眼レンズに目を近づけて観察するのが今でも一般的ですが、少しグレードを上げると、パソコンやタブレットでも画像を見ることが出来るようになりました。

特徴としては、複数の者で確認が出来るため、対象物の判定に誤りがなくなることが大きなメリットです。

また、画像をパソコン等に保存でき、報告書に添付したり、実習者向けの資料にすることも容易になりました。

この他にも色々とございますが、紙面の都合もありますので、機会があればまた御紹介したいと存じます。

最後になりましたが、今年一年が皆様にとって良い年となりますようご祈念申し上げます。



ひろしま桔梗研修会

平成26年度 市民公開講座報告



神戸薬科大学同窓会広島支部 宗像 麻理奈

日 時：平成26年10月19日（日）

場 所：広島国際会議場

「平穏死」って？～私らしく生きるために～を演題として、尼崎で開業されている長尾クリニックの長尾和宏先生にご講演いただきました。

深いテーマでしたが、先生は時折ユーモアを交えたり、ビデオ上映をしたりして、親しみやすくお話してくださいました。第2部では、先生への質問コーナーで、実際に答えを聞いて、有意義なやりとりをすることができました。

先生は極論を言えば、「平穏死＝枯れて死ぬ。延命死＝溺れて死ぬ。」だとおっしゃっていました。枯れて、脱水状態になると苦痛が少なくなり、また、かえって長生きすることも。終末期の脱水状態では身体が自然に省エネモードに入り、身体への負担が減るため、悪いことではないとのことです。しかし、そこに点滴をしてしまうと、かえって腹水や胸水がたまったり、心臓に負担がかかったりして呼吸も苦しくなり、苦痛を増してしまうことがあります。「終末期では脱水を友に」することを学びました。医療従事者、またはまわりの家族が、点滴治療を我慢する勇気をもつこともひとつの選択肢だということを教えていただきました。



誤嚥性肺炎になるから、などの理由で胃瘻にしましょう、ということが増えてきています。先生は、胃瘻には”ハッピーな胃瘻”、”アンハッピーな胃瘻”の2種類があるとのお考えでした。食事量の減った方に胃瘻を行い、栄養状態が改善して再び食べられるように、元気になることはハッピーな胃瘻。終末期の寝たきり認知症患者様などにご本人の意思とは関係なく、胃瘻を行うことはアンハッピーな胃瘻。少しでも長生きしてほしい、また、後悔したくないというご家族の希望だと思いますが、先生はアンハッピーな胃瘻には否定的で、少しでも食べられる限り口から食べることの大切さを説かれました。

また、末期がんの終末期において、亡くなる直前まで身体に負担のかかる抗がん剤や高カロリー輸液を投与し続けている問題点など本当にその通りだと思うことばかりでした。



今回の講演で私は、私達自身で治療方法を取捨選択していくかないと、平穏死を迎えることは難しいということを学びました。また、私達自身が平穏死を希望していても、一番のキーパーソンは家族です。リビングウィルという、事前意志表示をしておくなど、日ごろから、家族の意志を聞いてよく話し合っておくことが大切だと学びました。最期のあり方について、深く考えさせられるきっかけになった講演会でした。



また、先生が強調されていたのは、「生きるとは、食べるのこと」ということです。終末期の方でも少しは食べる力が残っているというのが先生の経験からのお考えです。食べる量が減ったから、介護の手間が省けるから、



第3回日本くすりと糖尿病学会学術集会



呉支部 井上 映子

日 時：平成26年11月2日（日）・3日（月・祝）

場 所：アクロス福岡

SU剤しかない時代から、1990年台 α -GI、チアゾリジン、グリニドが登場し、2010年以降は、新規糖尿病薬DPP-4阻害薬、GLP-1、SGLT2阻害薬の上市により、糖尿病の治療選択肢が大幅に広がり個々の適性使用を一層求められている。

くすりと糖尿病学会学術集会は、日本腎臓病薬物療法学会の共催、日本薬物動態学会の協賛で行われ、シンポジウムとして、

1. 糖尿病療養指導における薬薬学連携の推進－糖尿病治療薬の適正使用に向けて－
2. 糖尿病腎症の進展防止をめざして－糖尿病腎症における血糖管理－
3. インスリンの発見からバイオシミラーまで－基礎と臨床－
4. CDEの取り組み－今までとこれから－
5. 薬物トランスポーターの臓器別・包括的な機能的理解と臨床への活用を図る

の5題のほか、ワークショップ「3☆（スリースター）ファーマシスト研修体験」、2題の特別講演、6題の教育講演、各種ミニレクチャー、参加型セミナーなど豊富なプログラムがあった。

薬剤の適性使用については、副作用の中でも重要な重症低血糖と乳酸アシドーシスについて特に詳しく述べられた。低血糖による心血管イベントの悪化を防ぐためにHbA1cの目標値が段階的に6.0、7.0、8.0となっていること、低血糖の原因となる膵性糖尿病の存在、糖質制限食に注意することなどの知識は、服薬指導時に非常に有用である。INH、 β 遮断薬、シベンゾリン、ジソピラミド、レボフロキシン、メルカゾールなど低血糖を起こしやすい薬剤の服用にも注意する。

糖尿病と癌に関するエビデンスは、SU剤、DPP-4阻害薬は癌に影響はなく、メトホルミンはAMPKを活性化し、細胞増殖シグナルを出すmTOR蛋白をブロック

することで癌抑制効果を示す。気になるアクロスについては、フランスで膀胱癌の発症リスクが上昇したというデータを示されていることは周知の通りであるが、これは統計処理時の調整因子に問題があり解析間違いでは？と指摘されている。

シンポジウム2は、日本腎臓病薬物療法学会の共催で透析患者の糖尿病治療薬の使い方について、熊本大学薬学部附属育薬フロンティアセンター平田純生先生の講演があった。腎機能評価を行い、薬剤の投与量を考えることは、薬物動態学を使って日常行うべきことになりつつある。透析中はどうか？特にSU薬は禁忌でありグリベンクラミド、グリメピリド等は低血糖を起こしやすく危険である。薬剤の半減期が延長するためだけではなく、インスリンの排泄遅延が起きたため！と先生が何度も言っていた。重度腎機能障害時にも投与できたグリニド系薬剤も、ナテグリニドでは低血糖昏睡を起こし3例の死亡例があるため禁忌となった。よくある質問で、腎機能評価にCcrとe-GFR、どちらを使ったらよいか？ということがある。Ccrは、GFR（体表面積換算しない数値）と考えてほぼ間違いなくなってくる、と提言された。

わからなかったことがわかった気がして、すごくすっきりしたり、時間薬理学や、トランスポーターの話など、知らない分野のことを聞けたり、患者に行動変容を起こす服薬指導プログラムのことを知ったり、これから業務に実践的に使えることもたくさんあった学術集会であった。

全国から参加された方々と3☆（スリースター）ファーマシスト研修会の懇親会があり、翌日のワークショップがさらに楽しいものとなった。患者の行動変容を起こすためには、褒めたり話しを聞くことが大事で強制は全く効果ないこと。患者から率先して食事療法などをしてくれるような糖尿病指導ができるよう、研鑽していくたい。

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

休日に水族館の見学や講師活動

安佐支部 山寄 さき 和幸

1) はじめに

私は、1ヶ月のうち大部分を保険薬局（写真1参照）、又はドラッグストアのどちらかに勤務している65.5歳のありふれた高齢薬剤師です。私の思い出となる休日は、毎年実施している水族館の見学等です。2014年9月24日に京都で開催された水族館設備会議に出席し、翌25日に京都水族館を見学しました。

昨年は、大分マリーンパレス水族館『うみたまご』を見学し、来年は、広島からは遠いのですが、山形県の『クラゲ』で有名となった加茂水族館を見学する予定です。

又、2014年6月1日に現役の薬剤師という位置づけで、消費生活専門相談員資格認定試験勉強会において、薬事法（2014年11月25日から略称「医薬品医療機器等法」に名称変更）に関する休日講師を勤めました。



写真1 保険薬局スタッフ

2) 京都水族館の見学（写真2、3、4参照）

若い頃、建設会社に勤務して水族館の建設を担当した事より、現在でも水族館関係者に多くの知人がいます。その為、毎年多くの知人と共に、水族館設備会議（今年の出席者は160名）に出席して、国内外の最新技術発表を聴講すると同時に、最新の水族館である京都水族館の設備的な心臓部を見学しました。心臓部の具体的な設備は、人口海水製造システムやコンパクトろ過設備等です。発表事例としては、全国の原子力発電所が今も停止していることより、省エネ事例、節電事例及び建物の老朽化対策等でした。又、京都水族館は、新幹線の京都駅から歩いて行ける水族館である為、来館者が多く、又東本願寺も近くにあり、古都京都の初秋を満喫できました。



写真2 京都水族館入口



写真3 大型水槽の海水魚

3) 講師活動

消費生活相談員資格認定試験には、試験項目に薬事法があります。そこで、資格認定勉強会では長く薬事法に関する専門家を捜していました。たまたま会長と知り合いでいた為、薬事法の解説を依頼され、検討した結果引き受ける事にしました。その勉強会終了後、受講者は、『現役の薬剤師による現場に則した解説や薬事法の改正前と改正後の内容が充分理解できた。』又、『医療費の増大等今後の業界の課題についても改めて認識できた。』とのコメントをいただきました。

4) おわりに

薬学教育6年制となって、薬剤師国家試験合格者が減少して来ていることより、薬剤師一人当たりの業務量が増加し、かつ専門化高度化している様に思える今日この頃ですが、私の様な『薬剤師の休日』もあっても良いのではと考えています。



写真4 イルカショー風景

シリーズ 薬局紹介 40

らいおん薬局
広島市中区猫屋町1-18



らいおん薬局は2009年5月8日に開局し、今年で6年目を迎えました。

開局して1年ほどは薬剤師1名+事務1名の2名体制でしたが、今では薬剤師4名+事務1名とスタッフの人数も増えてきました。協力的なスタッフのおかげで、薬学部生の長期実務実習の受け入れも出来るようになり、今までに16名の学生を受け入れました。そして来年度も4名の学生を受け入れる予定になっています。いまでは勉強会や学会に参加すると、学生だった子たちが薬剤師となって頑張っている姿に会えるので本当に嬉しく、受け入れて良かったなと実感しています。

私の薬局では実習期間中に「薬剤師綱領」と「薬剤師倫理規定」を何度も見てもらい、考えてもらうようにしています。それは薬剤師綱領・薬剤師倫理規定には薬剤師の理想像、守るべき倫理規範が書かれており、常に自身の行動・対応を顧みて考える癖をつけ、信頼される薬剤師、患者に寄り添うことができる人間味のある薬剤師に成長していただきたいとの想いから何度も行っています。

開局してから今まで特に印象深かった患者は、がんの患者でしたがとても亭主関白で、何から何まで自分でこなしてしまう、しっかりとした方でした。治療の最後の方はどんどん痩せて元気もなくなり、痛みも強く奥様も心配され手を出そうとするのですが、本人はそれを嫌がるしどうしたら良いのだろうと奥様一人で相談に来られました。薬に関する質問でなく、患者と家族の最後の過ごし方、看取り方について相談していただけたことは、自分がこの患者・家族としっかりと向き合って付き合えていたんだなと実感することができました。

これからも一人でも多くの患者さんとこのような信頼関係を築ける薬局を目指して日々業務を行っております。

また、休憩時間をスタッフ全員で一緒にとれない店舗なので、スタッフ同士のコミュニケーション不足解消のため(という口実をつけて)、月に一度のペースで食事会(という名の飲み会)を行うようにしています。そして山登りに行ったり、紅葉を見に行ったりとそんな和気あいあいとした楽しい薬局です。

さて、新年会はどこに行こうかな～？



次回は、安佐支部 林薬局上祇園店さんです。

書籍等の紹介

「薬局管理総論」

編 著：秋葉保次、中村 健
 発 行：株式会社 薬事日報社
 判 型：A5判、422頁
 価 格：定 価 3,996円
 会員価格 3,600円
 送 料：1部 460円

「治療薬ハンドブック2015」

監 修：高久史磨（日本医学会会長・自治医科大学名誉学長）
 編 集：堀 正二（大阪府立成人病センター総長・大阪大学名誉教授）
 菅野健太郎（自治医科大学消化器内科学教授）
 門脇 孝（東京大学大学院医学系研究科糖尿病・代謝内科教授）
 乾 賢一（京都薬科大学学長・京都大学名誉教授）
 林 昌洋（虎の門病院薬剤部長）
 発 行：株式会社 じほう
 判 型：B6変形判、本文1,500頁
 価 格：定 価 4,752円
 会員価格 4,280円
 送 料：1部 500円

「図解 漢方処方のトリセツ」

編 著：川添 和義（徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部臨床薬剤学分野准教授／徳島大学病院薬剤部副薬剤部長）
 発 行：株式会社 じほう
 判 型：B5判、365頁
 価 格：定 価 4,320円
 会員価格 3,880円
 送 料：1部 500円

「保険診療と薬剤使用 平成26年度版」

発 行：株式会社 社会保険研究所
 判 型：B5判、248頁
 価 格：定 価 2,376円
 会員価格 2,100円
 送 料：1部 500円

「ポケット版臨床医薬品集2015」

著 者：星 恵子（聖マリアンナ医科大学難治研客員教授）
 発 行：株式会社 薬事日報社
 判 型：A6判（ポケットサイズ）、約1,100頁
 価 格：定 価 4,320円
 会員価格 3,900円
 送 料：1部 460円

「今日の治療薬2015」

編 集：浦部晶夫（NTT東日本関東病院顧問）
 島田和幸（新小山市民病院院長）
 川合真一（東邦大学副医学部長）
 発 行：株式会社 南江堂
 判 型：B6判、約1,400頁
 価 格：定 価 4,968円
 会員価格 4,470円
 送 料：1部 540円

「治療薬マニュアル2015」

監 修：高久文磨（日本医学会・会長）
 矢崎義雄（国際医療福祉大学・総長）
 編 集：北原光夫（農林中央金庫健康管理室・室長）
 上野文昭（大船中央病院・特別顧問）
 越前宏俊（明治薬科大学教授・薬物治療学）
 発 行：株式会社 医学書院
 判 型：B6判、2,792頁
 価 格：定 価 5,400円
 会員価格 5,000円
 送 料：1部 432円

「Pocket Drugs2015」

監 修：福井次矢（聖路加国際病院院長）
 編 集：小松康宏（聖路加国際病院副院長）
 渡邊裕司（浜松医科大学教授）
 発 行：株式会社 医学書院
 判 型：A6判、1,218頁
 価 格：定 価 4,536円
 会員価格 4,210円
 送 料：1部 432円

「薬事衛生六法2015」

発 行：株式会社薬事日報社
 判 型：B5判変形、1,450頁
 価 格：定 価 5,076円
 会員価格 4,600円
 送 料：1部 460円

※価格はすべて税込みです。



告 知 板

第44回広島県薬剤師会臨時総会開催通知（予告）

標記の会議を次のとおり開催いたします。

日 時：平成27年3月15日（日）午後2時

場 所：広島県薬剤師会館

なお、地域・職域会長協議会（支部長・理事合同会議）は2月14日（土）

全体理事会は2月14日（土）開催予定

平成26年度版 会員名簿を送付

平成26年度版会員名簿（平成26年11月14日現在）を送付しました。（隔年毎に作成）

訂正又は変更事項がありましたら、名簿に挿入の訂正・変更連絡表を使用しFAXでお知らせください。

新年互礼会

薬事関係者の平成27年新年互礼会を次のとおり開催いたしますので、お誘い合わせの上、多数ご参加ください。

日 時：平成27年1月8日（木）午後4時

場 所：広島県薬剤師会館

会 費：1,000円

2015年版（平成27年）管理記録簿を薬局・店舗販売業等へ配布（無料）

正会員A及び賛助会員Aの方々に送付しました。また、これと同時に県薬会員証も送付しました。

管理記録簿及び会員証には所要事項をご記入の上ご使用ください。

斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。

ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局 TEL (082) 246-4317 FAX (082) 249-4589

担当：吉田 E-mail : yoshida@hiroyaku.or.jp



薬剤師国家試験 正答・解説



11頁 問30

解説

プロチゾラムは、短時間作用型のチエノジアゼピン系薬物で、ベンゾジアゼピン系薬物と同じようにベンゾジアゼピン受容体に結合する。ベンゾジアゼピン受容体はGABA_A受容体と共に役しており、ベンゾジアゼピン受容体が刺激されると、GABAのGABA_A受容体への結合が促進されて、Cl⁻チャネル開口が起こる。ベンゾジアゼピン受容体にはサブタイプがあり、催眠・鎮静作用に関わる ω_1 受容体と、抗不安・筋弛緩作用に関わる ω_2 受容体が知られる。プロチゾラムは ω_1 受容体に対して選択性が高く、運動失調を起こしにくい催眠薬である。

Ans. 4

20頁 問65

解説

- 1 ○ 妊娠16週までの風しん初感染により、胎児に白内障、難聴、心疾患などのさまざまな奇形を合併する（先天性風しん症候群）。
- 2 ○ 風しんウイルスは、トガウイルス科ルビウイルス属のプラス鎖RNAウイルスである。
- 3 ○ 発しんは発熱と同時に出現し、2～3日で消退する。「3日ばしか」ともいわれる。
- 4 ○ 血清中抗風しんIgM抗体は、発症後4～28日に検出率が高い。
- 5 × 風しんワクチンは、麻しんワクチンとともにMR（麻しん・風しん）混合ワクチン（弱毒生ワクチン）として投与する。

Ans. 5

29頁 問108

解説

- 1 × ハンゲはサトイモ科カラスピシャクの塊茎を用いる生薬で、鎮嘔、鎮吐、去痰を目的に用いられる。
- 2 × バクモンドウはユリ科ジャノヒゲの根を用いる生薬で、鎮咳、去痰を目的に用いられる。
- 3 ○ 記述の通り。
- 4 × ケイヒはクスノキ科 *Cinnamomum cassia* Blume の樹皮を用いる生薬で、健胃、解熱を目的に用いられる。
- 5 ○ 記述の通り。

Ans. 3, 5

30頁 問185

解説

- 1 × 腎機能の急激な悪化は考えられない。
- 2 × 腎機能の急激な悪化は考えられない。
- 3 ○ 腎排泄型薬物であり、腎機能低下患者では排泄遅延により急性腎不全など、症状が悪化する可能性がある。重篤な腎障害のある患者には原則禁忌である。
- 4 × 腎機能の急激な悪化は考えられない。
- 5 ○ アミノグリコシド系抗生物質であり、急性腎不全などの重篤な腎障害や第8脳神経障害には要注意である。腎障害のある患者には慎重投与である。

Ans. 3, 5

76頁 問251

解説

六君子湯の重大な副作用としては、偽アルドステロン症、ミオパシー、肝機能障害、黄疸が挙げられる。

Ans. 2, 4



明けましておめでとうございます。

昨年を振り返る時もなく、今年に突入してしまいました。

2015年に12カ月の幸せと、52週間の楽しみと、365日の成功と8,760時間の健康と、52,600分の幸運と3,153,600秒のよろこびを！！

望みすぎでしょうか？（笑）(*^*)v

<もい鳥>

新年明けましておめでとうございます。ついに念願のロードバイクを買いました。まだまだ初心者なので体力をつけて今年はいろんな所に走りに行きたいです！

<まめごま>

明けましておめでとうございます。

みなさん、初夢見ましたか？

コアラは、ドラえもんになって「タケコプター」や「どこでもドア」などのアイテムで遊んでる・・・そんな夢を見ました。

でも、これって妄想ですかね・・・

<By コアラChanズ>

新年明けましておめでとうございます。今年度は、在宅へ多くの薬剤師が出て行ける事を願い、昨年末から在宅支援薬剤師要請研修会が始まりました。来年度もいろいろな企画にご参加いただけるよう、広報をしていきます！

よろしくお願ひいたします♪

<メリッサ>

あけましておめでとうございます。

激動の一年が明け、今年はどうぞ穏やかな年となりますように

<バタバタ>

昨年の忘年会の一番の話題の一つは、やっぱりカープの戦績 今じゃ女性も参加して熱い自論で、ここ最近にはない盛り上がり！改めて監督は大変だな～と思う日々です。

<健康に歩>

いよいよ今シーズンもインフルエンザが猛威をふるいはじめました。ノロウイルスもこわいです。

ウチの小学生男児たちがいつウイルスをもらってくるのか、毎日ひやひやしております。

手を洗え～、うがいをしろ～、とクドクド言っても聞きやしません…。早く暖かい春がきてくれないかな、といつもこの時期思います。

<みつき>

編集委員

野村 祐仁	谷川 正之	井上 映子	豊見 敦
中川 潤子	田邊 ナオ	多森 繁美	林 真理子
玉浦 秀一	松井 聰政	永野 利香	有助美奈子

保険薬局ニュース

平成 27 年 1 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.23 No. 1 (No.125)

平成26年11月28日

広島県薬剤師会保険薬局部会

年末年始の保険調剤について

12月29日から1月3日は、国民の休日として扱うとされているため、この間に調剤した場合には、夜間・休日等加算を算定することが出来ます。

しかし、12月29日～12月31日の間を休日として扱うことは、広く知られているとは言えないため、この間に加算を算定する場合には、店内にその旨を掲示し、休日扱いであることを告知してください。

そのなかで、休日加算を算定できるのは、12月30日～1月4日までの期間、**本来、当該薬局の休日にあたる日に、支部運営による輪番制で開局している薬局**であり、支部担当者が県薬ホームページに休日当番薬局として掲載している薬局です（その他の薬局は、夜間・休日等加算の対象です）。



最近、特に多いレセプト返戻の事例をお知らせいたしますので、ご留意ください。

○特定薬剤管理指導加算について

複数の適応を有する医薬品であって、特定薬剤管理指導加算の対象範囲とされている適応以外の目的で使用されている場合は、同加算は算定できません。

例) ダイアップ坐剤の熱性けいれんに対する投薬
ドグマチールの胃・十二指腸潰瘍に対する投薬 等

○「薬品の紛失」に係わる保険での請求について

患者が帰途、あるいは自宅で薬品を紛失し、その薬品を再度調剤した場合、保険での請求はできません。

【調剤報酬点数表の解釈】より

被保険者が保険薬局より薬剤の交付を受け、持ち帰りの途中又は自宅において薬品を紛失したため（天災地変その他やむを得ない場合を除く）、再交付された処方せんに基づいて保険薬局が調剤した場合は、当該薬剤の費用は、被保険者の負担とする。

平成27年度保険薬局部会会費について

平成27年度の広島県薬剤師会保険薬局部会会費については、本年度と同額といたします。

平成25年11月以降に入会された薬局、また、平成25年11月から、平成26年10月までの総受付回数が、それ以前の受付回数と大幅に異なり、ランク（下記参照）に変更がある場合には、各地域薬剤師会に、社保・国保の総受付回数、営業月数を次の様式にて申告ください。

お願ひいたします。

なお、薬事法の規定に基づく、報告義務（薬局機能情報提供制度 救急医療Net HIROSHIMA）<http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenmintop/>の項目に、「処方せんを応需した数（患者数）前年に処方せんを応需した延べ人数」があり、この数字とほぼ差異は無いものと考えますので、大きな齟齬の無いよう、ご報告くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

また、提出方法・提出期限につきまして、ご不明な点がある場合は、各地域薬剤師会にお問い合わせください。

（参考）

ランク	1月あたり受付回数	1月あたり会費額	年会費額
A	0～100回	475円	5,700円
B	101～200	665	7,980
C	201～300	1,520	18,240
D	301～400	2,565	30,780
E	401～500	3,800	45,600
F	501～600	5,225	62,700
G	601～700	6,840	82,080
H	701～800	8,645	103,740
I	801～900	10,640	127,680
J	901～1,000	12,825	153,900
K	1,001～1,500	14,250	171,000
L	1,501～	19,000	228,000

-----切り取り線-----

保 険 薬 局	コード番号	
	名 称	
	開 設 者	
	所 在 地	

月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
受付回数							

月	6月	7月	8月	9月	10月	総 計	月 平 均 受付回数
受付回数							

※ 歯科・眼科・耳鼻科の受付回数も1と数えます。

※ 生保・公費単独は受付回数に含みません。

営業月数

国会レポート 「エボラ出血熱の脅威」



文部科学副大臣・参議院議員
薬学博士 藤井もとゆき

秋も深まり、紅葉前線は北から南へ、山から里へと下ってきています。一方で初霜や初冠雪の便りも届き、札幌や函館では今シーズン初の降雪も観測され、冬間近を思わせられます。日本のプロ野球は、ソフトバンクが阪神を破り、3年振り6度目の日本一に輝き、今季限りで辞任する秋山監督の花道を飾りました。海の向こう米大リーグでは、サンフランシスコジャイアンツがワイルドカードからワールドシリーズを制し、見事8回目の世界一に輝きました。ロイヤルズの青木選手の夢は一步届きませんでしたが、来期の日本人大リーガーの活躍に期待したいと思います。

さて、エボラ出血熱に関するニュースが連日続いています。今年3月にギニアでの集団感染が報告されたのを皮切りに、住民の国境越えの移動により隣国のリベリア及びシエラレオネに拡がり、これらの西アフリカの国々を中心に、その流行は一向に衰えることなく、依然として拡大が続いています。10月29日に公表されたWHOの調査結果では、感染患者は疑いの例も含めて一万三千人を超えたとのことです。前回発表（25日）から患者数は三千人以上も増え、死亡者は5千人近くにも上っています。ここにきて、アフリカ以外での発症が報告され、スペイン、米国では二次感染も確認されたことが報道されています。最大都市ニューヨークでも、国境なき医師団としてギニアで活動し帰国した医師のエボラ出血熱感染が確認され、感染拡大の懸念が高まり市民に不安が広がっています。それぞれの政府は感染拡大の防止に最大限の努力を重ねています。

日本では、これまでのところ発生の報告は無いものの、米国等での状況等を踏まえ、政府は入国審査と連携した検疫実施の徹底など水際作戦の強化、万一に備えた医療供給整備体制の再確認など、その発症防止に万全の体制で臨んでいます。また、厚生労働省は、24日に開いた「一類感染症の治療に関する専門家会議」において、ファビピラビルなどの未承認薬・適応外薬の使用は倫理的に許容されるとして、その使用を認める判断を示しました。

今国会には、感染症法の改正が提案されています。この改正感染症法では、政令により暫定的に二類感染症として取り扱われている鳥インフルエンザ（H7N9）及び中東呼吸器症候群（MERS）を二類感染症に位置付けること。都道府県知事は、全ての感染症の患者や医療機関に対して、検体の提出に応じるよう要請できること等が規定されています。国内でのデング熱患者の発生など、昨今の感染症発生の状況を踏まえたものとなっています。

いつの時代になっても、人類と細菌・ウイルス等との戦いは終わることはありません。改めて、ワクチン等による感染予防の大切さ、感染症治療薬の開発の必要性を意識させられます。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

第47回衆議院議員選挙結果について（広島県選挙区）

第1区 岸 田 文 雄(自民・前) 8期目

第2区 平 口 洋(自民・前) 3期目

第3区 河 井 克 行(自民・前) 6期目

第4区 中 川 俊 直(自民・前) 2期目

第5区 寺 田 稔(自民・前) 4期目

第7区 小 林 史 明(自民・前) 2期目

比例 中国ブロック 新 谷 正 義(自民 茨城 比例・前) 2期目

" 小 島 敏 文(自民・前) 2期目

薬剤師議員の選挙結果について

北海道 第8区 逢 坂 誠 二(民主・元)北大 3期目

神奈川 第1区 松 本 純(自民・現)東京薬科大 6期目

大 阪 第7区 渡嘉敷奈緒美(自民・現)昭和大 3期目

上記の方が当選されましたので、ご報告いたします。(敬称略)

医師・歯科医師・薬剤師の届出のお願い

医師法、歯科医師法及び薬剤師法では、2年に一度、各法に規定する事項の届出が義務付けられており、本年がその実施年に当たります。この届出は、今後の厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする「医師・歯科医師・薬剤師調査」の客体となるものであり、届出について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

«医師・歯科医師・薬剤師の届出について»

① 届出の根拠

医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項及び薬剤師法第9条により、2年に一度の届出が義務付けられています。

② 届出の方法等

(1) 届出票（様式）について

○届出票の様式は、住所地を管轄する保健所から配布されます。（病院等に従事されている方については、当該施設から配布される場合もあります。）

○上記のほか、厚生労働省のホームページからダウンロードすることもできます。

[\[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp141023-04.html\]](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp141023-04.html)

(2) 届出の方法

○平成26年12月31日現在の住所、氏名、登録番号、登録年月日、従事先等、届出票に記載されている事項に記入の上、住所地を管轄する保健所へ提出してください。

（病院等に従事されている方については、住所地にかかわらず当該施設で取りまとめて提出される場合もあります。）

○複数の施設に従事している場合には、主な従業先のもの1枚だけを提出してください（重複提出は行わないでください）。ただし、複数の免許を保有している場合は、それぞれの届出票を提出する必要があります。

○12月31日現在で就労していない方も、届出票を提出する必要がありますので、届出漏れのないようにしてください。

③ 調査の期日

平成26年 12月31日現在（届出票に記載していただく基準日）

④ 届出の期限

平成27年 1月15日(木)

○届出期限までに、住所地を管轄する保健所へ提出してください。

（従事先で取りまとめられる場合は、当該施設が定める期限までに提出してください。）

⑤ 問合せ先

県健康福祉局健康福祉総務課（広島市中区基町 10-52 TEL082-513-3030（ダイヤルイン））又は最寄りの保健所まで

保健所名	住 所	電話番号	管轄区域
西部保健所	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181（代）	大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、安芸太田町
西部東保健所	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911（代）	竹原市、東広島市、大崎上島町
東部保健所	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011（代）	三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町
北部保健所	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181（代）	三次市、庄原市
広島市保健所	広島市中区富士見町11-27	082-241-7417（ダイヤルイン）	広島市中区
東区分室	広島市東区東蟹屋町9-34	082-568-7752（ダイヤルイン）	広島市東区
南区分室	広島市南区皆実町1-4-46	082-250-4136（ダイヤルイン）	広島市南区
西区分室	広島市西区福島町2-2-1	082-532-1017（ダイヤルイン）	広島市西区
安佐南区分室	広島市安佐南区古市1-33-14	082-831-4563（ダイヤルイン）	広島市安佐南区
安佐北区分室	広島市安佐北区可部4-13-13	082-819-3956（ダイヤルイン）	広島市安佐北区
安芸区分室	広島市安芸区船越南3-4-36	082-821-2829（ダイヤルイン）	広島市安芸区
佐伯区分室	広島市佐伯区海老園2-5-28	082-943-9762（ダイヤルイン）	広島市佐伯区
福山市保健所	福山市三吉町南2-11-22	084-928-1164（直通）	福山市
呉市保健所	呉市和庄1-2-13	0823-25-3534（直通）	呉市

発 行：〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号
電話 (082) 246-4317(代) FAX (082) 249-4589
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。